

「侵害コンテンツのダウンロード違法化等に関するパブリックコメント」の結果概要（団体等）

資料3-4

目次

＜①文化庁当初案のままで良い＞・・・3頁

1. (公社) 日本文藝家協会
2. (一社) 日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合
3. (一社) コンテンツ海外流通促進機構
4. (一社) 日本映画製作者連盟
5. (一社) 日本著作権評価協会
6. (一社) 学術著作権協会
7. 東映株式会社
8. 日本印刷産業連合会
9. 協同組合日本シナリオ作家協会
10. (一社) 日本音楽著作権協会
11. (一社) コンピュータソフトウェア著作権協会
12. (一社) 日本写真著作権協会
13. 協同組合日本脚本家連盟
14. 東宝株式会社
15. 松竹株式会社
16. 株式会社日本国際映画著作権協会

＜②違法となる対象が広い（文化庁当初案よりも違法化の対象を絞り込むべき）＞・・・43頁

17. 高倉成男氏・中山信弘氏・金子敏哉氏（※1）
18. (公社) 日本漫画家協会
19. (一社) 出版物貸与権管理センター
20. 出版広報センター
21. 女子現代メディア文化研究会
22. (一社) 日本建築学会
23. 日本マンガ学会
24. 日本弁理士会
25. 株式会社メディアドウ
26. 株式会社メディアドウホールディングス
27. 全国同人誌即売会連絡会
28. 日本電子書店連合
29. (一社) 電子出版制作・流通協議会
30. (一社) テレコムサービス協会
31. (一社) 情報法制研究所 著作権と情報法制研究
タスクフォース

<③違法となる対象が狭い（文化庁当初案よりも違法化の対象を広げるべき）・・・103頁

32. (一社) 日本映像ソフト協会

<④具体的な要件の適否は分からないが、バランスのとれた内容とすべき（政府における検討に委ねる）・・・111頁

33. (一社) 日本新聞協会

34. 東京都行政書士会中央支部

35. (一社) 日本知的財産協会次世代コンテンツ政策プロジェクト

36. (一社) 日本レコード協会

<⑤要件にかかわらず、侵害コンテンツのダウンロード違法化自体を行うべきでない>・・・124頁

37. 京都弁護士会

38. エンターテイメント表現の自由の会

39. コンテンツ文化研究会

40. 国公立私立大学図書館協会委員会

41. (一社) 日本インターネットプロバイダー協会

42. EdiNet株式会社

43. (一社) インターネットユーザー協会

44. クリエイティブ・コモンズ・ジャパン

<⑥その他（※2）>・・・153頁

45. 日本芸能実演家団体協議会

46. 日本民間放送連盟

47. 全国消費者団体連絡会

48. BSA|ザ・ソフトウェア・アライアンス

49. Asia Internet Coalition Japan

50. (公社) 日本図書館協会

51. 日本経済団体連合会知的財産委員会企画部会

※1 個人の連名による意見は、団体に準じるものとして整理している。

※2 侵害コンテンツのダウンロード違法化に関する意見が記載されていないものも含む。

※3 現存する海賊版サイトの名称等については、黒塗りとしている。

**①文化庁当初案のままが良い
と回答した団体等**

1. (公社) 日本文藝家協会

1. 基本的な考え方：①賛成

2. (1) 懸念事項

- | | | | |
|-----------------|--------------|----------------|--------------|
| (i) 適法・違法の判断が困難 | : ③あまり懸念されない | (v) 無料提供のコンテンツ | : ③あまり懸念されない |
| (ii) スクリーンショット | : ③あまり懸念されない | (vi) 権利者が黙認の場合 | : ③あまり懸念されない |
| (iii) 軽微なダウンロード | : ③あまり懸念されない | (vii) 濫用的な権利行使 | : ③あまり懸念されない |
| (iv) 二次創作・パロディ | : ③あまり懸念されない | (viii) その他 | : 回答なし |

2. (2) 要件設定

- (i) 文化庁当初案について：①文化庁当初案のままで良い
- (ii) 理由：

海賊版被害は現状においても深刻なものですが、このまま放置されればさらに深刻な事態になることが懸念されます。違法なもののアップロードを防ぐ対策を立てると同時に、ダウンロードする側の利用者にも理解と見識を求めることが必要です。ただ違法なものかどうかを一般の利用者が即座に判断することが難しい場合もあると思われます。ダウンロードしたものを商業目的で利用するなど、営利目的であることが明らかな場合を除いて、一般ユーザーの軽微な利用については著作権者に損失を与えるものではなく、罪に問われることはないということを、できる限りわかりやすく告知する必要があると思われます。その告知が十分に実施され、一般の利用者の間の共通認識となれば、情報収集に萎縮を生じされるおそれはなくなると考えられます。その他については意見ありません。

3. その他

- (1) ダウンロード違法化について：回答なし
- (2) リーチサイト対策について：回答なし
- (3) 海賊版対策全般について：回答なし

2. (一社) 日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合

1. 基本的な考え方：①賛成

2. (1) 懸念事項

- | | | | |
|-----------------|--------------|----------------|--------------|
| (i) 適法・違法の判断が困難 | : ③あまり懸念されない | (v) 無料提供のコンテンツ | : ③あまり懸念されない |
| (ii) スクリーンショット | : ③あまり懸念されない | (vi) 権利者が黙認の場合 | : ③あまり懸念されない |
| (iii) 軽微なダウンロード | : ③あまり懸念されない | (vii) 濫用的な権利行使 | : ③あまり懸念されない |
| (iv) 二次創作・パロディ | : ③あまり懸念されない | (viii) その他 | : 回答なし |

2. (2) 要件設定

- (i) 文化庁当初案について：①文化庁当初案のままで良い
- (ii) 理由：

文化庁の当初案については、「被害者であるはずの漫画家自身が難色を示している」、「影響範囲が大きく、ネット利用者の多くに混乱を招く」、「アップロードされているコンテンツが合法か違法かの判別が難しい」等の批判はあったが、一部のユーザーにおいては、著作権侵害に係る意識もないままに日常的に違法サイトよりダウンロードをしており、レンタル業界を含めたコミック市場にも大きな影響を与えているものと思われる。そのように、レンタル店が一刻の猶予もない状況を踏まえれば、まずは文化庁の当初案に基づき違法サイト対しては早急に法的な規制を図るとともに、著作権意識の向上に向け、ユーザーに対する啓発活動等も併せて実施していくべきである。

2. (一社) 日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合

3. その他

- (1) ダウンロード違法化について：回答なし
- (2) リーチサイト対策について：回答なし
- (3) 海賊版対策全般について：

2017年の海賊版サイト「漫画村」のユーザー利用の拡大により、コミックレンタルの売上は前年比で一気に約20%も減少する等、レンタル業界に甚大な被害をもたらし、その後2018年に同サイトが閉鎖したことにより、ようやく売上は復調したという経緯がある。このような「漫画村」による売上の減少は、レンタル業界だけに限られたものではなく、販売業界においても同様に大きな損害を被っており、「漫画村」は2017年10月～2018年4月までの6ヶ月間にわたりコミック市場全体を席卷したと言える。特に中小規模のレンタル店や書店においては、配信サービスの拡大等によりコミックをはじめとしたパッケージメディア全体の市場が縮小していく中で、店舗におけるコスト削減や顧客サービスの向上等により、ギリギリの状態店舗をようやく維持してきたこともあり、それらの店舗における「漫画村」による売上損失の影響は計り知れないものがある。従って、国民の通信の秘密の維持を確保し、正当な情報収集の萎縮を招かないよう最大限の配慮しつつも、「漫画村」の蔓延のような事態に基づく店舗の経済的な損失を回避すべく、サイトブロッキングを含めて、悪質な海賊版サイトに迅速に対応できるような方策を早急に検討・導入すべきである。

3. (一社) コンテンツ海外流通促進機構

1. 基本的な考え方：①賛成

2. (1) 懸念事項

- | | | | |
|-----------------|-------------|----------------|-------------|
| (i) 適法・違法の判断が困難 | : ④全く懸念されない | (v) 無料提供のコンテンツ | : ④全く懸念されない |
| (ii) スクリーンショット | : ④全く懸念されない | (vi) 権利者が黙認の場合 | : ④全く懸念されない |
| (iii) 軽微なダウンロード | : ④全く懸念されない | (vii) 濫用的な権利行使 | : ④全く懸念されない |
| (iv) 二次創作・パロディ | : ④全く懸念されない | (viii) その他 | : 回答なし |

2. (2) 要件設定

- (i) 文化庁当初案について：①文化庁当初案のままで良い
- (ii) 理由：

CODAは、9月25日に公益社団法人日本漫画家協会および出版広報センターが発表した共同声明に賛同している。その上で、長年にわたり海賊版対策を行ってきた立場として、文化庁当初案は、①主観的な要件を厳しく設定し、違法だと知らずにダウンロードしてしまったユーザーが法的責任を問われないといったことを確実に担保するとともに、②刑事罰は常習的に違法ダウンロードを繰り返すなど悪質性が高い事案に限定がされており、ユーザーの表現の自由等が害されないように十分に配慮されていると評価している。

「原作のまま、作品全体をまるごと複製する行為に限定すべき」、「権利者の利益が不当に害される場合に限定すべき」といった意見もあったようだが、そのような内容は、海賊版業者にとって容易に回避することが可能であり、海賊版対策への効果が著しく低下してしまうと考える。ついては、そのような限定は行うべきでない。

海賊版ビジネスは法の抜け穴を突いてくるため、そのような要件を課すことにより、表紙だけ外したり、一部を切り取ったり、データを二つに分ける等して、ユーザーに対して「これは適法であり、安心してダウンロードしてください」といった誤ったアピールを招く事態が容易に想定される。わが国のコンテンツを守るという意味から、作品全体のダウンロードだけ規制するのでは到底のことながら不十分である。

(次頁に続く) 7

3. (一社) コンテンツ海外流通促進機構

2. (2) 要件設定

(ii) 理由 :

(前頁からの続き)

また、対象となるのはあくまでも違法にアップロードされた作品であり、現在の法制度においても本来はインターネット上にあるべきではないものである。そのように本来存在するべきでない違法なものを違法だと知りながらダウンロードする行為を対象とするというものであり、言うなれば、「海賊版ビジネス運営者、いわゆる犯罪者の利益になることを承知の上で、自らが無料（又は低額で）作品を見たいので、海賊版を取得する。」という行為を対象とするものであり、その内容は正当かつ合理的なものと考えている。

なお、一部報道において、「スクショ違法」などいたずらに国民の不安をあおるような記事が見受けられる。現在、海賊版サイトに違法アップロードされているマンガ等は、電子書籍の画面をスクリーンショットしたものも確認されている。これは、現行法においても複製権侵害行為であって、一般に普及している行為であるからといって、すべてのスクリーンショットが著作権侵害とならないものではない。そして、今回の法改正は「違法にアップロードされたことが確実だと知りながらスクリーンショットを撮る行為」も含む、と規定しているものであり、これは、海賊版対策としての目的に照らして違法とされるべき行為をその対象としていることは明らかである。

3. その他

(1) ダウンロード違法化について :

現在、違法ダウンロードの対象は、音楽・映像等の録音・録画に限定されているが、これは私的録音録画補償金制度の議論の中で検討された経緯によるものであり、音楽・映像等以外の著作物の被害が軽微であるということではない。

2018年10月にCODAが独自に行った調査では、日本の漫画・雑誌などの書籍を違法にアップロードしているサイトのうち、アクセス上位のサイトはいわゆる「ダウンロードサイト」であり、その被害は深刻である。そして、これらダウンロードサイトのアクセスの大半は日本から行われている。また、BitTorrentなどのファイル共有においても同様の被害が発生していることや、そのほか国境を越えたさまざまな形態での著作権侵害が深刻化している実態を鑑みると、著作権侵害コンテンツを利用する側への対策も含めた総合的な対策が必要であり、これは政府の知的財産戦略本部の「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」においても意見の一致が見られたところである。

(次頁に続く)

3. (一社) コンテンツ海外流通促進機構

3. その他

(1) ダウンロード違法化について：

(前頁からの続き)

ユーザー側の規制は表現行為への萎縮に繋がるという意見については、音楽・映像等のダウンロード違法化から現在まで約10年にわたり萎縮効果とされる確たる事例が報告されていないことなどからも、インターネット上の表現行為に対する悪影響が生じる可能性は極めて低いものと考えられる。また、違法にアップロードされたものをダウンロードする行為を規制したとしても、それは違法アップロードという現行法において既に規制されていることを前提とする行為（すなわち違法アップロードに対する規制が全ての違法アップロードに対して十全に機能していれば生じ得ない行為であり、現行法においても本来生じることが予定されていない行為）を規制するものであるから、ユーザー側の行為を新たに制約すると評価されるものではないと考える。

2019年、日本の通信システムは4Gから5Gへ進化し、超高速・大容量時代が到来する。4Gで2時間映画のダウンロードは30秒程度とされているが、5Gではハイビジョン画質の2時間映画のダウンロードがわずか1.5秒で完了するとされており、ダウンロード行為は今後増加する可能性があることから、著作物を区別することなく、侵害コンテンツのダウンロード違法化を行うべきである。

(2) リーチサイト対策について：

リーチサイトに対応するための法制化については、2013年から法制・基本問題小委員会の議題に上がり、2016年8月～2018年9月には集中的にかつ丁寧な議論が尽くされてきた。この結果、一定の要件のもとで規制することが適当という結論がすでに出ており、各所から早急に法整備を実現してほしいと表明されている。

違法アップロードにおける「海賊版サイト」については、運営者が日本国内に所在する場合は刑事摘発が可能であり、法律・運用が有効に機能している。

一方、「海賊版誘導サイト・アプリ（リーチサイト・アプリ）」については、違法アップロードの幫助として現行法においても刑事罰の対象となり得るが、幫助犯を摘発するためには正犯の著作権侵害行為を特定する必要があるとされることから、多くの著作権侵害行為の全部又は一部が海外で行われている現状において、正犯行為と離れてリーチサイトの運営に対する刑事摘発には至っていない。

(次頁に続く)

3. (一社) コンテンツ海外流通促進機構

3. その他

(2) リーチサイト対策について：

(前頁からの続き)

しかし、インターネット上において、たとえば「アニメ 無料」などで検索を行った場合、その結果として正規配信サイトや直接的な著作権侵害サイトより、多くのリーチサイトが表示されることから、リーチサイトは、ユーザーを著作権侵害コンテンツに容易に誘導する最大の入り口として機能していることは明らかである。多くのリーチサイトには、「免責事項」として、リンク集であり違法アップロードは行っておらず、コンテンツの削除要請については違法アップロード元に連絡するよう記載されており、確信犯的にサイト運営を行っていることが見て取れる。そして、これらのサイトの多くの運営者（ドメイン登録者の住所）は日本国内に所在していることから、制度を整えば、日本において対策が可能である。また、インターネット上のサービス事業者に協力を求めた際には、「法制化されたら対応できる」との回答を得たこともある。

CODAでは海外のUGCサイトなどに対し、著作権侵害コンテンツに対する削除要請を日常的に行っているが、コンテンツのタイトルに著作物の名称を使わず、キーワード検索を回避するものが少なからず存在している。また、オンラインストレージにおいても著作物名を付けずにコンテンツをアップロードする行為や特定のリーチサイトからのみアクセスできるようにする行為も増加している。これらのコンテンツは、リーチサイトを通じてアクセスされるものであり、違法アップロードそのものは潜在化しているといえる。また、削除要請に応じない海外の悪質な海賊版サイトにアップロードされている違法コンテンツにユーザーを誘導する行為も後を絶たない。このため、例えば権利者が侵害対策の一つとして悪質な海賊版サイトが検索エンジンにおける検索結果表示に表示されないよう対策を行ったとしても、リーチサイトにより到達が可能であることから、その効果が限定されてしまう。

さらに、このリーチサイト・アプリは、著作権侵害コンテンツにユーザーを誘導することで膨大なアクセスを集め、その広告収入で暴利を得ている。

インターネット上の海賊版に総合的に対処するために、いまやリーチサイトに対応するための法制化は急務である。現状では、民間による協力として実施されている検索結果表示抑止や広告出稿抑止などの対策についても、その法的な根拠が明らかになることでさらなる対策が実現可能となり、また、広報啓発の観点からも広く国民への重要なメッセージとなる。

なお、リーチサイトは大量のコンテンツの情報を集めることで膨大なアクセスを集めているものであり、これは個々の権利者がそれぞれ権利行使を行ってもその効果は限定的である。つまり公益的な対策が必要であって、そのためには非親告罪として対応可能であることが大変重要である。

3. (一社) コンテンツ海外流通促進機構

3. その他

(3) 海賊版対策全般について：

海賊版サイト問題はますます深刻化し、文字通り喫緊の課題である。CODAとしては、インターネット上における我が国コンテンツの著作権侵害は現在も危機的な状況にあると認識しており、今後とも、あらゆる対策を早急に講じていく必要があると考えている。

海賊版対策強化のためには、アニメ、映画、音楽、ゲームなどのコンテンツ制作会社やTV放送事業者のほか、漫画家をはじめとした著作者や出版社との連携強化が不可欠である。CODAとしてもこれまで以上に権利者との連携を深め、インターネットの一般ユーザーの表現の自由等には十分に配慮しつつも、実効的な対策を講じて参りたい。

4. (一社) 日本映画製作者連盟

1. 基本的な考え方：①賛成

2. (1) 懸念事項

- | | | | |
|-----------------|-------------|----------------|-------------|
| (i) 適法・違法の判断が困難 | : ④全く懸念されない | (v) 無料提供のコンテンツ | : ④全く懸念されない |
| (ii) スクリーンショット | : ④全く懸念されない | (vi) 権利者が黙認の場合 | : ④全く懸念されない |
| (iii) 軽微なダウンロード | : ④全く懸念されない | (vii) 濫用的な権利行使 | : ④全く懸念されない |
| (iv) 二次創作・パロディ | : ④全く懸念されない | (viii) その他 | : 回答なし |

2. (2) 要件設定

- (i) 文化庁当初案について：①文化庁当初案のままで良い
- (ii) 理由：

文化庁当初案は、まさに深刻な海賊版被害に対し、実効的な対策を講じるために必要な施策であり、また国民の正当な情報収集に萎縮を生じさせない為に要件が厳格に限定されていると考えます。

3. その他

- (1) ダウンロード違法化について：

侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象となる著作物の範囲を静止画・テキスト等を含む著作物全般に拡大するに当たり、音楽・映像の著作物よりも要件を厳格化するのであれば、音楽・映像のダウンロード（録音又は録画）とそれ以外の複製とを区別し、録音又は録画についての要件は従前のままとすることを要望致します。

今般、ダウンロード違法化の対象拡大に関しては、スクリーンショットによる保存や、漫画の1コマなどの軽微なダウンロード、他人の著作物を違法引用した論文のダウンロードなどについて懸念が生じるとの指摘もあるところですが、そのような懸念は、音楽・映像のダウンロード（録音又は録画）には当てはまりません。また、音楽・映像のダウンロードが違法化され、さらに刑罰化されてから一定期間が経過していますが、個人の自由を不当に制約するような事例は生じておらず、他方、映画館での告知による広報活動等により海賊版の拡散抑止に大きな効果
を上げています。
(次頁に続く)

4. (一社) 日本映画製作者連盟

3. その他

(1) ダウンロード違法化について：

(前頁からの続き)

当連盟としては、静止画・テキスト等に係る上記懸念には、文化庁当初案においても、違法となるのは「著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の複製であること」を知りながら行う場合に限定されていること、重大な過失により知らないで行う場合を含むものと解釈してはならないことが明記されていることによって十分対処できていると考えます。しかし、仮にダウンロード違法化の対象拡大に伴って、文化庁当初案以上の要件の絞り込みを行うとすれば、録音又は録画による複製とそれ以外の複製とを区別し、既に違法化の対象となっている音楽・映像のダウンロード（録音又は録画）については、音楽・映像の海賊版の拡散抑止の強い必要性があり、懸念点も生じていないことから、従前どおりの要件を維持することが必要です。

(2) リーチサイト対策について：

リーチサイト・リーチアプリは、映画産業に於いても、利用者を違法にアップされた動画に容易に到達するよう誘導することで、多大な損害をもたらしております。このように我が国のコンテンツ産業に損害をもたらすリーチサイト・リーチアプリの存在を看過することはもはや許されないこととあります。

文化庁案は、リンク情報等の提供全般に対して規制を加えるのではなく、「侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等」「侵害著作物等利用容易化プログラム」を厳格に定義した上で、それらにおいて又はそれらを用いて行う侵害著作物等の利用容易化の行為に限定して、みなし著作権侵害行為としています。

また「侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等」「侵害著作物等利用容易化プログラム」の公衆への提示・提供を行っている者が、違法なリンク情報等やリーチアプリを削除せずに放置している行為を一定の場合にみなし著作権等侵害としています。このような文化庁案は、緊急に対応する必要性の高い特に悪質な行為を取りだして、みなし著作権等侵害とするものと理解できます。

このような侵害著作物等の利用容易化、リーチサイト運営、リーチサイトアプリ提供に対する差止請求を認めること、及び利用容易化を行った者及びリーチサイト運営者・リーチアプリ提供者の行為を罰則の対象として刑罰を科すことは、リーチサイト・リーチアプリによる海賊版の拡散を抑止するために、最低限の措置としてぜひとも必要なことです。それらの内容が立法化されるとともに、一刻も早く施行されることを強く要望致します。

なお、リーチサイト・リーチアプリ対策は緊急に必要であることから、上記改正の施行は、公布の翌年1月1日とするのではなく、公布の日から数ヶ月以内とすることを要望致します。

(次頁に続く) 13

4. (一社) 日本映画製作者連盟

3. その他

(2) リーチサイト対策について：

(前頁からの続き)

このような侵害著作物等の利用容易化、リーチサイト運営、リーチサイトアプリ提供に対する差止請求を認めること、及び利用容易化を行った者及びリーチサイト運営者・リーチアプリ提供者の行為を罰則の対象として刑罰を科すことは、リーチサイト・リーチアプリによる海賊版の拡散を抑止するために、最低限の措置としてぜひとも必要なことです。それらの内容が立法化されるとともに、一刻も早く施行されることを強く要望致します。

なお、リーチサイト・リーチアプリ対策は緊急に必要なことから、上記改正の施行は、公布の翌年1月1日とするのではなく、公布の日から数ヶ月以内とすることを要望致します。

(3) 海賊版対策全般について：回答なし

5. (一社) 日本著作権評価協会

1. 基本的な考え方：①賛成

2. (1) 懸念事項

- | | |
|---------------------------|--------------------------|
| (i) 適法・違法の判断が困難：①とても懸念される | (v) 無料提供のコンテンツ：④全く懸念されない |
| (ii) スクリーンショット：④全く懸念されない | (vi) 権利者が黙認の場合：①とても懸念される |
| (iii) 軽微なダウンロード：④全く懸念されない | (vii) 濫用的な権利行使：①とても懸念される |
| (iv) 二次創作・パロディ：④全く懸念されない | (viii) その他：以下に記載 |

(viii) その他

著作物・著作権の利活用には、無料で利用させることも含め、様々な“戦略”がある。その“戦略”の選択の範囲が狭まることになりはしないか懸念される。

2. (2) 要件設定

(i) 文化庁当初案について：①文化庁当初案のままで良い

(ii) 理由：

著作物が違法に利用されれば、著作権の価値が不当にき損されることになりかねない。情報収集等に費用が生じる可能性があるのは当然のことなので、無料で情報収集等が可能かどうかは、別の問題である。

3. その他

(1) ダウンロード違法化について：

著作物だけでなく、著作権にも財産的価値があることは忘れられがちである。利用者の意識が醸成されることを期待したい。

5. (一社) 日本著作権評価協会

3. その他

(2) リーチサイト対策について：

著作権管理のアセスメントは、著作権の価値を左右する重要なファクターとなり得る。リーチサイトの存在自体がリスク要因であるが、法律が整備されれば、そのリスクは低減されるものと評価されよう。

(3) 海賊版対策全般について：

プロバイダもしくはサイト運営者または利用者の権利にばかりフォーカスされているように思える。海賊版により著作権の財産的価値が著しくき損されるおそれのある現状を考えると、著作権者の権利が軽んじられるかのような傾向には危機感を覚える。今後もさらなる対策が講じられることに期待したい。

6. (一社) 学術著作権協会

1. 基本的な考え方 : ①賛成

2. (1) 懸念事項

- | | | | |
|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|
| (i) 適法・違法の判断が困難 | : ②どちらかという懸念される | (v) 無料提供のコンテンツ | : ③あまり懸念されない |
| (ii) スクリーンショット | : ②どちらかという懸念される | (vi) 権利者が黙認の場合 | : ②どちらかという懸念される |
| (iii) 軽微なダウンロード | : ②どちらかという懸念される | (vii) 濫用的な権利行使 | : ③あまり懸念されない |
| (iv) 二次創作・パロディ | : ③あまり懸念されない | (viii) その他 | : 回答なし |

2. (2) 要件設定

- (i) 文化庁当初案について : ①文化庁当初案のままで良い
- (ii) 理由 :

学術分野における論文ダウンロード違法サイト ████████ は、7,600万件を超える論文を収集し、1日あたり凡そ40万人のユーザーが利用している。

(2019.10.7 ████████ twitter <https://twitter.com/████████>)

2017年には、██████ から、1日に35万件以上の論文がダウンロードされたことが報告され、併せて、Elsevierが出版する論文の96.9% (3,410誌から約1,300万の論文)、American Chemical Societyの98.8%、American Physical Societyの99.6%、Royal Society of Chemistryの94.0%の論文が██████ よりダウンロードできるとの調査結果も報告されている。

米国にて、学術出版社が██████ を著作権侵害で訴えたことに対して、ドメイン差し押さえや損害賠償を命じる判決が出ており、その結果、██████ が2017年12月に次の3つのドメイン.cc.、.io、.acを失った影響を受け、ダウンロード数の大幅な減少が見られたと併せて報告されている。

(次頁に続く) 17

6. (一社) 学術著作権協会

2. (2) 要件設定

(ii) 理由 :

(前頁からの続き)

オープンアクセス、オープンサイエンス等、広く学術情報流通を促す取り組みは必要だと考えるが、その一方、今般の侵害コンテンツのダウンロード違法化については、主観要件に「重過失の場合でも違法だと知らなかった場合」や「適法・違法の評価を誤った場合」のダウンロードは違法とならない等が挙げられており、利用の委縮を回避することは十分可能と考える。従って、権利保護と利用の円滑化のバランスを取りつつではあるが、抑止効果が見込まれるため、強く賛同の意を示したい。

参考 : 「論文海賊版サイト■■■■■をめぐる動向と日本における利用実態」『情報の科学と技術68巻10号 pp. 513-519』

3. その他

(1) ダウンロード違法化について : 回答なし

(2) リーチサイト対策について : 回答なし

(3) 海賊版対策全般について : 回答なし

7. 東映株式会社

1. 基本的な考え方：①賛成

2. (1) 懸念事項

- | | | | |
|-----------------|-------------|----------------|-------------|
| (i) 適法・違法の判断が困難 | : ④全く懸念されない | (v) 無料提供のコンテンツ | : ④全く懸念されない |
| (ii) スクリーンショット | : ④全く懸念されない | (vi) 権利者が黙認の場合 | : ④全く懸念されない |
| (iii) 軽微なダウンロード | : ④全く懸念されない | (vii) 濫用的な権利行使 | : ④全く懸念されない |
| (iv) 二次創作・パロディ | : ④全く懸念されない | (viii) その他 | : 回答なし |

2. (2) 要件設定

- (i) 文化庁当初案について：①適切（文化庁当初案のままで良い）
- (ii) 理由：

文化庁当初案は、深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じることに適しており、国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないように、要件も配慮されていると考えます。

3. その他

- (1) ダウンロード違法化について：

侵害コンテンツのダウンロード違法化を著作物全般に拡大する件につきまして、音楽や映像のダウンロードの違法化が現状の法制度のもとで一定の効果を上げていることから、漫画や雑誌等の海賊版抑止にも効力を発揮することが期待でき、エンタテインメント業界全体の知的財産保護の観点からも必要不可欠な事案であると考えます。しかしながら、現状の音楽や映像の現行法の要件は維持しつつ、静止画やテキストにまで拡大されることを要望いたします。

7. 東映株式会社

3. その他

(2) リーチサイト対策について：

リーチサイトは、一般には検索困難な違法動画などにも容易に誘導し、映画産業に多大な損害をもたらしています。

その多くは、権利者からの削除請求に時間を要したり、削除に応じないような悪質なUGCサイトに掲載された違法動画をリンク先として選択しながら閲覧数を増加させ、不正に広告収入等を得ることを目的にしております。さらに、リーチサイト自体にも権利者からのリンク情報の削除に応じなかったり、意図的に連絡先を記載しないサイトが多数存在します。

このようなリーチサイトに対しては、法制度による、みなし侵害化のほか有効な防止手段がなく、このままリーチサイトによる機会損失が続けば映像製作そのものが危機的状況に追い込まれ、映画産業が衰退することが懸念されます。ついては、早急に厳罰化や差し止め請求等、リーチサイトへの法整備を強く要望いたします。

(3) 海賊版対策全般について：回答なし

8. 日本印刷産業連合会

1. 基本的な考え方：①賛成

2. (1) 懸念事項

- | | | | |
|-----------------|--------------|----------------|--------------|
| (i) 適法・違法の判断が困難 | : ③あまり懸念されない | (v) 無料提供のコンテンツ | : ③あまり懸念されない |
| (ii) スクリーンショット | : ③あまり懸念されない | (vi) 権利者が黙認の場合 | : ④全く懸念されない |
| (iii) 軽微なダウンロード | : ③あまり懸念されない | (vii) 濫用的な権利行使 | : ③あまり懸念されない |
| (iv) 二次創作・パロディ | : ③あまり懸念されない | (viii) その他 | : 回答なし |

2. (2) 要件設定

- (i) 文化庁当初案について：①文化庁当初案のままで良い
- (ii) 理由：

文化庁の当初案は、違法となるダウンロードの要件を極めて厳格に規定しており、この条文を正確に理解していれば、国民の生活や文化・産業の発展に悪影響を与えるような「情報収集の委縮」懸念はあたらない、もしくは極めて小さいと考える。また、刑事罰については、さらに要件が付加されており、親告罪でもあることから、不合理な刑事罰適用は考えにくい。

一方で、漫画等の日本の重要な財産であるコンテンツの海賊版などが後を絶たず、また有効な他の法規制の導入もすぐには困難なことから、著作権侵害コンテンツの無断ダウンロードの違法化規制は、クリエイターの育成やコンテンツ産業の発展のために必要な措置である。

3. その他

- (1) ダウンロード違法化について：

文化庁の当初案が前の国会にて上程に至らなかったのは、この改正に関わるステークホルダーへの丁寧な説明が不足していたことが大きいと考える。

今後、当初案のままであってもあるいは修正が加えられた案となったとしても、関係者に懇切丁寧な説明をお願いしたい。

8. 日本印刷産業連合会

3. その他

(2) リーチサイト対策について：

文化庁の当初案で示された、ユーザーを著作権侵害コンテンツを配信するサイトに誘導するサイトに対するみなし侵害制度と刑事罰の導入は適切であると考えます。

(3) 海賊版対策全般について：

知的財産戦略本部で検討されたものの制度改正にまで至らなかった「海賊版対策のためのサイトブロッキング制度の導入」について、文化庁としても当該本部と連携し、引き続き検討を進めていただきたい。

9. 協同組合日本シナリオ作家協会

1. 基本的な考え方：①賛成

2. (1) 懸念事項

- | | | | |
|-----------------|--------------|----------------|--------------|
| (i) 適法・違法の判断が困難 | : ③あまり懸念されない | (v) 無料提供のコンテンツ | : ③あまり懸念されない |
| (ii) スクリーンショット | : ③あまり懸念されない | (vi) 権利者が黙認の場合 | : ④全く懸念されない |
| (iii) 軽微なダウンロード | : ③あまり懸念されない | (vii) 濫用的な権利行使 | : ③あまり懸念されない |
| (iv) 二次創作・パロディ | : ③あまり懸念されない | (viii) その他 | : 回答なし |

2. (2) 要件設定

(i) 文化庁当初案について：①文化庁当初案のままで良い

(ii) 理由：

文化庁当初案は、海賊版による被害を効果的に防ぐために、必要な範囲で対象を限定し、適切かつ実効的に違法化を目指す改正案であると考えられるからである。被害の深刻さが増す中、迅速な法整備の実現を目指すべき現状を考慮するに、現在選択出来得る範囲において、極めて妥当性が高い対応である。

また「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」がないよう、立法事実を照らして、制約する要件を明確かつ厳格に設定し、現時点で想定され得る懸念事項に十分留意がなされているものと考えられ、侵害行為を行うユーザーを適切に規制し、一般のユーザーを萎縮させない、バランスが取れた案といえるからである。

3. その他

(1) ダウンロード違法化について：

平成21年の法改正で、映像・音楽における侵害コンテンツのダウンロードについては違法とされ、平成24年には刑事罰化が行われている。一方、他の著作物については、深刻な被害が発生しているにも関わらず、違法とされておらず、そこに合理性はない。速やかに著作物全般をダウンロード違法化の対象にするべきである。今回目指す改正案によって、「国民の正当な情報収集等の萎縮」を含めて、様々な影響を憂慮する意見もあるが、2. (2) (ii)ですすでに述べたとおり、文化庁当初案は十分に影響に留意がなされた案であり、影響は極めて少ないと考えられる。

続く)

(次頁に23

9. 協同組合日本シナリオ作家協会

3. その他

(1) ダウンロード違法化について：

(前頁からの続き)

そもそも、すでに違法化された映像・音楽の規定によって、この約10年の間に、目立った影響が出ていないことにより、その影響が少ないことは明白である。また、今回の改正案では第30条第1項第30号等や、第119条第3項などの規定において、主観要件・対象著作物等を明確化していることから、「国民の正当な情報収集等の萎縮」を避けることが出来、より活発な著作物の利用を促進させ、健全な文化の発展を促すことが期待できると考える。

(2) リーチサイト対策について：

第113条第2項～第4項、第119条第2項第4号・第5号、第120条の2第3号等における今回の改正案（リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応）については、適切かつ必要性の高いものであると考える。リーチサイト・リーチアプリによって、海賊版サイトへの相当数の誘導を発生させていること、海賊版サイトへの対応が国内法では及ばないことが多いこと等を考慮するに、誘導経路を断つことが、被害の発生を防ぎ、かつ予防するために、最も相応しい対応であると考え。なお、個人等がリーチサイト以外の場で表現を行う際に、侵害コンテンツのリンク情報が含まれているケースについて、正当な表現行為の萎縮が生じないように、今回の法的措置の対象としていないことについても、適切であると考え。

(3) 海賊版対策全般について：

2019年10月18日付で、知的財産戦略本部が「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」を公開しているが、中でも基本的かつ最も重要な対策は「著作権教育・意識啓発」である。現在、特にネット上では、様々な著作物を手軽に、手間なく利用できるようになったが、尚更ここで求められることは、国民全体が著作権の基礎的な知識を身に付けることであることは言うまでもない。著作権に関する知識の欠如が、著作権の侵害行為を引き起こし、延いては著作物・著作者に対する軽視に繋がり、健全な文化の発展を阻害するおそれがある。

また、今回の侵害コンテンツのダウンロード違法化を巡っては「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」がないよう求められているが、「著作権教育・意識啓発」によって、利用者が基礎的な著作権の知識を持つことで、自ずと萎縮は抑制できるものと期待できる。国には、他の対策と合わせて、ぜひ「著作権教育・意識啓発」に力を入れてほしいと願っている。それによって、「文化の発展に寄与すること」という著作権法そのものの²⁴

10. (一社) 日本音楽著作権協会

1. 基本的な考え方：①賛成

2. (1) 懸念事項

- | | | | |
|-----------------|--------|----------------|--------|
| (i) 適法・違法の判断が困難 | : 回答なし | (v) 無料提供のコンテンツ | : 回答なし |
| (ii) スクリーンショット | : 回答なし | (vi) 権利者が黙認の場合 | : 回答なし |
| (iii) 軽微なダウンロード | : 回答なし | (vii) 濫用的な権利行使 | : 回答なし |
| (iv) 二次創作・パロディ | : 回答なし | (viii) その他 | : 回答なし |

2. (2) 要件設定

- (i) 文化庁当初案について：①適切（文化庁当初案のままで良い）
- (ii) 理由：

文化庁当初案は、主観要件において、事実の認識だけでなく違法性の認識をも必要とし、かつ、重過失により違法性の認識を欠いた場合を除外する解釈規定まで置いた上で（同案30条1項3号・2項）、さらに、刑事罰について、有償著作物等への限定、二次創作の除外、反復継続要件の加重といった工夫を重ねており（同案119条3項・4項）、「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」という要請に十分すぎるほど配慮したものとなっている。

既にダウンロード違法化の立法措置が行われた音楽・映像の著作物に関しても、「萎縮」が生じたことを示す事実は見当たらず、欧米諸国との比較においても、これ以上の「配慮」が必要であるとは考えられない。仮にこれ以上の「配慮」をすれば、「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」というもう一方の要請を満たすことが難しくなるため、文化庁当初案が適切であると考えます。

10. (一社) 日本音楽著作権協会

3. その他

(1) ダウンロード違法化について：

音楽・映像の著作物に関しては、平成21年及び24年のダウンロード違法化の立法措置が「深刻な海賊版被害への実効的な対策」の一部として機能しており、「国民の正当な情報収集等に萎縮」が生じたことを示す事実も見当たらないことから、今回の議論が今後どのような展開をたどるとしても、それによって平成21年及び24年の立法措置の成果に悪影響が及ぶことがないよう十分に御留意いただきたい。

(2) リーチサイト対策について：

リーチサイト及びリーチアプリ（以下総称して「リーチサイト等」という。）による被害は甚大であり、音楽分野においては、特に「 」等のリーチアプリへの実効的な対策が喫緊の重要課題となっている。

当協会は、アプリストアからのリーチアプリの削除、リーチサイト等への広告料の流入の遮断を関係先に対して要請するなどの自助努力を続けているが、要請の法的根拠が明確でないという理由で要請に応じない事業者が少なくないため、リーチサイト等への実効的な対策を可能とする立法措置が早急に進むことを希望する。

仮にダウンロード違法化の立法措置が順調に進まない場合には、リーチサイト等に関する立法措置を切り離して速やかに進めるべきである。

(3) 海賊版対策全般について：

リーチサイト等に関する立法措置が行われたとしても、海外のリーチサイト等における侵害行為については実効的な対策とはならないため、知的財産戦略本部において了承されたインターネット上の海賊版対策に関する工程表のとおり、第三段階としてのサイトブロッキングの検討も遅滞なく進めるべきである。

1 1. (一社) コンピュータソフトウェア著作権協会

1. 基本的な考え方 : ①賛成

2. (1) 懸念事項

- | | | | |
|-----------------|-------------|----------------|-------------|
| (i) 適法・違法の判断が困難 | : ④全く懸念されない | (v) 無料提供のコンテンツ | : ④全く懸念されない |
| (ii) スクリーンショット | : ④全く懸念されない | (vi) 権利者が黙認の場合 | : ④全く懸念されない |
| (iii) 軽微なダウンロード | : ④全く懸念されない | (vii) 濫用的な権利行使 | : ④全く懸念されない |
| (iv) 二次創作・パロディ | : ④全く懸念されない | (viii) その他 | : 回答なし |

2. (2) 要件設定

- (i) 文化庁当初案について : ①文化庁当初案のままで良い
- (ii) 理由 :

2008年の録音・録画物についてダウンロード違法化が検討された際、弊協会はプログラムの著作物について被害実態を提示したうえで、プログラムの著作物についてもダウンロード違法化の対象とするよう要望しました。現在、ビジネスソフトに関しては、従来のパッケージ販売からダウンロード販売へ移行しており、ビジネスモデルは変わっているものの、ビジネスソフト、ゲームソフトなどのプログラムの著作物については、Webサイト、リーチサイト、P2Pファイル共有ソフト等における違法アップロードが確認されています。これらに対し、権利者は日々著作権侵害コンテンツの削除要請等を行っているものの、削除直後に再度アップロードされるなど、効果は一時的なものにとどまっています。プログラムの著作物がダウンロードの違法化の対象となれば、ダウンロード違法化に関する周知を徹底することで啓発効果を高め、違法ダウンロードが減少すれば、違法アップロードサイトへのアクセスが減少することにより、結果的に広告収入を目的とする違法アップロード行為についても抑止効果が高まるものと考えます。

(次頁に続

く)

1 1. (一社) コンピュータソフトウェア著作権協会

2. (2) 要件設定

(ii) 理由:

(前頁からの続き)

ダウンロード違法化の対象となるのは「違法にアップロードされた著作物を、そのことを確実に知りながらダウンロードする行為」であるうえ、刑事罰の対象となるものも、継続・反復性を要件とすること、二次創作物や重過失で違法と知らなかった場合は除外されるなど、文化庁当初案においても悪質性が非常に高いものに限定されており、権利者が望む「違法にアップロードされた著作物を、そのことを確実に知りながらダウンロードする行為」以外の行為が本来萎縮するものではなく、また、要件をさらに細かく規定することとなれば、条文が複雑となり、結果的にわかりづらいものとなると考えます。

ただし、今回の検討内容については、一般にインターネットを利用する人にも広く関心もたれているところ、現在は、SNSなどの発達により誤った情報についても拡散されやすい状況となっており、それにより混乱を生じやすくなっていることも事実です。文化庁におかれましては、従来法改正の内容については、国会での成立をもって、その改正内容について詳細に解説、広報されてきたことと存じますが、今回検討内容につきましては、その審議過程においても文化庁より積極的に情報発信することが必要なのではないかと考えます。さらに一般にインターネットを利用する人が、改正後に混乱を生じたり、一方で居直り侵害が横行しないよう、ダウンロード違法化の改正内容については、今回パブリックコメント実施時にご提示いただいている「侵害コンテンツのダウンロード違法化に関する文化庁当初案の考え方に関する資料」の内容等を一般のインターネット利用者にもわかりやすいよう、丁寧に広報・啓発していくことが重要と考えます。

1 1. (一社) コンピュータソフトウェア著作権協会

3. その他

(1) ダウンロード違法化について：回答なし

(2) リーチサイト対策について：

リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為について、緊急に対応する必要性の高い悪質な行為類型に限定し、著作権侵害とすることについて賛成します。携帯端末の高性能化やネットワークの高速化に伴い、従来規定されている著作権侵害として対策することが難しく、著作権者らの利益を不当に害する行為類型は増大しておりますが、リーチサイトはその典型的なものであり、これらに対して権利者が法的対策を適切に行うことが可能になることは、著作権者らの被害を減少させることに大いに寄与するものと考えております。なお、今回の対象とはならないような侵害コンテンツへのリンクについても、そもそも侵害コンテンツへのリンクが侵害コンテンツを拡散させ、被害を拡大させるという点において問題は同じであり、「侵害コンテンツを拡散するためにリンクを張る行為」についても、今後検討いただけるよう要望します。

また、リーチサイト対策については、著作権分科会法制・基本問題小委員会において、2016年より継続して十分な検討が行われた結果、改正内容がまとめられたものです。前回の通常国会において、リーチサイト対策も含めた著作権法改正案の同国会への提出が見送られたことは、当協会といたしましても非常に残念なことでした。インターネット上の海賊版対策について、権利者はたいへんな労力を費やし、侵害を減らすべく努力を重ねておりますが、対策の効果をより高めるためにも、リーチサイト対策は重要であり、一刻も早い法制化を要望いたします。

(3) 海賊版対策全般について：回答なし

12. (一社) 日本写真著作権協会

1. 基本的な考え方 : ①賛成

2. (1) 懸念事項

- | | | | |
|-----------------|-------------|----------------|-------------|
| (i) 適法・違法の判断が困難 | : ④全く懸念されない | (v) 無料提供のコンテンツ | : ④全く懸念されない |
| (ii) スクリーンショット | : ④全く懸念されない | (vi) 権利者が黙認の場合 | : ④全く懸念されない |
| (iii) 軽微なダウンロード | : ④全く懸念されない | (vii) 濫用的な権利行使 | : ④全く懸念されない |
| (iv) 二次創作・パロディ | : ④全く懸念されない | (viii) その他 | : 以下に記載 |

(viii) その他

懸念事項については、正確な理解があれば生じないものとする。正確な周知を促す努力は必要であろう。

2. (2) 要件設定

- (i) 文化庁当初案について : ①文化庁当初案のままで良い
- (ii) 理由 :

文化庁の提案について、正確な理解があれば、国民の正当な情報収集等に支障を生じることはないと思われる。実際、音楽等分野での先行例でも問題が生じたとの事実はないと認識している。実質的な被害の大きさを考えると文化庁提案は適正な範囲を設定していると評価する。また、漫画のみならず広い分野についても、同様の被害がありうることを考えると、事前の対応は急務であろう。

3. その他

- (1) ダウンロード違法化について :

議論の過程において、誤った理解に基づく否定、または反対があったと思われる。今回の議論がここまで紛糾した原因の一つには、正確な周知とその目的の明確化がかけていたために、不要な反対を招いた感があるのではないかと。

これに対しては発議の元となった出版分野について、そもそも漫画家等著作権者への説明と共通理解の形成を充実させていただくことが必要であったと感じる。ただし、より巧妙化する海賊盤サイトについて、著作権法の改正は当然として、広告業界での対応、またそのほか、総合的な対応策を講じる必要があるのではないかと。(次頁に続く)³⁰

12. (一社) 日本写真著作権協会

3. その他

(1) ダウンロード違法化について：

(前頁からの続き)

さらに国際化するサイト運営などについて、各国との連携を通じた取り組みも求められているだろう。速やかな法改正などによって、対応が望まれるところである。

(2) リーチサイト対策について：

リーチサイトに関しては、審議会での結論、またその後の議論の過程においても、特段の反対がなかったように受け止めている。速やかな法改正を望むところである。

(3) 海賊版対策全般について：

侵害コンテンツのダウンロード違法化に関しては、今年の議論でも基本的には十分に立法事実を証明するものだと考える。また、本件は漫画を対象として、出版業界と漫画家が主体となって進めるべき案件であるが、5Gをはじめとして新しいテクノロジーによる、今後のインターネット上での急激なコンテンツ拡散能力の拡大を考えると、すべての著作物分野にとって、大きな影響を及ぼすものであろう。そのため、特にインターネット上での利用が大変多い写真分野においては、早急な改正の実施を求めるものである。

また、今回の議論においては、サイトブロッキング議論に端を発し、法制度上の整合性と、被害が拡大している現状への対策とが正面から対立し、全般的に対応が遅れた感がある。可能な限り、予測し得る侵害行為に対しては、侵害行為が起きてからではなく、事前に制度的な対応を講じておくべきであろう。

上記から下記のような対応について要望する。

- ①リーチサイト対応と同時に、侵害コンテンツのダウンロード違法化に関する法改正を速やかにおこなうこと
- ②ただし、改正については、著作権者と関係企業、団体とのコンセンサスがとれた状態で行うこと
- ③今後の海賊版対策の中心となる組織を永続的に設置すること
- ④上記団体、関連団体が利用可能な違法サイトデータベースを整備すること
- ⑤広告業界が行っているアドネットワークのような新しい広告手法に関して、クライアントが違法サイトに資金提供をする可能性を、徹底して排除するよう広告業界に指導すること

1 3. 協同組合日本脚本家連盟

1. 基本的な考え方：①賛成

2. (1) 懸念事項

- (i) 適法・違法の判断が困難：③あまり懸念されない (v) 無料提供のコンテンツ：③あまり懸念されない
- (ii) スクリーンショット：③あまり懸念されない (vi) 権利者が黙認の場合：③あまり懸念されない
- (iii) 軽微なダウンロード：③あまり懸念されない (vii) 濫用的な権利行使：③あまり懸念されない
- (iv) 二次創作・パロディ：③あまり懸念されない (viii) その他：回答なし

2. (2) 要件設定

- (i) 文化庁当初案について：①文化庁当初案のままで良い
- (ii) 理由：

これまでの著作権法改正による音楽・映像の録音・録画された著作物等のダウンロード違法化（平成21年）と刑事罰化（同24年）によって、侵害コンテンツを利用することの違法性は国民の間でも話題となり、我が国の著作権教育・意識啓蒙の一助となりました。

しかしながら、侵害コンテンツは音楽・映像分野に関わらず、未だに看過できない巨大市場を有し、多くのユーザーにより反復継続的にダウンロードされているのが実情であり、対策としてはまだ不十分だと言わざるを得ません。

当初は音楽・映像分野における侵害コンテンツの横行により、それらへの対策が急務でしたが、昨今の漫画をはじめとした音楽・映像以外の幅広い分野での侵害コンテンツのダウンロードの拡散状況は、著作物全般を対象とした規制強化が必要な状況と言わざるを得ません。

今回の議論において、我々が求める違法化・刑事罰化拡大の本質は侵害行為の摘発にあるのではなく、著作権教育・意識啓蒙にあります。我々は、著作物を利用する方に、有体物であれば当然のことである「他人の著作物を利用する」意識を常に持って頂きたいと願っております。したがって、非親告罪化まで求めるものではありません。

著作権への意識が高まることで、ユーザーが自主的に侵害コンテンツを忌避し、その結果、正規コンテンツの利用が増え、著作者に利益が還元されることで創作の好循環が生まれることを大いに期待しております。

1 3. 協同組合日本脚本家連盟

3. その他

- (1) ダウンロード違法化について：回答なし
- (2) リーチサイト対策について：回答なし
- (3) 海賊版対策全般について：

リーチサイトやリーチアプリが、侵害コンテンツの拡散を助長し、ユーザーによる侵害コンテンツの視聴を容易にしていることは明白であり、侵害コンテンツに直結しているリーチサイトやリーチアプリによって、著作権者が日々被る不利益は著作権侵害と同一視すべきものです。

問題となるサイト運営者やアプリ提供者、そしてリンク提供者は、侵害コンテンツそのものの配信ではない為、著作権侵害に関与していることの当事者意識が希薄であることが、侵害コンテンツに関するリーチサイトやリーチアプリが跋扈する一因と考えられます。

本改正によって、ユーザーが侵害コンテンツに誘導されることを未然に防止する効果が期待されます。また、リーチサイトやリーチアプリに関わる対策として、広告出稿抑制やアクセス警告方式、ユーザー端末のフィルタリング機能の導入などが促進されるような波及効果も同時に期待できます。

1 4. 東宝株式会社

1. 基本的な考え方：①賛成

2. (1) 懸念事項

- | | | | |
|-----------------|-------------|----------------|-------------|
| (i) 適法・違法の判断が困難 | : ④全く懸念されない | (v) 無料提供のコンテンツ | : ④全く懸念されない |
| (ii) スクリーンショット | : ④全く懸念されない | (iv) 二次創作・パロディ | : ④全く懸念されない |
| (iii) 軽微なダウンロード | : ④全く懸念されない | (vii) 濫用的な権利行使 | : ④全く懸念されない |
| (vi) 権利者が黙認の場合 | : ④全く懸念されない | (viii) その他 | : 回答なし |

2. (2) 要件設定

- (i) 文化庁当初案について：①文化庁当初案のままで良い
- (ii) 理由

文化庁当初案は、深刻な海賊版被害に対して、実効的な対策を講じるために必要な施策であると同時に、国民の正当な情報収集に萎縮を生じさせない為に要件が厳格に限定されていると考えます。

3. その他

- (1) ダウンロード違法化について：

侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象となる著作物の範囲を静止画・テキスト等を含む著作物全般に拡大するに当たり、音楽・映像の著作物よりも要件を厳格化するのであれば、音楽・映像のダウンロード（録音又は録画）とそれ以外の複製とを区別し、録音又は録画についての要件は従前のままとすることを要望します。

今般、ダウンロード違法化の対象拡大に関しては、スクリーンショットによる保存や、漫画の1コマなどの軽微なダウンロード、他人の著作物を違法引用した論文のダウンロードなどについて懸念が生じるとの指摘もあるところですが、そのような懸念は、音楽・映像のダウンロード（録音又は録画）には当てはまりません。また、音楽・映像のダウンロードが違法化され、さらに刑罰化されてから一定期間が経過していますが、個人の自由を不当に制約するような事例は生じておらず、他方、映画館での告知による広報活動等により海賊版の拡散抑止に大きな効果を上げています。

（次頁に続く）

1 4. 東宝株式会社

3. その他

(1) ダウンロード違法化について：

(前頁からの続き)

当社としては、静止画・テキスト等に係る上記の懸念には、文化庁当初案においても、違法となるのは「著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の複製であること」を知りながら行う場合に限定されていること、重大な過失により知らないで行う場合を含むものと解釈してはならないことが明記されていることによって十分対処できていると考えます。しかし、仮にダウンロード違法化の対象拡大に伴って、文化庁当初案以上の要件の絞り込みを行うとすれば、録音又は録画による複製とそれ以外の複製とを区別し、既に違法化の対象となっている音楽・映像のダウンロード（録音又は録画）については、音楽・映像の海賊版の拡散抑止の強い必要性があり、懸念点も生じていないことから、従前どおりの要件を維持することが必要です。

(2) リーチサイト対策について：

リーチサイト・リーチアプリは、映画産業においても、利用者を違法にアップされた動画に容易に到達するよう誘導することで、多大な損害をもたらしております。このように我が国のコンテンツ産業に損害をもたらすリーチサイト・リーチアプリの存在を看過することはもはや許されないこととあります。

文化庁案は、リンク情報等の提供全般に対して規制を加えるのではなく、「侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等」「侵害著作物等利用容易化プログラム」を厳格に定義した上で、それらにおいて又はそれらを用いて行う侵害著作物等の利用容易化の行為に限定して、みなし著作権侵害行為としています。また「侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等」「侵害著作物等利用容易化プログラム」の公衆への提示・提供を行っている者が、違法なリンク情報等やリーチアプリを削除せずに放置している行為を一定の場合にみなし著作権等侵害としています。このような文化庁案は、緊急に対応する必要性の高い特に悪質な行為を取りだして、みなし著作権等侵害とするものと理解できます。

このような侵害著作物等の利用容易化、リーチサイト運営、リーチサイトアプリ提供に対する差止請求を認めること、及び利用容易化を行った者及びリーチサイト運営者・リーチアプリ提供者の行為を罰則の対象として刑罰を科すことは、リーチサイト・リーチアプリによる海賊版の拡散を抑止するために、最低限の措置としてぜひとも必要なことです。それらの内容が立法化されるとともに、一刻も早く施行されることを強く要望します。

なお、リーチサイト・リーチアプリ対策は緊急に必要なことから、上記改正の施行は、公布の翌年1月1日とするのではなく、公布の日から数ヶ月以内とすることを要望します。

(3) 海賊版対策全般について：回答なし

15. 松竹株式会社

1. 基本的な考え方：①賛成

2. (1) 懸念事項

- | | | | |
|-----------------|-------------|----------------|-------------|
| (i) 適法・違法の判断が困難 | : ④全く懸念されない | (v) 無料提供のコンテンツ | : ④全く懸念されない |
| (ii) スクリーンショット | : ④全く懸念されない | (vi) 権利者が黙認の場合 | : ④全く懸念されない |
| (iii) 軽微なダウンロード | : ④全く懸念されない | (vii) 濫用的な権利行使 | : ④全く懸念されない |
| (iv) 二次創作・パロディ | : ④全く懸念されない | (viii) その他 | : 回答なし |

2. (2) 要件設定

- (i) 文化庁当初案について：①文化庁当初案のままで良い
- (ii) 理由

文化庁当初案は、まさに深刻な海賊版被害に対し、実効的な対策を講じるために必要な施策であり、また国民の正当な情報収集に委縮を生じさせない為に要件が厳格に限定されていると考えます。

3. その他

(1) ダウンロード違法化について：

侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象となる著作物の範囲を静止画・テキスト等を含む著作権全般に拡大するにあたり、音楽・映像の著作物よりも要件を厳格化するのであれば、音楽・映像のダウンロード（録音又は録画）とそれ以外の複製とを区別し、録音又は録音についての要件は従前のままとすることを要望します。

今般、ダウンロード違法化の対象拡大に関しては、スクリーンショットによる保存や、漫画の1コマなどの軽微なダウンロード、他人に著作物を違法引用した論文のダウンロードなどについて懸念が生じるとの指摘もあるところですが、そのような懸念は、音楽・映像のダウンロード（録音又は録画）に当てはまりません。また、音楽・映像のダウンロードが違法化され、更に刑罰化されてから一定期間が経過していますが、個人の自由を不当に制約するような事例は生じておらず、他方、映画館での告知による広報活動等により海賊版の拡散抑止に大きな効果を上げています。（次頁に続く） 36

15. 松竹株式会社

3. その他

(1) ダウンロード違法化について：

(前頁からの続き)

弊社、松竹としましては、静止画・テキスト等に係る上記懸念には、文化庁当初案においても、違法となるのは「著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の複製であること」を知りながら行う場合に限定されていること、重大な過失により知らないで行う場合を含むものと解釈してはならないことが明記されていることによつて十分対処できていると考えます。しかし、仮にダウンロード違法化の対象拡大に伴って、文化庁当初案以上の要件の絞り込みを行うとすれば、録音又は録画による複製とそれ以外の複製を区別し、既に違法化の対象となっている音楽・映像のダウンロード（録音又は録画）については、音楽・映像の海賊版の拡散抑止の強い必要性があり、懸念点も生じていないことから、従前どおりの要件を維持することが必要です。

(2) リーチサイト対策について：

リーチサイト・リーチアプリは、映画産業に於いても、利用者を違法にアップされた動画に容易に到達するよう誘導することで、多大な損害をもたらしております。このようにわが国のコンテンツ産業に被害をもたらすリーチサイト・リーチアプリの存在を看過することはもはや許されないことであります。

文化庁案は、リンク情報等の提供全般に対して規制を加えるのではなく、「侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等」「侵害著作物等利用容易化プログラム」を厳格に定義したうえで、それらにおいて又はそれらを用いて行う侵害著作物等の利用容易化の行為に限定して、みなし著作権侵害行為としています。また、「侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等」「侵害著作物等利用容易化プログラム」の公衆への提示・提供を行っている者が、違法なリンク情報等やリーチアプリを削除せずに放置している行為を一定の場合にみなし著作権侵害としています。このような文化庁案は、緊急に対応する必要性の高い、特に悪質な行為を取り出して、みなし著作権等侵害とするものと理解できます。

このような侵害著作物等の利用容易化、リーチサイト運営、リーチサイトアプリ提供に対する差し止め請求を認めること、及び利用容易化を行った者及びリーチサイト運営者・リーチアプリ提供者の行為を罰則の対象として刑罰を科すことは、リーチサイト・リーチアプリによる海賊版の拡散を抑止するために、最低限の処置として是非とも必要なことです。それらの内容が立法化されると共に、一刻も早く施行されることを強く要望致します。

なお、リーチサイト・リーチアプリ対策は緊急に必要であることから、上記改正に施行は、公布の翌年1月1日とするのではなく、公布日から数か月以内とすることを要望致します。

(3) その他、海賊版対策全般について：回答なし

16. 日本国際映画著作権協会

1. 基本的な考え方：①賛成

2. (1) 懸念事項

- | | | | |
|-----------------|--------------|----------------|--------------|
| (i) 適法・違法の判断が困難 | : ③あまり懸念されない | (v) 無料提供のコンテンツ | : ③あまり懸念されない |
| (ii) スクリーンショット | : ③あまり懸念されない | (vi) 権利者が黙認の場合 | : ③あまり懸念されない |
| (iii) 軽微なダウンロード | : ③あまり懸念されない | (vii) 濫用的な権利行使 | : ④全く懸念されない |
| (iv) 二次創作・パロディ | : ③あまり懸念されない | (viii) その他 | : 以下に記載 |

(viii) その他：

日本国際映画著作権協会（以下「当社」）は、静止画ダウンロード違法化に向けた御庁の法案を支持するため、質問に対する上記回答を選択致しました。

質問2.(1)(i)について、著作権者にとっては、ネット上に投稿されたコンテンツが合法又は違法にアップロードされたものであるか判断することは難しいことではありません。通常、違法にアップロードされたコンテンツには、著作権表示がなされておらず、オリジナルよりも品質が劣っており、P2Pサイト又はUGC（ユーザーが作成したコンテンツ）サイトで見つかる、といった特徴があるためです。

質問2.(1)(vii)について、著作権者は、権利が”濫用”される虞があると認識され得る事態を懸念しています。他の裁判管轄においては、著作権者は、著作権法の下で強力な著作権保護及び効果的なコンテンツ保護規定を付与されています。著作権者による効果的な権利執行は、”濫用”ではなく、著作権のフレームワークが効果的に機能するための重要な要請です。3. その他（3）その他、の回答欄において詳述しますが、当社は、創造的なエコシステムの継続的な成長を確保するためには、強力な著作権保護と、著作権侵害行為に対する民事・刑事上の責任が必要であると考えております。

2. (2) 要件設定

- (i) 文化庁当初案について：①文化庁当初案のままで良い
- (ii) 理由：

当社は、政府が、著作権侵害が認められる静止画を故意にダウンロードする行為を、違法化とすることを支持しています。 38

16. 日本国際映画著作権協会

3. その他

(1) ダウンロード違法化について：

当社は、政府が、著作権侵害が認められる静止画を故意にダウンロードする行為を、違法化とすることを支持しています。

(2) リーチサイト対策について：

1) リーチサイト

当社は、リーチサイトが著作権侵害の主要な手段であり、当該サイトの運営者がオンライン上の侵害行為を助長していることから、リーチサイト運営者に著作権侵害行為の責任を負わせることを明確にする努力を支持します。

侵害又は侵害の助長を主要な目的又は効果としていること

当社は、著作権の侵害又は侵害を助長することを主要な目的又は効果とするリーチサイト又はアプリ（以下「サイト等」）に対する民事責任の確立、差止めによる救済及び刑事罰の適用を支持します。当社は、サイト等の主要な目的や効果は以下の基準によって判断できると考えます。

a) 侵害の重大性、又は、侵害助長の重大性

b) サイト等が著作物を利用可能にしているか、又は、著作権の侵害への関与、すなわち助長するための手段であるディレクトリ、インデックス若しくはカテゴリを含むか

c) サイト等の運営者又は管理者が、著作権を無視すると示しているか

d) サイト等が（民事、刑事、若しくは行政上の）著作権侵害責任を負うと判断されているか、又は、他国の裁判所によって、著作権侵害若しくは侵害の助長を理由としてサイト等へのアクセスの遮断が命じられているか

e) サイト等に著作権侵害を誘導又は奨励する利用者へのメッセージが含まれているか

f) 一般人にとって、利用可能な当該コンテンツは著作権で保護されており、かつ、公衆の不特定の者に許諾されていないことが客観的に明らかであるか

g) サイト等の運営者がリンク先のコンテンツが著作権を侵害していることを知っているか、又は合理的に知り得べきか
(次頁に続く)

16. 日本国際映画著作権協会

3. その他

(2) リーチサイト対策について：

(前頁からの続き)

民事差止と刑事救済の範囲

当社は、差止命令が以下の範囲を含むことに同意します。

- a) あらゆる種類の著作物
- b) 日本を裁判管轄とする侵害行為
- c) 無許諾の二次的著作物を含む、全部又は一部の著作物

差止命令は、(ハイパーリンク、埋め込み型リンクにかかわらず、いかなる方法であっても) 以下の方法をもって著作権の侵害又は侵害を助長することを主要な目的又は効果とするサイト等の運営者に対しなされるべきです。

- ・ 侵害コンテンツのURLを掲載する
- ・ 侵害コンテンツを含むページのURLを掲載する
- ・ 侵害コンテンツに容易にアクセスできるようにするリンク情報を公開する
- ・ サイト等にある侵害コンテンツへのリンク情報を取得するためのコマンドを実行する「ボタン」等を公開する
- ・ 侵害コンテンツに簡単にアクセスできるようにするリンク情報を提供するアプリを公開する

当社は、御庁に対し、差止命令が直接侵害に適用されることに同意します。また、当社は、著作権侵害を助長する者、すなわち「間接侵害」に対しても、権利者が差止めを申立てることができるべきであるのご提案します。

オンライン上における著作権侵害行為に対する対処は喫緊の課題であるため、国会に於いてダウンロード違法化についての法案が提出されていない又は見送りされている場合、当社はリーチサイトを罰する法案の国会への提出が可及的速やかに行われるべきであると考えております。

(3) 海賊版対策全般について：

創造的なエコシステムの継続的な成長を確保するためには、強力な著作権保護と著作権侵害行為に対する民事・刑事上の責任が必要であるところ、これらは一般に、日本の著作権法に於いて定められています。

また、クリエイティブコンテンツ業界全体を保護し成長させるためには、違法にオンライン上にアップロードされたコンテンツにユーザーがアクセスすることによる、深刻な経済的損失を食い止める必要があります。(次頁に続く)⁴⁰

16. 日本国際映画著作権協会

3. その他

(3) 海賊版対策全般について：

(前頁からの続き)

オンライン上の海賊版に対抗し、オンライン環境の課題に積極的かつ効果的に対処するためには、サイト等と運営者がそのIDや居所をオフショアサーバーを用いたオフショアに秘匿しているため、日本のユーザーが侵害著作物を掲示するそれらのウェブサイトアクセスする機会を、効果的に減少させるための強力なアプローチが必要です。当社は、リーチサイトに法的責任を負わせることを支持します。これは、ユーザーがリンクをクリックすることで、侵害著作物に対するアクセスを行えるようにする手段を提供しているサイト運営者が、直接責任を負うことを明確かつ確定的にするためです。当該取組における課題は、当該運営者について裁判管轄を得る事及び/又は判決の執行力を及ぼす事です。したがって当社は、著名なウェブサイトを対象としたサイトブロッキングと共に、著作権法の改正を推奨いたします。そのことによって、最も効果的に規制を及ぼすことができるプロバイダが、無過失の原則（No Fault Basis）すなわちプロバイダが海賊版サイトに対してサイトブロッキングを講じた場合には、当該サイト又はユーザーによる著作権侵害に対してプロバイダは責任を問われないとされる原則に基づき、海外住所から又は海外サーバーからの運営しているサイト等に対しアクセスを遮断することができるためです。

当社が以前提出したように、日本におけるクリエイティブコンテンツ産業はオンライン上の著作権侵害行為が喫緊の課題であることを認めています。例えば(i)ひとたび違法ファイルがアップロードされると、当該ファイルは指数関数的にオンライン上を循環し、(ii)匿名性により侵害者や侵害ウェブサイト特定することが極めて困難となります。また、(iii)侵害行為が外国のサーバーを介して行われた場合、侵害者及びサーバーの場所の特定が極めて困難となるばかりか、裁判管轄や判決の執行力の問題により日本の法制度における執行が行えなくなる場合があります。

現在、著作権侵害行為に対しては、著作権法上民事責任及び刑事責任が規定されております。しかし当社は、サイトブロッキング等の救済策無くして、海外の運営者や海外サーバー上のウェブサイトが日本市場を食い物にすることを防止できないと考えております。

事実、現在の法制度は日本のクリーターを保護するのに不十分であり、法律は全く、著作権者を救済なしで放置することを意図していません。プロバイダの責任制限に関する法律に従って行われている個々の動きは、限られた成功しか収めておらず、オンライン上の大規模な著作権侵害は未だ深刻な問題です。匿名のサイト運営者と海外サイバーは現在、日本法の治外法権となっています。したがって、著作権者の権利利益を効果的に保護するためには、厳密に調整されたサイトブロッキングによる救済策を講じる必要があります。

(次頁に続く) 41

16. 日本国際映画著作権協会

3. その他

(3) 海賊版対策全般について：

(前頁からの続き)

日本を含むほとんどの国では、いくつかの悪質な違法行為に対して、何らかの形によるサイトブロッキングを施しています。ドイツ、イギリス、フランス、イタリア、ポルトガル、スペインそしてロシアを含む42か国（オーストラリア、インド、シンガポール、インドネシア、マレーシア、韓国及びタイのアジア太平洋地域の7か国も含む）では、著作権侵害に対するサイトブロッキングの手段を既に有している/有することが義務付けられています。

映画及びテレビ番組の制作者を含む著作権者の権利利益を完全に保護するため、当社は日本政府に対して、サイトブロッキングの導入の検討を強く要請します。諸外国の例にみるとおり、サイトブロッキングは”無過失”アプローチを含むことができます。このアプローチによってプロバイダは著作権侵害をあからさまに行っているウェブサイトに対するユーザーのアクセスを遮断する適切な措置を取るよう指示を受けるだけで、プロバイダが著作権侵害を行っているウェブサイトについて責任を負うことはありません。この”無過失”アプローチと同様のアプローチを含むサイトブロッキングは、ヨーロッパ及びアジア太平洋地域で採用され、オンライン上の著作権侵害を効果的に減らしています。Incoprolによる最新の研究では、オ2016年10月から2017年11月までの間オーストラリアでは、サイトブロッキングによってブロックされたウェブサイトを通じた著作権侵害は50%減少し、それ以外の全てのウェブサイトを通じた著作権侵害も25%減少していることが判明しています。

細かく誂えられたサイトブロッキング法の成文化に加えて、著作権者とプロバイダとの間に協力的な枠組みを構築することは、そのような自発的な協力を運営する団体及び特定の運営方法を定義するための望ましいステップです。これに関連し、当社は適切かつ効果的な枠組みについての調査を行っており、それについて所轄官庁及び関係者の皆様に情報提供する機会を頂ければ幸いに存じます。

②違法となる対象が広い（文化庁当初案よりも違法化の対象を絞り込むべき）と回答した団体等

17. 高倉成男氏・中山信弘氏・金子敏哉氏

1. 基本的な考え方：回答なし

2. (1) 懸念事項

- | | | | |
|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|
| (i) 適法・違法の判断が困難 | : ①とても懸念される | (v) 無料提供のコンテンツ | : ②どちらかという懸念される |
| (ii) スクリーンショット | : ②どちらかという懸念される | (iv) 二次創作・パロディ | : ②どちらかという懸念される |
| (iii) 軽微なダウンロード | : ②どちらかという懸念される | (vii) 濫用的な権利行使 | : ①とても懸念される |
| (vi) 権利者が黙認の場合 | : ①とても懸念される | (viii) その他 | : 以下に記載 |

(viii) その他：

〔懸念事項についての基本的な考え方〕

「侵害コンテンツのダウンロード違法化」に関して回答者が強く懸念することは、著作権法上グレーな行為(形式的には著作権の侵害に当たるが実質的にはその違法性が否定されるべき行為や、侵害か否かの法的評価が分かれる場合)に係る私的領域における情報収集が、民事上の違法化及び刑事罰の対象となることにより委縮することである。

〔私的領域における研究・批判目的等でのダウンロードの取り扱いについて〕

設問(i)から(vii)の例以外に、上記の懸念が特に問題となる具体例としては、私的領域において行われる研究・検討(例えば著作権侵害の成否が問題となった事案の類似性判断についての検討、リークされた資料に基づく立法の是非に基づく検討等)や将来の創作活動の準備・練習等の目的での情報・資料収集が挙げられる。

この点につき「文化庁当初案の考え方(侵害コンテンツのダウンロード違法化)」(以下添付資料3)では、「侵害コンテンツのダウンロード違法化」が私的使用以外の権利制限規定の解釈・射程に影響を及ぼすものでないこととともに、漫画家・研究者等が業務として行うダウンロードにつき「現行法上も自由利用を認める規定はなく、文化庁当初案によって、適法な行為が違法になってしまうなど、直接の影響を受けるものではない」との考え方が示されている(添付資料3の5頁)。

しかし研究者等が自宅で行う研究・批評目的等での複製が、著作権法30条1項の私的使用(「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること」)の目的に含まれるかは解釈論上の議論があるところであり、文言上当然に著作権法30条1項の対象外となるものではない。文化庁当初案に基づく場合、裁判所が研究目的等での複製が私的使用に該当すると判断する場合にも、違法に配信されたコンテンツのダウンロードを違法とするものであり、「直接の影響」与えるものである。

(次頁に

続く)

17. 高倉成男氏・中山信弘氏・金子敏哉氏

2. (1) 懸念事項

(viii) その他：以下に記載

(前頁からの続き)

また仮に上記の考え方のように私的使用目的の複製を狭く解釈するとしても、国民が(対外的な情報発信を予定しない)自らの意見を形成するための検討等の私的使用目的でのダウンロードについては、侵害コンテンツのダウンロード違法化が直接の影響を及ぼすものとなる。

〔設問(i)から(viii)についての回答の補足〕

【設問(i)】 今回、海賊版対策としての側面から念頭に置かれている悪質な漫画の海賊版サイト等についていえば、違法にアップロードされたものと容易に判断できる場合も多いであろう。

他方、インターネット上に掲載されているコンテンツ全般についていえば、特に引用等の権利制限規定の要件を満たすか否か、他作品との類似性の判断等について、アップロードの違法性の判断が困難な場合も少なくないと思われる。このような場合のダウンロードまで違法化・刑事罰の対象とすることは、私的領域における情報収集活動等の委縮を生じさせるのみならず、正規版のダウンロード配信ビジネスを阻害する(著作権侵害訴訟が提起され、侵害の成否が争われている作品を購入したものが、著作権侵害の責任を負う可能性がある)点で問題がある。

この問題につき文化庁当初案では、確定的な違法性の認識を要件とすることで委縮効果への対応が図られているが、このような考え方は後述のように海賊版対策の実効性の点からはむしろ弊害が大きいところである。

また私的領域における情報収集の委縮は、形式的には著作権の侵害との評価がされざるを得ないことを確定的に認識しているが、実質的には違法性が疑問視される場合にも存在することに留意しなければならない。

【設問(ii)】 著作権法30条の2の類推適用(ただし30条の2の文言上は新たな作品の創作を要件としている)の可能性があると理解を前提に、「どちらかという懸念される」と回答した。

なお重要な情報そのものが著作権を侵害する情報である場合に、当該情報を検討するためのスクリーンショットが違法となることは前述のようにより強く懸念される。

【設問(iii)】 「ごく一部の軽微なダウンロード」について当然に全て違法化の対象外とすべきとは考えない(1コマ漫画の海賊版サイトからのダウンロード等)が、著作権者の利益を不当に害するとはいえない「ごく一部の軽微なダウンロード」については違法化の対象外とすべきとの理解から「どちらかという懸念される」と回答した。

(次頁に続く)

17. 高倉成男氏・中山信弘氏・金子敏哉氏

2. (1) 懸念事項

(viii) その他：以下に記載

(前頁からの続き)

【設問(iv)】 原作者の明示的な許諾を得ずに創作された二次創作・パロディであっても、黙認に基づき著作権法上違法ではない場合は少なからず存在する。

しかし二次創作やパロディのダウンロードまで違法化した場合に、ダウンロードをする前にユーザーが権利者に許諾の有無を確認するような行動をとる可能性があり、その結果黙認を基礎とする二次創作文化が阻害されることが危惧される。また特に原作者に対して批判的なパロディ作品の創作者に対して原作者が明示的な権利行使をしているような状況について、当該パロディ作品を今後の検討のために私的にダウンロードして保存する行為を一律に禁止することには問題があると考えられる。以上の趣旨から「とても懸念される」と回答した。

なお文化庁当初案では上記の懸念につき主観的要件や刑事罰の適用範囲の限定で一定の対応をしているが、懸念を十分に払しょくするものではないと考える。

【設問(v)】 権利者によりユーザーに対しては無料で提供されているコンテンツであっても、ユーザーのアクセスによる広告収入等が権利者の重要な経済的収入源となっている場合も考えられ、そのような場合につき「著作権者の利益を不当に害する」といえる限りにおいて、侵害コンテンツのダウンロードを民事上違法とする考え方はありうるどころである。

他方刑事罰の適用等を考えた場合には、TPP協定への対応のための非親告罪化の範囲(著作権法123条2項)と同様、「当該有償著作物等の提供又は提示により著作権者等の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる複製」に処罰範囲を限定すべきであり、これを超えて処罰対象とすることは過度の委縮効果が強く懸念される。

もっとも現行著作権法119条3項においても「有償著作物」に関する限定が設けられていることからすれば、現行法119条3項・著作権法30条1項3号を単に音楽動画以外の著作物一般の複製に広げるという案(この案は上記の通り過度の委縮効果が極めて強く懸念されるものであるが)の下でも、設問の例(無料で提供されているコンテンツ)に限って言えば刑事罰の対象外となる。

以上の点に鑑み、設問に対しては「どちらかという懸念される」と回答した。

(次頁に続く)

17. 高倉成男氏・中山信弘氏・金子敏哉氏

2. (1) 懸念事項

(viii) その他：以下に記載

(前頁からの続き)

【設問(vi)】 権利者がアップロードを黙示的にでも許諾していれば当然ながらダウンロードも違法とはならない。もっとも設問(iv)で述べたように、慎重なユーザーが二次創作等のダウンロード前に許諾の有無を確認することなどにより、「黙認」を基礎とする慣行自体が損なわれることは危惧される(刑事罰につき添付資料3の6頁では著作権法119条3項につき親告罪を維持する考え方が示されているが、仮に著作権法119条3項の罪が非親告罪化されるような場合にはこの問題は一層深刻なものとなる)。また国民の情報収集等の委縮は、現に権利行使や告訴がされた場合にのみ問題となるのではなく、その可能性によって生じるものである。

以上の点に鑑み、「どちらかという懸念される」と回答した。

【設問(vii)】 現在、深刻な海賊版への迅速な対応策としての侵害コンテンツのダウンロード違法化を望む権利者の多くは、設問のような濫用的な権利行使や不当に拡大された刑事罰の適用まで希望するものではないと考えられる。

この点に関して添付資料3の随所で示されている考え方では、懸念事項のいくつかに関して、条文上は違法となる場合であっても実際には権利行使がされる可能性が低いために問題とはならないとの理解が示されている(添付資料の3の4頁の、アニメアイコン等につき「ダウンロード行為が問題視されることは想定しがたい」、研究目的での業務上の利用等が「慣用的な利用」として問題なく行われている、との記述)。

しかし委縮効果への対応のために重要なことは、このような権利者や捜査機関の良識に頼ることではなく、法制度上、濫用的な権利行使や不当に拡大された刑事罰の適用ができないように、条文上の要件による限定を適切に行うことである。

以上の点に鑑み「とても懸念される」と回答した。

【全体について】 以上のように、設問(i)から(vii)について程度は様々であるが、グレーな行為に係る国民の情報収集等を委縮させることが懸念される。このような懸念が生じる最大の原因は、文化庁当初案等が海賊版対策を超えた範囲で侵害コンテンツのダウンロードの違法化を行おうとするものであることに由来するといえる。

17. 高倉成男氏・中山信弘氏・金子敏哉氏

2. (2) 要件設定

(i) 文化庁当初案について：②違法となる対象が広い（文化庁当初案よりも絞り込むべき）

(iii) 理由

〔要件等についての修正案〕 文化庁当初案については、違法化の対象範囲を海賊版対策に必要な範囲に限定する必要がある。具体的には以下の[1][2][3]のような修正を行うべきである。

[1] 著作権法30条1項3号・著作権法119条3項につき、著作権等を侵害する自動公衆送信のうち「原作のまま」行われるものに限定。

[2] 著作権法30条1項3号の「知りながら行う場合」に続けて、「かつ、著作権者の利益を不当に害することとなる場合」との要件を追加。

[3] 著作権法119条3項の「有償著作物等特定侵害複製」を定義する部分中に、「当該有償著作物等の提供又は提示により著作権者等の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる複製」との要件を追加。

（具体的な修正後の条文案については、高倉成男・中山信弘・金子敏哉「ダウンロード違法化の対象範囲の見直しについての意見（詳細版）」（明治大学知的財産法政策研究所のサイト上に掲載）を参照）

〔理由〕

・ 基本的な考え方

設問2(1)(viii)で述べたグレーな行為に係る私的領域での情報収集の委縮への懸念に対応し、海賊版対策という立法目的を迅速に達成するため、ダウンロード違法化の対象を海賊版対策に必要な範囲に限定をすべきである（本パブリックコメントにおける「海賊版」とは、著作権侵害一般ではなく、「原作のまま」行われる侵害行為（主に複製物の頒布又は公衆送信）で、著作権者の利益を不当に害するものを意味するものと解している）。

海賊版のダウンロードに対象を限定することは、正当な情報収集等の委縮を避けるためだけでなく、規制対象とするものを明確化することで海賊版対策の実効性を高めるためにも必要なことである。

なお海賊版対策に必要な範囲を超えて私的使用目的のダウンロードを違法化することは立法政策上の選択肢とはなれないものであるが、「深刻な海賊版被害への実効的な対策」を超えるものであり、その検討は他の制限規定の整備や著作権侵害罪一般の刑事罰規定の見直し等と合わせて行われるべきものである。

・ 文化庁当初案の問題点

文化庁当初案は、特に民事上違法となる範囲につき客観的要件による限定を欠き、海賊版対策を超えて違法化を行うものとなっている点に問題がある。

（次頁に続く） 48

17. 高倉成男氏・中山信弘氏・金子敏哉氏

2. (2) 要件設定

(iii) 理由

(前頁からの続き)

刑事上の違法化に関しては、文化庁当初案は主観的要件や28条の権利の侵害の除外等の点で委縮効果を避けようとするものと評価できるが、客観的要件による限定が十分ではなく、海賊版のダウンロード以外にも処罰対象とする点で問題がある。

また文化庁当初案の解説では主観的要件につき確定的な違法性の認識を要求するものとの理解が示されていた(「文化庁当初案の考え方に関する資料」(以下添付資料3)の4頁)。しかし文化庁当初案の文言から確定的な違法性の認識を要件とするとの解釈が裁判所により必ず採用されるとは断言できない。

他方で確定的な違法性の認識を明示的に要件とすることは、形式的には違法だが実質的には違法と評価することが疑問視される事案についての情報収集活動をなお委縮させる一方で、悪質な明らかな海賊版のダウンロードの事案において、著作権法上適法と解釈されるわずかな可能性・権利者の明示又は黙示のライセンスがわずかにでも存在する可能性を認識していたことを口実としてダウンロードが違法・刑事罰の対象とならないとの主張・行動を誘発する可能性があり、(後述の「著作権者の利益を不当に害する」との要件を設けること以上に)海賊版対策の実効性を大きく損なうものであると思われる。

また主観的要件による限定は、訴訟手続き上での運用等においても多くの問題があることにも留意する必要がある。

・ 文化庁当初案に対する修正案

以下の[1][2][3]による修正案は、違法化の対象を海賊版対策に必要な範囲に限定するための修正の具体例である。海賊版対策に必要な範囲への限定がより適切に実現されるものであれば、[1][2][3]に代えて他の要件による修正を行うことに反対するものではない。

【[1]「原作のまま」の追加】

「原作のまま」の要件の追加は、二次創作作品やパロディ、類似性の程度が侵害か否かが微妙である態様での配信からのダウンロードを除外し、デッドコピーによる海賊版のダウンロードのみを違法及び処罰対象とすることを明らかにする趣旨によるものである。

この点につき添付資料3の7頁では、過剰な性的描写を伴う二次創作等のダウンロードに対する民事上の権利行使の機会を奪うべきでないとの考え方が示されているが、このような考え方は海賊版対策という立法目的を超えるものの一例である。

(次頁に続く)

17. 高倉成男氏・中山信弘氏・金子敏哉氏

2. (2) 要件設定

(i) 文化庁当初案について：②違法となる対象が広い（文化庁当初案よりも絞り込むべき）

(iii) 理由

（前頁からの続き）

また添付資料3の6・14頁等では、文化庁当初案の119条3項が28条の権利を侵害する自動公衆送信を除外していることから、二次創作のダウンロードは刑事罰の対象外となることを述べている。しかしサンプリング等による著作隣接権を侵害する二次創作のダウンロードについては文化庁当初案の119条3項の下でも刑事罰の対象となりえることからすれば、（音声や動画については新たに違法化するものではないとはいえ）二次創作のダウンロードを刑事罰の対象から除外しているとの説明は不正確なものである。

なお「原作のまま」の要件を追加すべきとの本提案は、作品の一部のみをダウンロードする行為・分割してアップロードされた作品をダウンロードする行為を違法化の対象外とすべきとの趣旨ではない。

【[2] 「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」の追加】

今回、深刻な被害への実効的な対策が求められている海賊版のダウンロードとは、原作のまま違法に配信された著作物を私的使用目的で複製する行為のうち、権利者に深刻な経済的打撃を与えているために、著作権者の利益を不当に害すると評価できるものである。

他方、現在正当な情報収集活動等の委縮が懸念されている行為には、「原作のまま」配信された著作物を受信して行うものも含まれる。

そこで「グレーな行為」に係る私的領域での情報収集の委縮を避けるためには、[1]原作のままとの要件に加えて[2]著作権者の利益を不当に害するものに限り、違法化するものであることを明確にする必要がある。

またこの限定は、今回の違法化の対象となる範囲が、著作権者の利益を不当に害さない私的複製ではなく、不当に害する海賊版のダウンロードを違法とするものである、とのメッセージを国民に強く訴えるものとなり、妥当性・実効性の点でも必要なものとなる。

「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」との要件を追加すべきとの提案に対し、添付資料3の8頁では、この要件を追加した場合にユーザーが「この程度では著作権者の利益を不当に害しないから、ダウンロードしても問題ない」との居直りのダウンロードを許容することとなり、海賊版サイトに利用継続の口実を与えることになりかねないとして、海賊版対策としての実効性の点から問題があるとの考え方が示されている。（次頁に続く）

17. 高倉成男氏・中山信弘氏・金子敏哉氏

2. (2) 要件設定

(i) 文化庁当初案について：②違法となる対象が広い（文化庁当初案よりも絞り込むべき）

(iii) 理由

（前頁からの続き）

しかし本意見における「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」との要件は、この要件についてのユーザーの主観的認識を著作権法30条1項3号の要件とはしていないため、居直りのダウンロードを許容するものではない。本要件は、権利者の実質的な不利益（当該利用行為につき本来支払われるべき適切な対価が支払われないこと）と個人の情報収集の自由・表現の自由等の公益的価値の比較衡量により客観的に判断されるべきものである。またその対策に必要性についての認識が広く認識されている悪質な海賊版サイトからのダウンロードについては、基本的に本提案に基づく改正法の下でも「著作権者の利益を不当に害する」と判断されることとなろう。

むしろ居直りのダウンロードの問題は、前述の違法性の認識を確定的に要件とした場合に深刻化するものである。

【[3] 「当該有償著作物等の提供又は提示により著作権者等の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる複製」の追加(119条3項)】

上記[2]に基づく修正に加えて、著作権法119条3項の条文単体としても海賊版のダウンロードに限定して違法化することを明確にする必要があることに加えて、民事上違法となる場合（権利者の利益を不当に害する場合）よりも、刑事罰の対象となる場合をより明確に限定する必要がある。

そこで著作権法119条3項については、[1]の「原作のまま」の要件の追加に加えて、「当該有償著作物等の提供又は提示により著作権者等の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる複製」（著作権法123条2項参照）に限定をすべきである。この要件は具体的には、権利者が正規版・適切なライセンスモデルの提供等を行為時点で行っており適切な対価を払えば著作物を利用できる環境であったにもかかわらず、なおダウンロードをした場合を指すものとなる。

[2]の民事上の要件とは異なり、著作権法119条3項については主観的要件も問題となることになるが、現に正規版が適切な形で提供されていることを認識しながら悪質な海賊版サイトからダウンロードする行為については本要件とその主観的認識の要件も基本的に満たすこととなる（確定的な違法性の認識を要件とすべきではないことについては前述のとおりである）。

17. 高倉成男氏・中山信弘氏・金子敏哉氏

3. その他

(1) ダウンロード違法化について：

本パブリックコメント冒頭の設問1(1)については、用意された選択肢に回答者の考え方に該当するもの（賛成とも反対ともいえない）がなかったため、無回答とした。

設問は、侵害コンテンツのダウンロード違法化（音声・動画以外の違法配信コンテンツの私的使用目的でのダウンロードを民事上・刑事上違法化すること）が「深刻な海賊版被害への実効的な対策」有効な手段として必要であるとの理解を前提としたものと解される。これまでの知的財産戦略本部・文化審議会での検討においても、海賊版対策の手段としての侵害コンテンツのダウンロードの違法化の導入に向けた議論が進められてきた。

もっとも海賊版被害への対策の手段としての侵害コンテンツのダウンロード違法化については、権利者からその効果に期待する意見が表明される一方で、その実効性を疑問視する見解も指摘されている。本回答者らも、ダウンロード違法化が海賊版被害の手段として持つ効果はあるとしても限定的なものであると考える。

他方でこのような限定的な効果であれ、深刻な海賊版被害の現状に対して可能な対策をバランスのとれた形で迅速に実現すべきとの権利者の意見（例えば2019年9月25日の日本漫画協会と出版広報センターの共同声明）があることも理解できる。

そこで本パブリックコメントでは、深刻な海賊版被害への対策の手段として侵害コンテンツのダウンロード違法化を行う場合に、国民の正当な情報収集等の委縮に関してどのような懸念があるか、懸念に対応するためにはどのような制度設計とすべきか、との点について回答者の意見を示すものである。意見の要旨は、客観的な要件により違法化・刑事罰の対象を海賊版対策に必要な範囲に限定することが不可欠である、と考える。

なお回答者の本来的な立場は、ダウンロード違法化の対象範囲の見直しについての議論は、私的複製の例外にかかる要件の設定だけではなく、他の表現活動・情報収集活動にかかる権利制限規定の整備、そしてネットを通じた著作物の利用に係るビジネスモデルのあり方、著作権侵害に係る刑事罰の適用のあり方全体（著作権法119条1項）の見直しと合わせて議論をすべきとするものである。

このような著作権制度全体の検討を行わないまま、海賊版対策に必要な範囲を超えて侵害コンテンツのダウンロードを違法化することについては、強く反対する。

(2) リーチサイト対策について：回答なし

17. 高倉成男氏・中山信弘氏・金子敏哉氏

3. その他

(3) 海賊版対策全般について：回答なし

海賊版対策に当たっては、深刻な海賊版被害を現に生じさせているアップロード者に対する権利行使の実現が重要となる。その実現にあたっては、規制対象を広範にすることばかりではなく、むしろ真に抑止されるべき行為がどのような行為かを明確に規定することでその実効性と妥当性を高めることが重要となる。

またすでに様々な取り組みがされているところであるが、海賊版対策の最終的な目的である、権利者にコンテンツの利用の対価が適切に支払われる社会の実現のためには、正規版となるコンテンツが適切な形で提供されることが必要不可欠である。

18. (公社) 日本漫画家協会

1. 基本的な考え方：①賛成

2. (1) 懸念事項

- | | | | |
|-----------------|-----------------|----------------|--------------|
| (i) 適法・違法の判断が困難 | : ②どちらかという懸念される | (v) 無料提供のコンテンツ | : ③あまり懸念されない |
| (ii) スクリーンショット | : ①とても懸念される | (vi) 権利者が黙認の場合 | : ⑤分からない |
| (iii) 軽微なダウンロード | : ②どちらかという懸念される | (vii) 濫用的な権利行使 | : ④全く懸念されない |
| (iv) 二次創作・パロディ | : ⑤分からない | (viii) その他 | : 以下に記載 |

(viii) その他

我々がこの法整備に求めているのは、海賊版である事を知りつつダウンロードを行う悪質な行為に対しての効果である。その考え方に基づき丁寧に議論を尽くしていただくことを望む。

2. (2) 要件設定

- (i) 文化庁当初案について：②違法となる対象が広い（文化庁当初案よりも違法化の対象を絞りこむべき）
- (iii) 理由：

現時点で具体的な要件について明確な考えがあるわけではないが、2019年9月25日に出版広報センターと共同で発した声明でも示したとおり、脱法行為を容易に招くことのないようにしつつ、我々漫画家に限らず、広く一般の方々に過度な萎縮を招くことのないバランスの取れた法整備と海賊版対策の実現に向けて、当事者の一員である我々も議論をただ見守るだけでなく積極的に参画するつもりである。

18. (公社) 日本漫画家協会

3. その他

(1) ダウンロード違法化について：

悪質なアップロード行為だけを対策すべきという意見があることも理解しているが、海賊版であることを知りつつ大量ダウンロードを繰り返す悪質なユーザーも、残念ながら存在する。このことを踏まえるとアップロードとダウンロード両面からの対策を求めざるを得ない。同時に我々は正規版コンテンツの至らない部分を反省し、それを改善しつつユーザーにとって利用しやすいコンテンツ市場の在り方も模索し続ける必要がある。

(2) リーチサイト対策について：

リーチサイト対策については従来からの法案に異存はなく、早急に成立して頂きたい。

(3) 海賊版対策全般について：

著作物を無断で配信する海賊行為は、創作活動を適正に保護し継続的に発展させていく、という著作権の存在意義を完全に無視する行為であり、全く容認できない。そして我々が最も懸念し憤りを感じるのは、その行為によって一番に被害を被り致命的な打撃を受けるのが、これからの漫画界が大切に育むべき、デビュー間もない新しい才能であり、過去に資源のない彼らが本当に即時困窮し、創作活動が継続不能に追い込まれてしまうということだ。一部の心無い人間の無自覚で利己的な行為が生むのは、彼らだけの非常に閉ざされた収益だが、そんなものでは全く釣り合いが取れないほど甚大な損失を招く。先人たちが我々に遺してくれた日本社会における創作環境は、とてもデリケートな「宝物」だ。それは複製や公衆送信が容易な今日のデジタル時代ではいとも簡単に踏み荒らされてしまうし、なにより一度壊してしまえば二度と取り戻すことは出来ない。大切なその環境を途切れさせることなく次の世代につないでゆくことは、今を生きる我々に課せられた使命である。この海賊版問題が過去のものとなるよう強く願う。尚、このパブリックコメントの内容については「21世紀のコミック作家の会」「マンガジャパン」両団体とも共有し、見解を一つにしているものである。

19. (一社) 出版物貸与権管理センター

1. 基本的な考え方：①賛成

2. (1) 懸念事項

- | | | | |
|-----------------|--------------|----------------|-------------|
| (i) 適法・違法の判断が困難 | : ③あまり懸念されない | (v) 無料提供のコンテンツ | : ④全く懸念されない |
| (ii) スクリーンショット | : ③あまり懸念されない | (vi) 権利者が黙認の場合 | : ④全く懸念されない |
| (iii) 軽微なダウンロード | : ③あまり懸念されない | (vii) 濫用的な権利行使 | : ④全く懸念されない |
| (iv) 二次創作・パロディ | : ③あまり懸念されない | (viii) その他 | : 以下に記載 |

(viii) その他

著作者や出版者が懸念している「脱法行為を容易に招かないようにしつつ、善良なユーザーに過度な萎縮を招かないようにする」ことが必要と考えます。

2. (2) 要件設定

- (i) 文化庁当初案について：②違法となる対象が広い（文化庁当初案よりも違法化の対象を絞り込むべき）
- (iii) 理由：

設問（viii）の回答に留意いただいた法改正を望みます。

3. その他

- (1) ダウンロード違法化について：

侵害コンテンツのダウンロード違法化に静止画やテキストを含む全ての著作物を含める法改正は、海賊版サイトの撲滅に向け、非常に効果的であると考えます。
(次頁に続く)

19. (一社) 出版物貸与権管理センター

3. その他

(1) ダウンロード違法化について：

(前頁からの続き)

ダウンロード違法化の対象範囲が現行法では音楽・映像に限られているが、そこに限定する必然的な理由がない。特に当センターに関係する漫画・コミックはアニメーションや実写化などで映像や音楽に発展するものであり、最も重要なコンテンツの中のコンテンツである。また、海賊版の漫画・コミック等により侵害コンテンツを利用する者が増加したことでデジタルのみならず紙の本を貸し出すアナログなレンタルという業態からの利用者が減少し、店舗数の減少、レンタル事業者のレンタル本の買い控えによる貸与使用料徴収額の減少等、深刻な被害がもたらされている。コンテンツの中のコンテンツつまりは基幹部分を守ることになるこの法改正が侵害コンテンツが大手を振って存在する社会を無くし、著作権者の権利を守り安心して創作が出来る社会を創設する一助になり、さらに善良な利用者を守り維持し増やすことに繋がることを期待したい。

(2) リーチサイト対策について：

リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為の法的規制は、海賊版サイトの撲滅に向け必要である。

リーチサイト上で紹介されているコンテンツの大半あるいは相当数が違法なものであれば、放置も含めその事実をもって、そのサイトは違法コンテンツの流通助長を目的としたものであると見なすべきであり、故意または過失がなかったことの立証責任は、サイト開設者に転嫁するべきと考える。

特に懸念されるのは「出版物」で、リーチサイトを通じた侵害コンテンツへの誘導行為が著作権者の利益を阻害し、さらに出版物を販売する出版社の利益を減少させている点である。漫画・コミックの分野では、影響が大きかった漫画村の閉鎖後、漫画村利用者の多くがリーチサイトに流れ結果他の違法サイトに流れている。このため、実際の本を貸し借りするレンタルブック市場への影響が大きく、レンタルブック事業者団体の調べでは、深刻な利用者の減少とレンタル事業者の利益の減少を招いており、結果的に貸与権使用料は減少し著作権者の利益をも損なっている。

また、著作権者が故意や過失のない利用行為に対して法的対抗措置を採ることは非現実的であり、適法なコンテンツの流通を委縮させることなどありえない。

侵害コンテンツの拡散を助長する悪質なものに対して、法的規制を加えるとの方針は適切なものであり、民事・刑事双方において、リーチサイトに対する法的規制が導入されることは、海賊版被害の蔓延に対する有効な手段となると考える。早急な法改正を要望する。

19. (一社) 出版物貸与権管理センター

3. その他

(3) 海賊版対策全般について：

当センターでは、著作権等管理事業者の務めとして著作権思想の普及につながる海賊版対策に向けた活動を今まで行ってきた。具体的には、出版広報センターが行ってきた「STOP!海賊版」キャンペーンに積極的に協力して「STOP!海賊版」ポスターB2版2,100枚A3版800枚を作成。このポスターはレンタルブック店2,000店舗以上に掲示され多数の利用者の目に触れた。また正規のサイトであることを証明する「ABJマーク」の運営にも参加し、専門紙への「ABJマーク」普及に向けた広告を行っている。このような啓発活動は重要と考えており、今後も展開させていくことを検討中である。貴庁としても若年層への教育活動の一環として取り込むことも検討いただければありがたい。

20. 出版広報センター

1. 基本的な考え方：①賛成

2. (1) 懸念事項

- | | | | |
|-----------------|--------------|----------------|-------------|
| (i) 適法・違法の判断が困難 | : ③あまり懸念されない | (v) 無料提供のコンテンツ | : ④全く懸念されない |
| (ii) スクリーンショット | : ③あまり懸念されない | (vi) 権利者が黙認の場合 | : ④全く懸念されない |
| (iii) 軽微なダウンロード | : ③あまり懸念されない | (vii) 濫用的な権利行使 | : ④全く懸念されない |
| (iv) 二次創作・パロディ | : ③あまり懸念されない | (viii) その他 | : 以下に記載 |

(viii) その他：

具体的な要件設定にあたっては、2019年9月25日に一般社団法人日本漫画家協会と当センターが共同で発表した「『侵害コンテンツのダウンロード違法化』と『リーチサイト規制』に関する共同声明」（以下、「共同声明」とします）で示された「脱法行為を容易に招かないようにしつつ、善良なユーザーに過度な萎縮を招かないようにする」との両者共通の基盤を侵さない要件設定が必須と捉えています。

2. (2) 要件設定

- (i) 文化庁当初案について：②違法となる対象が広い（文化庁当初案よりも違法化の対象を絞り込むべき）
- (iii) 理由：

共同声明で示された「脱法行為を容易に招かないようにしつつ、善良なユーザーに過度な萎縮を招かないようにする」との両者共通の基盤を侵すことなく最適な要件設定に向けた具体的議論がおこなわれ、最終的に法整備が実現することが重要と捉えています。なおかつ、そうした法整備の実現は可能であると信じています。こうした理解につき、海賊版コンテンツによる深刻な被害に日々悩み続けているいちばんの当事者として、海賊版対策に日々ご協力くださっている読者・ユーザー、有識者、通信事業者および立法・行政関係者ほか全ての方々にご理解をいただきたいと考えています。

20. 出版広報センター

3. その他

(1) ダウンロード違法化について：

「漫画村」運営関係者と見られる人物が逮捕された事実が、同様の侵害行為に対して一定の抑止力として働くことはプラスに捉えています。一方で、現在でも海賊版サイトは多数存在しており、出版広報センターが把握する約500の主だった海賊版サイトの中で、アクセス数上位10サイトのうちダウンロード型海賊版サイトが8つを占めます。このため、明らかに海賊版コンテンツだと分かっただけで利用する行為を防ぐことが必要です。

海賊版サイトに対しては、海賊版コンテンツのアップロード行為とダウンロード行為の両面から必要な対策を打っていくことによって海賊版サイト運営者を追い込むことが可能になり、どちらか片方だけの対策では実効性に欠けます。そこで、侵害コンテンツのダウンロード違法化は、こうした両輪の対策のひとつとして重要です。

一方で、すでに違法化されている音楽・映像の侵害コンテンツのダウンロードについて、新たな限定要件が付されることは望みません（音楽・映像とその他コンテンツは別個のものとして取り扱う必要があると考えています）。

なお、出版社の自主的な取り組みのひとつであるABJマーク（正規版マーク）は、読者・ユーザーの皆様安心して閲覧・購読できる環境を提供し、健全なコンテンツ市場の発展を促進させるため定められたものです。この趣旨をふまえて現在、ABJマークは関係各社・団体の協力を得ながら周知・運用が続けられています。法整備が実現した暁には、このABJマークの趣旨・運用とあわせて、法整備の趣旨・運用についても周知に努めていきたいと考えています。

(2) リーチサイト対策について：

共同声明で見解を示したとおり、侵害コンテンツの利用を助長する悪質な行為を防ぐことが重要との観点から、リーチサイト規制についても早急な法整備の実現を望みます。法整備にあたっては、表現の自由に配慮し、悪質な行為類型に限定すべきであると受け止めています。2019年3月の通常国会提出に向けた法案準備もこの考え方のもとで進められ、その過程で大きな異論はなく、むしろ早期の法案提出を望む声が大半だったと認識しています。

20. 出版広報センター

3. その他

(3) 海賊版対策全般について：

著者が心血を注いで作り上げた作品を守るため、出版社はこれまでも海賊版サイトと海賊版コンテンツを撲滅するための様々な努力を多方面で続けてきましたが、残念ながら撲滅には至っておりません。こうした現状に対応するためには、新たな法整備を含む総合的対策が必要です。

出版広報センターが把握しているだけで、出版社連合は年間約200万件の削除要請（検索エンジン上での検索結果表示への削除要請も含む）を送付しています。海賊版サイト運営者に対する削除要請はもちろんのこと、こうした運営者がサイト運営のために利用するサービス・サーバー・CDNやSNS・動画投稿サイトへの削除要請・警告に加え、これでは解決しない場合には積極的に国内外で訴訟を提起するなどして日々対処を続けています。直近の具体例でいえば、「XXXXXXXXXX」（現在はアクセス不能）に対する米国での訴訟提起が挙げられます。

こうした民事上の手続にとどまらず、警察当局と連携した刑事上の手続にも積極的に取り組んでいます。大型案件としては「マンガパンダ」「ネタバレサイト」「はるか夢の址」「漢化組」、そして「漫画村」などが挙げられます。加えて、WinnyやShareなど、いわゆるP2Pを介した侵害事例も年間10件程度、立件されています。

また、海賊版サイトの収益源を断つため、コンテンツ海外流通促進機構（CODA）等を通じて海賊版サイトへのインターネット広告出稿抑止を目的とした取り組みも実施しています。

昨今、関係各社・団体との連携を深めたことで新たな対策も進めています。具体的には、青少年フィルタリング対象リストへの海賊版サイトの速やかな登録体制の構築や、検索エンジン上での検索結果表示抑制を目的とした検索エンジン運営事業者との新枠組策定、海賊版コンテンツを求めて検索したユーザーに検索結果表示画面で「STOP! 海賊版」キャンペーン（詳細は後述）のメッセージを表示させる仕組み（出版社と通信事業者との連携を目的に立ち上がった協議体をベースに、Yahoo!およびGoogleの協力により実施）、電子書店・電子取次と協力してのABJマーク（正規版マーク）の制定・普及、これに伴うホワイトリスト・ブラックリストの作成などが挙げられます。

なかでも、ABJマークの普及や海賊版関連の啓発では、IT・通信事業者を含む関係各社・団体の積極的な協力がありました。出版広報センターが2018年8月より実施している「STOP! 海賊版」キャンペーンにおいては出版とIT・通信それぞれの強みを活かす形で、全国紙5紙と200誌2000万部の雑誌でABJマーク普及広告が展開されるとともに、ABJマーク関連情報がSNSを介して述べ1億5000万人のユーザーに届けられるなどの成果がありました。

以上のように、出版社は海賊版サイトと海賊版コンテンツの撲滅に向けて不断の自主的努力を続けています。しかし、それでもなお現状に鑑みると、総合的対策、なかでも侵害コンテンツのダウンロード違法化とリーチサイト規制が必要と考えています。前記の「2. 懸念事項及び要件設定」の（1）-（viii）および（2）-（iii）に加えて「3. その他」の（1）および（2）に示した意見をふまえた法整備となることを望む旨、改めて申し添えます。

2 1. 女子現代メディア文化研究会

1. 基本的な考え方：回答なし

2. (1) 懸念事項

- | | | | |
|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|
| (i) 適法・違法の判断が困難 | : ②どちらかという懸念される | (v) 無料提供のコンテンツ | : ②どちらかという懸念される |
| (ii) スクリーンショット | : ①とても懸念される | (vi) 権利者が黙認の場合 | : ①とても懸念される |
| (iii) 軽微なダウンロード | : ①とても懸念される | (vii) 濫用的な権利行使 | : ①とても懸念される |
| (iv) 二次創作・パロディ | : ①とても懸念される | (viii) その他 | : 以下に記載 |

(viii) その他：

1. の (1) について、選択肢に該当する答えがないので無回答とする。

設問個別についての懸念事項。

(i) について

インターネット上に掲載されたコンテンツが「適法にアップロードされたのか違法にアップロードされたのか判断が難しい」状況では、趣味でインターネットを利用するユーザーは、ダウンロードを控えることが懸念される。後述するが、一方で、ライセンスビジネスに関わるクリエイターが、そのような状況にあって業務上の理由でどうしても著作物をダウンロードをせざるを得ないことによる問題が生じる懸念がある。

(ii) について

設問の例にあるようなSNSのアイコンも含めてだが、クリエイターが作成した著作物が違法にネット上にアップロードされユーザーが見ることができる状態にされている場合に弁護士等に相談する際、権利者以外が証拠資料としてスクリーンショットで保存することも違法になるならば、証拠を得ることが難しくなりそうした相談がしにくくなる。それにより、著作権者としてのクリエイターの権利が守られにくくなる懸念がある。

(iii) について

後述するが、(i) 同様に、ライセンスビジネスに関わるクリエイターが、そのような状況にあって業務上の理由でどうしても著作物をダウンロードをせざるを得ないことによる問題が生じる懸念がある。

(次頁に続く)

2 1. 女子現代メディア文化研究会

2. (1) 懸念事項

(viii) その他：

(前頁からの続き)

(iv) について

芸術やデザインの分野では「パロディ」という表現手段があり、その表現手段による作品や成果物が創作されている。文化庁文化審議会著作権分科会法制問題小委員会パロディワーキングチームにおかれても、判例を用いた「パロディ」に関わる問題の検討が行われている。平成25年3月付の「パロディワーキングチーム報告書」

(http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hosei/parody/pdf/h25_03_parody_hokokusho.pdf)にて「本ワーキングチームとしては、デジタル・ネットワーク社会において著作物の利用形態が急速に変化している中で、著作物としてのパロディの在り方や、その権利意識について権利者・利用者ともに急速な変動が見られることも併せ考慮すると、少なくとも現時点では、立法による課題の解決よりも、既存の権利制限規定の拡張解釈ないし類推適用89や、著作権者による明示の許諾がなくても著作物の利用の実態からみて一定の合理的な範囲で黙示の許諾を広く認めるなど、現行著作権法による解釈ないし運用により、より弾力的で柔軟な対応を図る方策を促進することが求められているものと評価することができる。」ということが、総合的勘案としてまとめられている。我が国においても、作品や成果物が「パロディ」であるか否かについて検討されたり裁判で争われたりということがあったし今後もあり得るとして、設問(iv)では「パロディ」として成立している作品や成果物自体が違法扱いの前提となっているようにも受け取れるので、念のため言うが、「パロディ」の創作自体を違法化することには反対する。上に述べた、「パロディワーキングチーム報告書」の勘案のような認識に立ち返るべきである。

(v) について

プロ・アマ問わずクリエイターが利用する、素材・フォントの配布サイトの紹介サイト（紹介サイトには無料の素材・フォントの配布サイトも含む）は、グレーゾーンになってしまうという危惧がある。

例えば「colis」(<https://coliss.com>)のようなサイトが該当するが、素材やフォントの紹介のために著作権者としてのクリエイターの許諾をとらずに宣伝用に画像を掲載して例がある。権利者が黙認しているのでこのようなサイトは普及しているという面はあるが、サイト運営者が萎縮してサイトを閉鎖する恐れがある。

このようなサイトであれば、むしろクリエイターにとっても宣伝になっているので、クリエイターにとっても利益を損なうことになる。

(vi) について (v) に同じ。

(次頁に続く)

21. 女子現代メディア文化研究会

2. (1) 懸念事項

(viii) その他：

(前頁からの続き)

(vii) について

刑事罰の要件が適切な手続きを経ずに追加される恐れがある。

次に、権利侵害コンテンツダウンロード違法化に関わる全体を通じた懸念事項。

まず、「刑事罰」となると扱いが「犯罪」の領域になるが、「犯罪」が持つより凶悪な印象によるインパクトで、たとえ全て親告罪のままであるとしてもクリエイターにとっては萎縮効果が大きいと考える。

商品の発売日が固定されているライセンスビジネスにおいて、企画、デザイン、製造、販売という過程では、何らかの問題が起き行程の遅れが生じる事態は注意深く避けようとする。そのため、「文化庁当初案の考え方に関する資料」にて示されるように「⑦企業においてビジネスの一環として行われるダウンロードや、漫画家・研究者等が業務として行うダウンロードについては、現行法上も、自由利用を認める規定はありません（これらは、いわゆる「寛容的な利用」として行われていたり、権利者の許諾を得て行われている場合が多いものと考えられますが」などとしているとしても、「刑事罰」が前提となればそれに相応した捜査が行われることとなり、民事訴訟を起こされるよりもはるかにビジネスの行程に影響を及ぼすこととなり得る。

したがって、このような事態が生じないよう、あらかじめ確実に安全な範囲で業務を遂行しようとするのであって、適法とされるよりも小さな範囲で業務を遂行しようとして、適法な利用あるいは「寛容的な利用」すら控える局面が懸念されるのである。

このような、「刑事罰」というインパクトによる萎縮効果を鑑み、たとえすべてが親告罪のままであるとしても「刑事罰」の導入は見送るべきであると考ええる。

また、そのような捜査の様子がメディアを通して社会に伝われば、企業にとって社会的なイメージダウンなどにつながるし、裁判の結果たとえ無実であったとしても、SNSなどでデマを含めたイメージを損ねる言説が拡散されればビジネスに悪影響を及ぼしかねないのだ。

ライセンスビジネスにおいては、「寛容的な利用」として行われる著作物のダウンロードは避けられないわけだが、そのことにより問題も生じる。それは(i)、(iii)で後述するとした部分であるが、そうした著作物のダウンロードやダウンロードで入手して共有・保管している著作物について、悪意ある第三者から嫌がらせのデマや言いがかりを流布される可能性がありながら、やはり、業務上の理由でそうした著作物のダウンロードも保管も決してやめられないということにより、無防備にリスクを負わなければならないという問題が生じてしまう。

(次頁に続く) 64

2 1. 女子現代メディア文化研究会

2. (1) 懸念事項

(viii) その他：

(前頁からの続き)

「違法にダウンロードした漫画の画像をコレクションしている」などとする悪意ある第三者によるデマや不正確な言説が、企業やクリエイターへ向けられ、業界の内情を知らず安易にその情報を信じた人々によりSNSで拡散され、その結果、企業やクリエイターのイメージダウンになるというような例も起こり得るわけだが、著作権法にはフェアユースのようなわかりやすい規定がない。それは、ライセンスビジネスにおけるリスクマネジメントを困難にしている。

ライセンスビジネスはライセンサーからライセンシーにインターネットなどを介した経路で著作物の受け渡しや共有が日常的に行われているわけだが、ライセンサーとライセンシーが別の企業やクリエイター個人であることも多々ある。

まして、ライセンサーの企業が企画、デザイン、製造、販売までの全ての工程を単独で行なっているのではなく、そこには複数の企業やクリエイター個人が関わっている。ライセンスビジネスにおける著作物についての「ビジネスの一環として行われるダウンロード」は、必ずしも単独の企業の社内で行われていないということである。このような、ライセンスビジネスの業界の内情は、確かに外部の市民の立場からは想像しがたいかもしれないし、ゆえに、悪意ある第三者がデマや不正確な言説を流布しやすい現状はあると言えるだろう。

こうした例については、佐野研二郎氏がデザインし取り下げとなった東京オリンピックのマークの件が記憶に新しい。SNS上では「パクリ疑惑」として著作権法違反の疑いでバッシングの対象となったが、このマークについては商標法の観点から分析すべき可能性を持つとしても、著作権法違反には該当しないという法曹の人々からの意見もあった。しかしながら、SNS上の著作権法違反との決めつけをきっかけとするバッシングにより、佐野氏のご家族にまで危険が及ぶということがあった。佐野氏ご自身は、この騒動の後に、一時的に仕事が減ってしまったということを述べているわけで、事実を検証しないままに不正確な情報が拡散されることで、ビジネスに悪影響を及ぼすことができるということを示している。

このように、ライセンスビジネスに関わる企業やクリエイターは、不正確な情報の拡散による企業やクリエイターのイメージダウンという問題を抱えながら、リスクマネジメントも困難な状況にある。したがって、日本版フェアユースの導入を求める。

2. (2) 要件設定

(i) 文化庁当初案について：回答なし

(iii) 理由：回答なし

2 1. 女子現代メディア文化研究会

3. その他

(1) ダウンロード違法化について：

2. の (2) の (i) について、選択肢に該当する答えがないので、他の意見としてこちらに記す。回答に「違法化の対象を絞りこむ」かどうかなどの記述があったが、著作権侵害コンテンツの問題は、日本版フェアユースの導入という観点と無関係ではいられない。「文化庁当初案の考え方に関する資料」においても、「寛容的な利用」「文化庁においては、研究目的で行う利用を適法と認める規定の創設など、著作物の公な利用を促進するための措置について、並行して、鋭意検討を進めているところです。」などと、フェアユースに関連する内容について言及するならば、明確に日本版フェアユースの導入のための論議をするべきである。

インターネットが市民の生活に浸透した今日、著作権に関わる複雑な状況が生まれているし、海賊版サイトの問題も見逃げない。こうした中で、ライセンスビジネスに従事するクリエイターが安心して仕事が行うには、そもそも悪質な著作権侵害行為と「寛容的な利用」を明確に区別する必要があると考える。現代のような時代に合った日本版フェアユースの導入は喫緊の課題なのである。

なお、我が国において、少なくとも2015年ぐらいまでは文化庁文化審議会著作権分科会におかれても、フェアユースに関する論議が続いていたはずであり、アーカイブに議事録を見ることができる。アメリカ型フェアユースにするならば、アメリカ著作権法第107条のような規定の創設と条文における明確な「フェアユース」の定義を行うことが必要になるであろう。しかし、実際のところ、アメリカ型のフェアユースは日本の法律に合わないし使いこなせないといった意見も散見する。その場合、現行の著作権法の条文に、個別に権利制限規定を設け、必要箇所「権利者の利益が不当に害される場合」以外罪に問わない旨を追加するなどといったことになろう。

あるいは、著作権法第32条を拡大するイメージで「事業を継続するにあたり、業務上避けられない理由がある場合、(1) 権利者以外がインターネット上の著作物のダウンロードを行う、(2) 権利者以外が著作物を権利者の許可なく利用する、権利者以外の(1)(2)のいずれかの行為で、権利者の利益を不当に害することがない場合は、権利者以外は著作物を利用することができる」などと条文を付け加えることになろう。

とはいえ、文化庁文化審議会におかれては、フェアユースに関する論議の蓄積があるわけで、これを引き継ぎながら法曹の専門家のそれぞれの意見を今一度伺うべきではないかと考える。拙速な判断で、問題点を見落としてはならないからである。漫画家やクリエイターに加えて法曹などの専門家を交え、フェアユースに関する会議を再開し、その議事録を公開していただくよう求める。

2 1. 女子現代メディア文化研究会

3. その他

(2) リーチサイト対策について：

リーチサイトの規制強化をすとしても、リーチサイトのサイト運営者・アプリ提供者についての規制内容における、刑事罰化・非親告罪化に反対する。

2. の (1) の (viii) でも述べたように、「刑事罰」のインパクトについての懸念があるし、非親告罪としてしまつては捜査機関による権力の乱用につながる恐れがある。

また、リンク提供者については、刑事罰化に反対する。こちらも、「刑事罰」のインパクトについての懸念がある。

2. の (1) の (vi) に述べた「colis」のようなサイトが、嫌がらせを意図した第三者による捜査機関への通報で不当な捜査を受け、サイトを継続できなくなる恐れもある。

また、クリエイターのポートフォリオサイトでリンク集のページを放置した結果、リンク先のアドレスが悪質な者に売却されるなどし、内容が変わる場合がある。そうしたリンク先に違法ダウンロードサイトが含まれていないとも限らないのである。こうした場合にも、嫌がらせを意図した第三者による捜査機関への通報が行われる可能性がある。

(3) 海賊版対策全版について：

YouTubeで漫画海賊版が配信されている。漫画のページそのもので、物語丸ごとを順番に静止画の映像として配信する内容で、引用とは異なる。例えば「進撃の巨人 最新話」と検索すればそのような漫画海賊版にヒットする。こうしたアカウントは、短期間配信し儲けを出しては、動画やアカウントを消すといった状態となっている。

YouTubeでは現状の規約で、YouTubeの配信動画に海賊版の動画を発見したとしても、著作権者や代理人でなければ著作権侵害として報告できないこととなっている。このように、海賊版サイトが放置される例については方策を講じるべきだろう。例えば、著作権者に海賊版の動画の存在を報告するための窓口を、YouTubeか著作権元の出版社かのどちらかに設置などをすべきではないだろうか。

また、リーチサイト規制を強めるだけならば、運営者がリーチサイトでの漫画海賊版配信をやめてこのようなYouTubeでの配信に流れるばかりになる可能性もある。まずは、悪質なオンラインリーディングサイト、リーチサイト、違法なアップロードを、著作権者以外の第三者の市民が発見した際に、著作権者に報告がしやすいシステム作りをすることが先決だと考える。

22. (一社) 日本建築学会

1. 基本的な考え方：回答なし

2. (1) 懸念事項

- | | | | |
|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|
| (i) 適法・違法の判断が困難 | : ①とても懸念される | (v) 無料提供のコンテンツ | : ②どちらかという懸念される |
| (ii) スクリーンショット | : ②どちらかという懸念される | (vi) 権利者が黙認の場合 | : ②どちらかという懸念される |
| (iii) 軽微なダウンロード | : ①とても懸念される | (vii) 濫用的な権利行使 | : ①とても懸念される |
| (iv) 二次創作・パロディ | : ②どちらかという懸念される | (viii) その他 | : 以下に記載 |

(viii) その他

国民の多くは、日常的に様々な形で著作物の私的なダウンロード（スクリーンショットを含む）を行っています。個人の情報収集の自由を保障することは、個人の知的・文化的活動、そしてこれに基づく産業活動を支えていると言っても過言ではありません。

この度の「ダウンロード違法化の対象範囲の見直し」において、文化庁が示した案（以下、「文化庁当初案」といいます）は、適法なソースからではない私的ダウンロードについて、その事情を知っている場合には、イラスト1枚、文章数行といった零細なものまでも違法とし、場合によっては刑事罰の対象とする内容となっていました。

このような広範な規制は、多くの国民にとって、教育、研究、創作をはじめとしたクリエイティブな活動を行うための情報収集、コミュニケーション等に対して著しい悪影響を及ぼすと考えられます。このことは、建築学の調査研究において、また建築設計等の活動においても同様です。

国民の情報収集、コミュニケーション等が妨げられることは、国民が日常的な知的生産活動を行う場合のいわば「肥やし」の供給を断つものであり、その供給が細れば、結果的にクリエイティブな活動の土壌それ自体が痩せてしまう恐れがあります。

今回のパブリックコメントでは、2. (1) (i) ~ (vii) において、著作物のダウンロードが行われる具体例が示され、文化庁当初案が国民の情報収集、コミュニケーション等に対してどのような影響を及ぼす可能性があるのかという質問がなされています。このような質問がなされていることこそ、著作物の私的なダウンロードを広範かつ一律に違法化し、場合によっては刑事罰の対象とすることが、国民の情報収集、コミュニケーション等に対する萎縮効果をもたらす可能性が高いという事実を推認させるものであると考えます。

仮に「ダウンロード違法化」が海賊版対策に効果を有する場合が認められ、法改正がなされる場合であっても、その規制は海賊版対策に対して実効性を有する範囲に限定されるべきであり、国民の情報収集、コミュニケーション等に対して悪影響を及ぼすものであってはならないと考えます。

2.2. (一社) 日本建築学会

2. (2) 要件設定

(i) 文化庁当初案について：②違法となる対象となる範囲が広い（文化庁当初案よりも違法化の対象を絞り込むべき）

(iii) 理由：

「ダウンロード違法化の対象範囲の見直し」については、その内容そのものを法案から削除する、あるいは、文化庁当初案に、「原作のまま」および「権利者の利益を不当に害する場合」という要件を付け加えることを求めます。「ダウンロード違法化の対象範囲の見直し」そのものを法案から削除する選択肢を含めたのは、後に述べるように、「ダウンロード違法化」という規制手法が、現在の海賊版が流通している状況において実効性を有するのか疑問であると考えからです。

先に、2. (1) (viii) で述べたように、文化庁当初案は、国民の情報収集、コミュニケーション等に対する悪影響を及ぼすことが強く懸念されます。したがって、仮に「ダウンロード違法化」が海賊版対策に効果を有すると認められ、法改正がなされるという場合には、そのような国民への悪影響がもたらされないように規制範囲を限定するべく、文化庁当初案に、「原作のまま」および「権利者の利益を不当に害する場合」という要件を付け加えることを求めます。

3. その他

(1) ダウンロード違法化について：

本意見では、1. (1) の設問に対しては無回答としました。その理由は以下のとおりです。本パブリックコメントの設問は、「ダウンロード違法化」が海賊版対策に実効性を有するという前提で作成されておりますが、本意見はその実効性に疑問を覚えています。

第1に、「海賊版」として流通している「侵害コンテンツ」は、ダウンロード型ではなく、ストリーミング型のものが大多数であると言われております。「ダウンロード違法化」の規制範囲を拡大しても、このようなストリーミング型の「違法コンテンツ」には効果が期待できません。そうであるにもかかわらず、文化庁当初案のような広範な規制範囲が採用されれば、国民の情報収集、コミュニケーション等に対する深刻な悪影響が懸念されます。

(次頁に続く)

22. (一社) 日本建築学会

3. その他

(1) ダウンロード違法化について：

(前頁からの続き)

第2に、「ダウンロード違法化の対象範囲の見直し」の議論につながったとされる海賊版サイトである漫画村については、同サイトの元運営者が逮捕されるとともに、同サイトの関係者への捜査が行われているという報道がなされるなど、刑事手続が進んでいると理解しています。

悪質な海賊版サイトへの対策としては、第一義的には、ダウンロードの行為者ではなく、「侵害コンテンツ」をアップロードした海賊版サイト運営者に対する法的責任が追及されるべきであり、かつ、悪質な海賊版サイト運営者への取締強化とその成果についての報道等がなされることこそが、悪質な海賊版サイト運営者に対する警告となり、「海賊版対策」としての実効性が高いと考えられます。

これらの理由から、1. (1) の設問に対する回答として適切な選択肢が見つからないと考えたため、無回答とさせていただきます。

(2) リーチサイト対策について：回答なし

(3) 海賊版対策全般について：回答なし

23. 日本マンガ学会

1. 基本的な考え方：④反対

2. (1) 懸念事項

- | | | | |
|-----------------|-------------|----------------|-------------|
| (i) 適法・違法の判断が困難 | : ①とても懸念される | (v) 無料提供のコンテンツ | : ①とても懸念される |
| (ii) スクリーンショット | : ①とても懸念される | (iv) 二次創作・パロディ | : ①とても懸念される |
| (iii) 軽微なダウンロード | : ①とても懸念される | (vi) 権利者が黙認の場合 | : ①とても懸念される |
| (vii) 濫用的な権利行使 | : ①とても懸念される | (viii) その他 | : 以下に記載 |

(viii) その他

【最初の質問への違和感】

まず、海賊版による深刻な被害に対する対策が必要だということ自体に反対するものではない。しかし、海賊版取り締まりと情報収集の自由を「どう両立させようか」が問われている時に、「すでに両立したとして」、<侵害コンテンツの>ダウンロード違法化を「全著作物に拡大」することに賛成かどうか、と問題提起すること自体に、議論を最初から特定の方向に導く作為があるように思える。

そもそも、「どうやって両立させるか」「侵害コンテンツとはどこまでをさすのか」「海賊版対策のために<全著作物>を対象とする必要があるのか」こそ議論されるべきであるのに、最初からその議論が終わり、解決されたものと措定して問いかけを行っている。

この枠組み内で議論するかぎり、一定の条件をつけながらも最終的には情報収集が自由にできなくなる可能性が高くなる。議論すべきところを議論し、ゼロベースからの再考を促せるように、そもそものところから議論していくべきだと考える。

【基本的な考え方】

日本マンガ学会の理事会全員の署名により発表した反対声明に記した通り、<現在のインターネット環境においては、研究あるいは新たな創作のために、記事・図版・文章の一部などを合法・違法を問わずメモとしてダウンロードし、クリッピングすることは日常的に行われており、こうした行為を「違法」とすることは、むしろ広範囲での研究・創作の萎縮を招く懸念が非常に大きい。

(次頁に続く)

23. 日本マンガ学会

2. (1) 懸念事項

(前頁からの続き)

動画や音楽の違法アップロードと違い、静止画や文章が「違法」アップロードであるかどうかは判断が難しい。たとえば短文のSNS等で正確な出所が示されていない記事はすべて「違法」と判断され、ユーザーがダウンロードを控える可能性がある。>

以上の実態にかんがみ、研究・創作の萎縮を招かないよう、慎重な立法が求められる。

そこで、上記の懸念に該当する設問に関して、「①非常に懸念される」を選んだ。しかしそれ以外にも設問に抜けている懸念事項として以下のことがある。

【なお残る懸念事項】

1、添付資料3には、「海賊版の漫画をスクリーンショットで保存するような場合には、通常の保存の場合と同様、違法となるべきものと考えられます」とある。現状では、これは、研究者が海賊版の研究をするためにダウンロードした場合にも違法化の対象となる。同資料には、「研究目的で行う利用を適法と認める規定の創設」を検討中である旨も記されているとおり、そうした規定は必要となる。海賊版だけでなく、二次創作についても同様である。

2、添付資料3には、原作者が公に反対していない二次創作著作物を二次創作の著作者本人がアップロードした場合のダウンロードは違法ではないが、第三者が著作者の許可なくアップロードした場合には、当該作品のダウンロードは違法、と書かれている。しかし、商業出版物と違い、二次創作は、どれが公式でどれが第三者によるアップロードであるかの区別はつきにくい。<「違法と知りつつ」ダウンロードすることがダメ>とすることで有罪化が防げるという考え方だと思われるが、公式か否かがわかりにくい二次創作に対し、このような規定をもうけることは、萎縮につながると考えられる。

3、同資料には「漫画家・研究者等が業務として行うダウンロードについては、現行法上も自由利用を認める規定はなく、文化庁当初案によって、適法な行為が違法になってしまうなど、直接の影響を受けるものではありません」という記述がある。しかし、研究者や漫画家が行うダウンロードについても私的使用か業務目的かの判断は曖昧であり、今回の規定の影響を受けることは十分考えられる。

4、添付資料3の説明では全体に、これまでいわゆる「寛容的な利用」（形式的には著作権侵害に当たるとしても、著作者がとくに問題にしてこなかったような行為）として認められてきたことは、この先も認められていくだろう、という記述になっている。しかし、今まで私的使用として認められてきたことを全著作物を対象に違法化するような立法において、条文自体の中に免責の要件を明記せずに法の運用を進めることはきわめて危険である。

(次頁に続く)

23. 日本マンガ学会

2. (1) 懸念事項

(前頁からの続き)

とくにネットの世界では、盗作疑惑等の著作権の侵犯については、一般社会よりもきわめて厳しい検証や断罪が行われる傾向にある。そうした状況を鑑みれば、違法化を契機として密告や告発が行われる可能性は十分にあり、著作権者が問題にしていなくても、告発を受けて調査をせざるを得ない状況に陥る可能性はきわめて高い。この点において、文化庁の考え方においては、配慮が及んでいないのではないかと危惧される。

とくに1と4については重要であり、適切な対応を求めるものである。

2. (2) 要件設定

(i) 文化庁当初案について：②違法となる対象となる範囲が広い（文化庁当初案よりも違法化の対象を絞り込むべき）

(iii) 理由：

【基本的な提案】

まず、「漫画村」等の電子海賊版による被害は、日本のマンガ文化に大きな打撃を与えるものであり、有効な対策が講じられる必要があることは理解する。しかし同時に、「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせない」ためには、以下の限定が必要だと考える。

日本漫画家協会の声明等でも指摘されていることだが、民事・刑事ともに違法化の範囲を、

1、「原作のまま」複製するなど、「典型的な海賊版」に限る。二次創作は含まない。

2、著作権者の利益を不当に害することとなる場合に限る

3、繰り返し複製する反復行為のみ処罰の対象とする

を要件とするよう限定することが求められる。

また、それに加えて、海賊版の研究を可能にするために、

4、研究目的で行う利用を適法と認める規定の創設

も求められよう。中でもとくに、1と2は重要である。

【提案の理由・補足】

理由は、日本のマンガ文化はとりわけ豊かな二次創作の土壌を持つことが特徴であり、権利者からも、ファンによる二次創作はマンガ文化全体の発展のためには有用であるとして黙認されてきたという歴史がある。

(次頁に続く)

23. 日本マンガ学会

2. (2) 要件設定

(iii) 理由：

(前頁からの続き)

また、二次創作ばかりでなく、現在では、マンガ作品の一部を掲示して、ファンがSNS等でその魅力を拡散するということも多く行われ、作品が広く認知されるための非常に大きな力となっている。しかしSNSには短文のものも多く、その際、厳密に言えば引用の要件が守られているとは言えないものも多々見受けられる。このように、形式的には著作権を侵害しているが、むしろ作品の認知にとっては有用なため、権利者から黙認されてきたような「寛容的な利用」を、条文の上でも明示的に保障するためには、

「2、著作権者の利益を不当に害することとなる場合に限る」

という規定は不可欠である。文化庁の考え方（添付資料3）のように、対象を「有償出版物に限定」するのみでは、商業マンガ作品のたった1コマのダウンロードでも「有償出版物」であることには変わりがなく、条文上では免責されない。よって、国民が情報収集にあたって萎縮せず、現状の「寛容的な利用」が継続するためにも、この限定は必須であると考えられる。

添付資料3の考え方では、この要件を、「この程度では著作権者の利益を不当に害するとは言えない」と「居直り利用」する利用者の存在を理由にして退けている。

しかし、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」は客観的な判断であって主観的な要件ではない。むしろ「居直り利用」の危険を促進するのは、「知らなかったといえれば罪に問われない」と強調することの方だと思われる。「知らなければ大丈夫」を強調することは、著作権法に対する理解を深めることとは逆の方向に働く可能性が高い。よって、「居直り利用」を理由に、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合に限る」要件を入れることの却下は、「寛容的な利用」の継続を脅かし、国民が正当な情報収集を萎縮させる危険性の方を高めると考えられるため、容認することはできない。

また、別のアイデアとして、「電子出版権を侵害して違法アップロードされている電子出版物に限定してダウンロードを違法化する」という考え方も有用であるように思われる。この考え方なら自動的に、「商業出版物の海賊版」に限定することができるからである。

23. 日本マンガ学会

3. その他

(1) ダウンロード違法化について：

海賊版対策の必要性は認めるが、海賊版対策に必要な範囲を超えて、侵害コンテンツのダウンロードを違法化し、研究や創作活動、国民の情報収集活動に萎縮を生じさせることについては強く反対する。

これまでに示されてきた文化庁の考え方においては、著作物の私的使用を一方的な便益の受容・消費活動と限定してとらえる傾向があり、著作物の享受や消費行為が、新たな著作物を創造する〈生産行為〉でもありうるという点が考慮されていないように思える。とくに日本のマンガ文化は、こうした〈生産行為〉を基礎とすることで、世界的な発展を遂げて来た。著作権の保護されるべき最終的な目的が「文化の発展」にある以上、この著作物の受容・消費過程における生産的・発展的側面が失われるようなことがあってはならないと考える。

ダウンロード違法化にあたっては対象を海賊版対策の範囲に適切に限定し、海賊版対策においては、アップロードに対する取り締まり・罰則を強化していくことが重要である。

(2) リーチサイト対策について：回答なし

(3) 海賊版対策全般について

実効ある海賊版対策のためにはむしろアップロードの取り締まりこそが肝要であり、違法アップローダーのID情報開示手続きがより迅速に行われることが重要であると考えられる。

24. 日本弁理士会

1. 基本的な考え方：①賛成

2. (1) 懸念事項

- | | | | |
|-----------------|-----------------|----------------|-------------|
| (i) 適法・違法の判断が困難 | : ②どちらかという懸念される | (v) 無料提供のコンテンツ | : ①とても懸念される |
| (ii) スクリーンショット | : ②どちらかという懸念される | (vii) 濫用的な権利行使 | : ①とても懸念される |
| (iii) 軽微なダウンロード | : ③あまり懸念されない | (vi) 権利者が黙認の場合 | : ①とても懸念される |
| (iv) 二次創作・パロディ | : ②どちらかという懸念される | (viii) その他 | : 以下に記載 |

(viii) その他

現在の深刻な被害状況を勘案すれば、侵害コンテンツの違法なダウンロード行為についての一定の規制をすることには基本的に賛成である。

一方、現在の案は、第30条の閉鎖的な私的領域における零細な複製については、通常は権利者の利益を不当に害しないという趣旨を起点に検討されているところ、ダウンロード行為自体、「私的」にあるいは「非私的」にも日常的になされ、著作物も自由に多くの人々が膨大な量「私的」にあるいは「非私的」に発信でき得る現在のデジタル技術の進展下においては、もはや、侵害ダウンロード行為を制限規定である「私的使用のための複製（第30条）」の中に位置付けることに現実社会との乖離があるのではないかと考える。

2. (2) 要件設定

- (i) 文化庁当初案について：②違法となる対象となる範囲が広い（文化庁当初案よりも違法化の対象を絞り込むべき）
- (iii) 理由：

使用者や利用者が著作物に接した際に、もし、権利者の意思が外形的に明確に認識可能であれば、著作物の使用行為について萎縮する懸念が少なく、違法行為を規制することも容易で、かつ、現実の社会での著作物の利用と乖離した状況に近づくものと思われる。

そこで、権利者側の責任負担を増加することにはなるかもしれないが、自由な著作活動の維持と侵害の規制との均衡を図るためには、権利者の権利行使に対しての意思表示が、外形的に何らかの形で明確に認識可能な状態において、アップロード、ダウンロードが行われていることを違法行為ととらえるような要件設定ができないかと考える。

（この意味では、違法行為の範囲は、より狭く限定されることになると考えたため②を選択している。）（次頁へ続く） 76

24. 日本弁理士会

2. (2) 要件設定

(iii) 理由：

(前頁からの続き)

「権利者の権利行使に対しての意思表示が、外形的に何らかの形で明確に認識可能な状態」をどのような要件として法文化すれば、使用者・利用者が委縮しないといえるか、逆に、海賊版を効果的に排除するのに十分な効果が得られるのかについては、さらに十分な検討が必要と考える。例えば、「権利者が権利行使をする」という意思表示が外形的に明確に認識可能な状態（黙示も含む）」であれば違法行為が推定される、逆に、「権利者が権利行使をしない」という意思表示が外形的に明確に認識可能な状態（黙示も含む）」であれば違法行為でないものと推定される、というような要件立て方も検討の余地はないだろうか。

現在、上記のいずれの推定にもあてはまらない多くのケースがあるとしても、このような要件を設定することで権利者の意思の明示が、一層進むと期待できるのではないか。

なお、「権利者が権利行使をする」という意思」には、例えば、著作物に接した使用者・利用者が、

- ・ 無許諾によるアップロード行為、ダウンロード行為をすること
- ・ 権利者の意図しない改変を伴うこと

などの場合も含まれているものと考えますが、無料か有料の区別は、必ずしも権利者の意思を反映しているとも限らず、その著作物の改変が部分であっても、たとえ全体でなくても望まないということも考えられる。さらに一定期間を経過すれば権利行使を希望しないという場合も考えられる。これらの区別は、著作物だけからは判断がつきにくく、違法性の判断においては、権利者の意思表示が必要ではないかと考える。

3. その他

(1) ダウンロード違法化について：

ダウンロード行為自体、「私的」にあるいは「非私的」にも日常的になされ、著作物も自由に多くの人が膨大な量を「私的」にあるいは「非私的」に発信でき得る現在のデジタル技術の進展下においては、もはや、私的でない場合か否かで、侵害ダウンロード行為をとらえることに現実社会との乖離があると思われる。

権利者の立場から考えると、

A 権利主張をする意思のある著作物（黙認、許諾、明示を含む。有償、無償を問わない）

B 権利主張をする意思のない著作物（いわゆる寛容的使用の範疇、全体or部分において主張するか否かは権利者の意向の問題）

の2種類の著作物が存在する。

(次頁へ続く) 77

24. 日本弁理士会

3. その他

(1) ダウンロード違法化について：

(前頁からの続き)

結局、著作物の自由な取扱いが可能か否か、侵害行為を侵害行為として咎めるか否かは、基本的には権利者の意思を起点として法律の整備を検討すべきではないか。

使用者や利用者が著作物に接した際に、権利者の意思が明確にわかれば、違法行為を規制することも容易になり、著作物の使用行為について萎縮する懸念は少ない。権利者側の責任負担を増加することにはなるが、自由な著作活動の維持と侵害の規制との均衡を図るためには、権利者の意思を起点に違法性の判断があるべきではないか。

私的使用の枠組みの下で違法行為の要件をより厳格に検討していくことに比較して、権利者目線の枠組みで違法行為の要件を規定した方が、現実社会との乖離が少なく、かつ、深刻な被害への対策と、国民の活動の萎縮の均衡がより図られるのではないか。

もし、遑って検討の余地があるとすれば、侵害コンテンツのダウンロードの問題を「私的使用」における要件定義から切り離して、権利者目線で要件を構成したほうが権利者にも使用者あるいは利用者にもわかりやすいのではないか。

(「私的」使用の場合に限らず、違法性の要件を導くという意味では、現在の要件よりも広く違法行為を認めるという考えになるが、2. 懸念事項及び要件設定(2)(i)では、「私的」使用における要件として回答したので、②を選択したと矛盾しているわけではない。)

使用者の主観に基づく侵害の判断、あるいはその幫助行為の特定は、もはや、ボーダレス、かつ、デジタル技術の進展下では限界に近づいている。

将来的には、著作物に対する権利処理や管理を技術的に解決させ、真贋判定、n次著作物などに対して、システムティックに権利者の意向が処理できる社会的仕組みの構築が期待される。そのインフラ整備が、一層の健全な文化の発展に繋がるものとする。

(2) リーチサイト対策について：

インターネット上の著作権侵害の深刻化に鑑み、悪質性が高いサイト運営者、アプリケーション提供者、リンク提供者のそれぞれに対して、刑事的、民事的に規制をかけるものであり(第113条、第119条、第120条の2)、侵害著作物の利用を容易にする行為に対し、被害の減少に一定の貢献をするものと期待する。(次頁に続く)

24. 日本弁理士会

3. その他

(2) リーチサイト対策について：

(前頁からの続き)

さらに、第113条において、「国外で行われる送信可能化であって国内で行われたとしたならば権利の侵害となるべきものが行われた著作物等を含む」とあり、海外サーバーからの送信行為も日本法における差止等の対象として送信規制をすることは望ましい方向と考える。

なお、ウェブサイトにおける一定規模のまとまりをどの程度とするのが適切であるかについては、今後の政令による規定を注視したい（第113条第4項）。

(旧47条の5 削除により、現行法から「国外で行われた送信可能化」の文言はなくなっている)

(3) 海賊版対策全般について：

リーチサイトに関する規制とダウンロード違法化の両面からの規制強化によって、海賊版被害の減少につながるものと期待したい。

25. 株式会社メディアドウ

1. 基本的な考え方：①賛成

2. (1) 懸念事項

- | | | | |
|-----------------|-----------------|----------------|-------------|
| (i) 適法・違法の判断が困難 | : ③あまり懸念されない | (v) 無料提供のコンテンツ | : ④全く懸念されない |
| (ii) スクリーンショット | : ③あまり懸念されない | (vi) 権利者が黙認の場合 | : ④全く懸念されない |
| (iii) 軽微なダウンロード | : ③あまり懸念されない | (vii) 濫用的な権利行使 | : ④全く懸念されない |
| (iv) 二次創作・パロディ | : ②どちらかという懸念される | (viii) その他 | : 以下に記載 |

(viii) その他

具体的な要件設定にあたっては、2019年9月25日に発表された日本漫画家協会と出版広報センターとの共同声明に示されている「脱法行為を容易に招かないようにしつつ、善良なユーザーに過度な委縮を招かないようにする」との両者共通の基盤を侵さない要件設定が必須と捉えています。

2. (2) 要件設定

- (i) 文化庁当初案について：②違法となる対象となる範囲が広い（文化庁当初案よりも違法化の対象を広げるべき）
- (iii) 理由

2019年9月25日に発表された日本漫画家協会と出版広報センターとの共同声明で示された「脱法行為を容易に招かないようにしつつ、善良なユーザーに過度な委縮を招かないようにする」との両者共通の基盤を侵すことなく最適な要件設定に向けた具体的議論がおこなわれ、最終的に法整備が実現することが重要と捉えています。なおかつ、そうした法整備の実現は可能であると信じています。海賊版コンテンツによる深刻な被害に悩まされているいちばんの当事者として、海賊版対策に日々ご協力くださっている読者・ユーザー、有識者、通信事業者および立法・行政関係者ほか全ての方々にご理解をいただきたいと考えています。

25. 株式会社メディアドウ

3. その他

(1) ダウンロード違法化について：

「漫画村」運営関係者と見られる人物が逮捕された事実が、同様の侵害行為に対して一定の抑止力として働くことはプラスに捉えています。一方で、現在でも海賊版サイトは多数存在しており、当社が把握する主な海賊版サイトだけでも約500を数えます。また、アクセス数上位10サイトのうち、ダウンロード型海賊版サイトは8つを占めます。このため、現状の音楽や映像コンテンツの規制にあるように、ダウンロードだけを対象としたものであっても、明らかに海賊版対策の効果は見込めます。

海賊版サイトに対しては、海賊版コンテンツのアップロード行為とダウンロード行為の両面から必要な対策を打っていくことによって海賊版サイト運営者を追い込むことが可能になり、どちらか片方だけの対策では実効性に欠けます。そこで、侵害コンテンツのダウンロード違法化は、こうした両輪の対策のひとつとして重要です。

なお、出版業界の自主的な取組のひとつであるABJマーク（正規版マーク）は、読者・ユーザーが安心して電子書籍を楽しむ環境を提供することに役立っています。法整備が実現した際には、当社も関係各社・団体と協力してABJマークの運用や周知に努めたいと思います。

(2) リーチサイト対策について：

2019年9月25日に発表された日本漫画家協会と出版広報センターとの共同声明で示された見解に基づき、侵害コンテンツの利用を助長する悪質な行為を防ぐことが重要と考えますので、リーチサイト規制についても早急な法整備の実現を切に望みます。法準備にあたっては、表現の自由に配慮し、悪質な行為類型に限定すべきであると思います。2019年3月の通常国会提出に向けた法案準備もこの考え方のもとで進められ、その過程で大きな異論はなく、むしろ早期の法案提出を望む声が大半であったと認識しております。

(3) 海賊版対策全般について：

著者が心血を注いで作り上げた作品を守るため、電子書籍取次の最大手である当社は、海賊版サイトと海賊版コンテンツを撲滅するための出版社による様々な努力を支援してまいりましたが、残念ながら撲滅には至っておりません。こうした現状に対応するためには、新たな法整備を含む総合的対策が必要であると痛感いたします。当社も参加しております出版広報センターの海賊版対策ワーキンググループによりますと、出版社連合は年間約200万件の削除要請（検索エンジン上での検索結果表示への削除要請も含む）を行っています。（次頁に続く）

25. 株式会社メディアドゥ

3. その他

(3) 海賊版対策全般について：

(前頁からの続き)

出版社連合は、海賊版サイト運営者に対する削除要請はもちろんのこと、こうした運営者がサイト運営のために利用するサービス・サーバー・CDNやSNS・動画投稿サイトへの削除要請・警告に加え、これでも解決しない場合には積極的に国内外で訴訟を提起するなどして日々対処を続けています。直近の具体例でいえば、「XXXXXXXXXX」(現在はアクセス不能)に対する米国での訴訟提起などが挙げられます。

こうした民事上の手続にとどまらず、警察当局と連携した刑事上の手続にも積極的に取り組んでいます。大型案件としては「マンガパンダ」「ネタバレサイト」「はるか夢の址」「漢化組」、そして「漫画村」などがその事例です。加えて、WinnyやShareなど、いわゆるP2Pを介した侵害事例も年間10件程度、立件されています。

また、海賊版サイトの収益源を断つため、コンテンツ海外流通促進機構(CODA)等を通じて海賊版サイトへのインターネット広告出稿抑止を目的とした取り組みも実施しています。

昨今、関係各社・団体との連携を深めたことで新たな対策も進んでいます。具体的には、青少年フィルタリング対象リストへの海賊版サイトの速やかな登録体制の構築や、検索エンジン上での検索結果表示抑制を目的とした検索エンジン運営事業者との新枠組策定、海賊版コンテンツを求めて検索したユーザーに検索結果表示画面で「STOP! 海賊版」(後述)のメッセージを表示させる仕組み(出版社と通信事業者との連携を目的に立ち上がった協議体をベースに、Yahoo!の協力により実施)、電子書店・電子取次と協力してのABJマーク(正規版マーク)の制定・普及、これに伴うホワイトリスト・ブラックリストの作成などが挙げられます。

なかでも、ABJマークの普及や海賊版関連の啓発では、当社を始めとする電子書籍流通事業者およびIT・通信事業者を含む関係各社・団体が積極的に協力しました。出版広報センターが2018年8月より実施している「STOP! 海賊版キャンペーン」においては、電子書店、電子書籍取次も支援を行い、出版とIT・通信それぞれの強みを活かす~~形裏に、(纏)~~紙5紙と200誌2000万部の雑誌でABJマーク普及広告が展開されました。同時に、ABJマーク関連情報がSNSを介して述べ1億5000万人のユーザーに届けられるなどの成果も上がりました。

以上のように、出版社は海賊版サイトと海賊版コンテンツの撲滅に向けて不断の自主的努力を続けており、当社もこれを強かに支援しております。しかし、それでもなお現状に鑑みると、総合的対策、なかでも侵害コンテンツのダウンロード違法化とリーチサイト規制が必要と考えています。前記の「2. 懸念事項及び要件設定」の(1) - (viii) および(2) - (iii)に加えて、「3. その他」の(1)および(2)に示した意見をふまえた法整備となることを望む旨、改めて申し添えます。

26. 株式会社メディアドゥホールディングス

1. 基本的な考え方：①賛成

2. (1) 懸念事項

- | | | | |
|-----------------|-----------------|----------------|-------------|
| (i) 適法・違法の判断が困難 | : ③あまり懸念されない | (v) 無料提供のコンテンツ | : ④全く懸念されない |
| (ii) スクリーンショット | : ③あまり懸念されない | (vi) 権利者が黙認の場合 | : ④全く懸念されない |
| (iii) 軽微なダウンロード | : ③あまり懸念されない | (vii) 濫用的な権利行使 | : ④全く懸念されない |
| (iv) 二次創作・パロディ | : ②どちらかという懸念される | (viii) その他 | : 以下に記載 |

(viii) その他

具体的な要件設定にあたっては、2019年9月25日に発表された日本漫画家協会と出版広報センターとの共同声明に示されている「脱法行為を容易に招かないようにしつつ、善良なユーザーに過度な委縮を招かないようにする」との両者共通の基盤を侵さない要件設定が必須と捉えています。

2. (2) 要件設定

- (i) 文化庁当初案について：②違法となる対象となる範囲が広い（文化庁当初案よりも違法化の対象を絞り込むべき）
- (iii) 理由

2019年9月25日に発表された日本漫画家協会と出版広報センターとの共同声明で示された「脱法行為を容易に招かないようにしつつ、善良なユーザーに過度な委縮を招かないようにする」との両者共通の基盤を侵すことなく最適な要件設定に向けた具体的議論がおこなわれ、最終的に法整備が実現することが重要と捉えています。なおかつ、そうした法整備の実現は可能であると信じています。海賊版コンテンツによる深刻な被害に悩まされているいちばんの当事者として、海賊版対策に日々ご協力くださっている読者・ユーザー、有識者、通信事業者および立法・行政関係者ほか全ての方々にご理解をいただきたいと考えています。

26. 株式会社メディアドゥホールディングス

3. その他

(1) ダウンロード違法化について：

「漫画村」運営関係者と見られる人物が逮捕された事実が、同様の侵害行為に対して一定の抑止力として働くことはプラスに捉えています。一方で、現在でも海賊版サイトは多数存在しており、当社が把握する主な海賊版サイトだけでも約500を数えます。また、アクセス数上位10サイトのうち、ダウンロード型海賊版サイトは8つを占めます。このため、現状の音楽や映像コンテンツの規制にあるように、ダウンロードだけを対象としたものであっても、明らかに海賊版対策の効果は見込めます。

海賊版サイトに対しては、海賊版コンテンツのアップロード行為とダウンロード行為の両面から必要な対策を打っていくことによって海賊版サイト運営者を追い込むことが可能になり、どちらか片方だけの対策では実効性に欠けます。そこで、侵害コンテンツのダウンロード違法化は、こうした両輪の対策のひとつとして重要です。

なお、出版業界の自主的な取組のひとつであるABJマーク（正規版マーク）は、読者・ユーザーが安心して電子書籍を楽しむ環境を提供することに役立っています。法整備が実現した際には、当社も関係各社・団体と協力してABJマークの運用や周知に努めたいと思います。

(2) リーチサイト対策について：

2019年9月25日に発表された日本漫画家協会と出版広報センターとの共同声明で示された見解に基づき、侵害コンテンツの利用を助長する悪質な行為を防ぐことが重要と考えますので、リーチサイト規制についても早急な法整備の実現を切に望みます。法準備にあたっては、表現の自由に配慮し、悪質な行為類型に限定すべきであると思います。2019年3月の通常国会提出に向けた法案準備もこの考え方のもとで進められ、その過程で大きな異論はなく、むしろ早期の法案提出を望む声が大半であったと認識しております。

(3) 海賊版対策全般について：

著者が心血を注いで作り上げた作品を守るため、電子書籍取次の最大手である当社は、海賊版サイトと海賊版コンテンツを撲滅するための出版社による様々な努力を支援してまいりましたが、残念ながら撲滅には至っておりません。こうした現状に対応するためには、新たな法整備を含む総合的対策が必要であると痛感いたします。

当社も参加しております出版広報センターの海賊版対策ワーキンググループによりますと、出版社連合は年間約200万件の削除要請（検索エンジン上での検索結果表示への削除要請も含む）を行っています。（次頁に続く）84

26. 株式会社メディアドゥホールディングス

3. その他

(3) 海賊版対策全般について：

(前頁からの続き)

出版社連合は、海賊版サイト運営者に対する削除要請はもちろんのこと、こうした運営者がサイト運営のために利用するサービス・サーバー・CDNやSNS・動画投稿サイトへの削除要請・警告に加え、これでも解決しない場合には積極的に国内外で訴訟を提起するなどして日々対処を続けています。直近の具体例でいえば、「XXXXXXXXXX」(現在はアクセス不能)に対する米国での訴訟提起などが挙げられます。

こうした民事上の手続にとどまらず、警察当局と連携した刑事上の手続にも積極的に取り組んでいます。大型案件としては「マンガパンダ」「ネタバレサイト」「はるか夢の址」「漢化組」、そして「漫画村」などがその事例です。加えて、WinnyやShareなど、いわゆるP2Pを介した侵害事例も年間10件程度、立件されています。

また、海賊版サイトの収益源を断つため、コンテンツ海外流通促進機構(CODA)等を通じて海賊版サイトへのインターネット広告出稿抑止を目的とした取り組みも実施しています。

昨今、関係各社・団体との連携を深めたことで新たな対策も進んでいます。具体的には、青少年フィルタリング対象リストへの海賊版サイトの速やかな登録体制の構築や、検索エンジン上での検索結果表示抑制を目的とした検索エンジン運営事業者との新枠組策定、海賊版コンテンツを求めて検索したユーザーに検索結果表示画面で「STOP! 海賊版」(後述)のメッセージを表示させる仕組み(出版社と通信事業者との連携を目的に立ち上がった協議体をベースに、Yahoo!の協力により実施)、電子書店・電子取次と協力してのABJマーク(正規版マーク)の制定・普及、これに伴うホワイトリスト・ブラックリストの作成などが挙げられます。

なかでも、ABJマークの普及や海賊版関連の啓発では、当社を始めとする電子書籍流通事業者およびIT・通信事業者を含む関係各社・団体が積極的に協力しました。出版広報センターが2018年8月より実施している「STOP! 海賊版キャンペーン」においては、電子書店、電子書籍取次も支援を行い、出版とIT・通信それぞれの強みを活かす形で、全国紙5紙と200誌2000万部の雑誌でABJマーク普及広告が展開されました。同時に、ABJマーク関連情報がSNSを介して述べ1億5000万人のユーザーに届けられるなどの成果も上がりました。

以上のように、出版社は海賊版サイトと海賊版コンテンツの撲滅に向けて不断の自主的努力を続けており、当社もこれを強力に支援しております。しかし、それでもなお現状に鑑みると、総合的対策、なかでも侵害コンテンツのダウンロード違法化とリーチサイト規制が必要と考えています。前記の「2. 懸念事項及び要件設定」の(1) -

(viii) および(2) - (iii)に加えて、「3. その他」の(1)および(2)に示した意見をふまえた法整備となることを望む旨、改めて申し添えます。

27. 全国同人誌即売会連絡会

1. 基本的な考え方：回答なし

2. (1) 懸念事項

- | | | | |
|-----------------|-------------|----------------|-------------|
| (i) 適法・違法の判断が困難 | : ①とても懸念される | (v) 無料提供のコンテンツ | : ①とても懸念される |
| (ii) スクリーンショット | : ①とても懸念される | (vi) 権利者が黙認の場合 | : ①とても懸念される |
| (iii) 軽微なダウンロード | : ①とても懸念される | (vii) 濫用的な権利行使 | : ①とても懸念される |
| (iv) 二次創作・パロディ | : ①とても懸念される | (viii) その他 | : 以下に記載 |

(viii) その他：

海賊版サイト対策のためのダウンロード違法化の妥当性を議論するはずが、対象が録音・録画から著作物全般に大きく拡張されたこともあり、何が違法となるのかわからないのか、という海賊版対策とは本質的にはあまり関係のない議論になってしまったことは、大変残念な状況にあると考えます。

改めて申し上げますが、法改正の目的はダウンロード違法化ではなく、海賊版サイト対策です。TPPにおける著作権侵害の非親告罪化においても議論になりましたが、上記の状況は、無関係な第三者による「告発」や「嫌がらせ」を引き起こす恐れもあります。「海賊版対策としての実効性を確保しつつ、過剰規制による国民の委縮を招かないようにすることが重要」という記述が文化庁の資料にもあるわけですが、そもそも法律に触れるかどうかを細かく懸念しなければならないことそれ自体が、当然に同人・商業を問わない広範なクリエイターの表現・創作活動、研究者等の研究活動、マスコミやそれに留まらない個人の取材活動等の萎縮を引き起こす懸念があります。

いわゆる二次創作についても、許容される二次創作とそうではない二次創作の可能性というような考え方を示されていますが、個々の権利者が個々の事例について判断すべき問題であり、著作権法がそれを決めるものではないと考えますし、これは今回のターゲットである海賊版サイト対策とは直接の関係はないものと考えます。

27. 全国同人誌即売会連絡会

2. (2) 要件設定

- (i) 文化庁当初案について：②違法となる対象が広い（文化庁当初案よりも違法化の対象を絞り込むべき）
- (iii) 理由

後述の通り、ダウンロード違法化は海賊版対策の本筋と考えられないのみならず、国民の正当な情報収集等の委縮を招きかねず、二重の意味で改正の目的を達成できない懸念があるため、「1. 基本的な考え方」(i)の設問の選択肢そのものに、本来は違和感があります。したがって、元の設問においては選択を行いませんでした。にも関わらず本設問にて回答しているのは、「強いて当てはめるならば」という意味合いとご理解下さい。

TPPにおける著作権侵害の一部非親告罪化の目的が、海賊版対策であったことを想起すれば、ダウンロード違法化においても、同様の制約を設けるべきなのではないかと考える次第です。

具体的には、『環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第108号）及び環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第70号）について』（http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/kantaiheiyo_hokaisei/）において、示された下記がそれに該当します。

[1] 侵害者が、侵害行為の対価として財産上の利益を得る目的又は有償著作物等（権利者が有償で公衆に提供・提示している著作物等）の販売等により権利者の得ることが見込まれる利益を害する目的を有していること

[2] 有償著作物等を「原作のまま」公衆譲渡若しくは公衆送信する侵害行為又はこれらの行為のために有償著作物を複製する侵害行為であること

[3] 有償著作物等の提供又は提示により権利者の得ることが見込まれる「利益が不当に害されることとなる場合」であること

なお、ここでの「原作のまま」の解釈については、金子敏哉明治大学法学部准教授の資料を参照していただきたく存じます（<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/20190304gensaku.pdf>）。

27. 全国同人誌即売会連絡会

3. その他

(1) ダウンロード違法化について：回答なし

(2) リーチサイト対策について：回答なし

(3) 海賊版対策全般について：

昨年4月の海賊版サイトに対する緊急対策が始まって1年半が過ぎようとしています。しかしながら、この間上がってきた施策は、知的財産戦略本部・文化庁を問わず、利用者を規制する・抑止することで、対策を行うものばかりとなっています。しかも、ダウンロード違法化については、現在主流であるストリーミング型の海賊版サイトの規制には有効ですらありません。

実際にアップロードを行ったり、それを活用した海賊版サイトを運営したりする者を取り締まったり、実態の把握や損害賠償請求を容易にしたりするような各種の法改正に注力することで、直接海賊版サイトの運営を困難にする施策こそが対策の本筋ではないのでしょうか？

しかも、違法化・刑罰化のための整理の結果として、海賊版対策とは関係のない規制が盛りこまれたり、送り手にも受け手にも萎縮効果を引き起こしかねない法案となったりすることは、木を見て森を見ない施策と憂慮せざるを得ません。

この国において、創作文化が花開いているのは、のびのびと自由に創作・表現活動を行うことができるからに他ならないと思います。また、同人作品を中心とした個人による草の根の自由な活動が、極めて幅広い裾野となっており、その中からプロになる方も数多くおられ、より高い頂きを創り出してもいます。一方で、商業ベースとは異なるオルタナティブな同人活動が行われる中で、様々な創作・表現の追求も行われ、逆にプロの方が同人活動を楽しまれることも当たり前の風景となっています。

インターネットが普及する以前から、同人文化におけるこのような送り手と受け手の流動化、相互化によって幅広い裾野が形成され、この国において他の国にはない独自のエコシステムが成立してきたことを、我々はずっと目の当たりにしてきましたし、このことは既に皆さんもご存じのことと思います。それ故にTPPIにおいてご配慮いただいたことも、今もって感謝しております。今回においても、同様の観点での対策と法改正を強く望む次第です。

28. 日本電子書店連合

1. 基本的な考え方：①賛成

2. (1) 懸念事項

- | | | | |
|-----------------|--------------|----------------|-------------|
| (i) 適法・違法の判断が困難 | : ④全く懸念されない | (v) 無料提供のコンテンツ | : ④全く懸念されない |
| (ii) スクリーンショット | : ③あまり懸念されない | (vi) 権利者が黙認の場合 | : ④全く懸念されない |
| (iii) 軽微なダウンロード | : ③あまり懸念されない | (vii) 濫用的な権利行使 | : ④全く懸念されない |
| (iv) 二次創作・パロディ | : ③あまり懸念されない | (viii) その他 | : 回答なし |

2. (2) 要件設定

- (i) 文化庁当初案について：②違法となる対象範囲が広い（文化庁当初案よりも違法化の対象範囲を絞り込むべき）
- (iii) 理由：

日本電子書店連合（JEBA）としては、海賊版サイト等による更なる被害拡大を防止し、読者が正規版購入の理解を深め、健全な市場発展を促すためには、ダウンロード違法化及びリーチサイト規制の法制化により抑止効果を生じさせることが必要不可欠であると考えることから、ダウンロード違法化及びリーチサイト規制が早期に法制化されることを強く要請する。

法制化にあたっては、政府に一任ではなく、利害関係者の意見をよく聴取した上で、表現の自由に配慮しつつ、違法となる範囲を客観的要件により具体的かつ限定的にするなど、前向きかつ円滑な議論をお願いしたい。

28. 日本電子書店連合

3. その他

(1) ダウンロード違法化について：

現在、音楽・映像のダウンロードについては刑罰の対象とされているところ、海賊版サイトの台頭により、静止画の違法配信による被害規模が甚大である状況が続いており、静止画に関しては規制の対象としないことについて合理的な理由が見出せないことから、静止画についてもダウンロード違法化の対象とすべきである。

法制化にあたっては、表現の自由に配慮しつつ、違法となる範囲を客観的要件により具体的かつ限定的にすべきであると考え。また、ダウンロード型の海賊版サイトのみならず、ストリーミング型の海賊版サイトも多数存在している状況であり、視聴・閲覧に伴うキャッシュの蓄積やプログレッシブ・ダウンロード等が許容させるとなると、海賊版サイトの対策としては不十分と言わざるを得ないことから、違法化の対象とすべく、並行して検討を望む。

いずれにせよ、海賊版サイト対策として、抑止効果を生じさせることが必要不可欠であることから、侵害コンテンツのダウンロード違法化が早期に法制化されることを強く要請する。

(2) リーチサイト対策について：

リーチサイト及びリーチアプリについても、侵害コンテンツを掲載するウェブサイトへのリンク情報等を提供することにより、利用者を侵害コンテンツに誘導し、侵害コンテンツの拡大・拡散を助長するものであることから、侵害コンテンツの掲載と同様に、著作権侵害と同視すべき不利益を権利者に与えるものであることから、違法化の対象とすべきである。

法制化にあたっては、表現の自由に配慮しつつ、違法となる範囲を客観的要件により具体的かつ限定的にすべきであると考え。

いずれにせよ、海賊版サイト対策として、抑止効果を生じさせることが必要不可欠であることから、侵害コンテンツのダウンロード違法化とともに、リーチサイト・リーチアプリ規制が早期に法制化されることを強く要請する。

28. 日本電子書店連合

3. その他

(3) 海賊版対策全般について：

電子書籍市場は、海賊版サイト「漫画村」の利用者数が急激に拡大した影響で伸びが鈍化したものの、「漫画村」閉鎖後はコミックの売上が回復し、市場の成長が続いているものの、「漫画村」閉鎖後も、「 」、「 」などの新たな海賊版サイトが現れるとともに、「はるか夢の址」などのリーチサイトが出てくるなど、海賊版サイト等による影響は現在もなお継続しており、その被害は甚大な状況にある。

電子書店としては、日本電子書店連合の各書店が連携して、公的団体であるコンテンツ海外流通配信機構（CODA）が提供する悪質なサイト情報を入手し、対象のサイトには広告出稿を行わないようにするとともに、適切な広告出稿に向け、広告代理店に対するマネジメントを強化するなどの対策を講じてきたところである。

加えて、読者が安心して閲覧・講読できる環境を提供し、健全なコンテンツ市場の発展を促進させることを目的として、著作権者からコンテンツ使用許諾を得た正規版配信サービスであることを示す商標として、出版社が牽引して定めた「ABJマーク」に書店としても賛同し、サイトTOPに表示するとともに、「ABJマーク」の認知拡大・違法サイト撲滅の一環として、出版社・取次・書店が連携して「STOP! 海賊版」キャンペーンを行うなど、業界全体が一体となって、様々な取り組みを行っているところであるが、海賊版対策は追い付かない状況にある。

このような民間における海賊版対策には限界があり、海賊版サイト等による更なる被害拡大を防止し、読者が正規版購入の理解を深め、健全な市場発展を促すためには、ダウンロード違法化及びリーチサイト規制の法制化により抑止効果を生じさせることが必要不可欠であると考える。

したがって、ダウンロード違法化及びリーチサイト規制が早期に法制化されることを強く要請する。

29. (一社) 電子出版制作・流通協議会

1. 基本的な考え方：②どちらかという賛成

2. (1) 懸念事項

- | | | | |
|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|
| (i) 適法・違法の判断が困難 | : ②どちらかという懸念される | (v) 無料提供のコンテンツ | : ②どちらかという懸念される |
| (ii) スクリーンショット | : ①とても懸念される | (vi) 権利者が黙認の場合 | : ④全く懸念されない |
| (iii) 軽微なダウンロード | : ①とても懸念される | (vii) 濫用的な権利行使 | : ②どちらかという懸念される |
| (iv) 二次創作・パロディ | : ②どちらかという懸念される | (viii) その他 | : 回答なし |

2. (2) 要件設定

- (i) 文化庁当初案について：②違法となる対象が広い（文化庁当初案よりも違法化の対象を絞り込むべき）
- (iii) 理由

電子出版の制作および流通に関わる団体として、海賊版が撲滅され、正規版のコンテンツの流通が増加することを強く望んでいる。このため侵害コンテンツのダウンロードが正当な行為ではないということを周知させることは必要と考えるが、どのようなものをダウンロードした際に違法となるかなど、細部に関しては慎重な議論が必要と考える。

例えば、スクリーンショットを大量に表示して一塊のコンテンツを享受できるような違法なコンテンツのダウンロードは、流通事業者の団体として決して容認できるものではないが、一方でSNSの発達により個人の発信力が正規版のコンテンツの売り上げにも影響を及ぼすようになっている現在、権利者が容認する範囲のダウンロードまで違法となる可能性があることは、SNSでのコンテンツの拡散などに悪影響を及ぼす可能性もあり、懸念材料のひとつとなると考える。

上記の例のように、文化庁当初案についてはまだ具体的要件に関して検討すべきことが多く残ると考えており、それについて議論を深めたうえで、ある程度対象範囲を絞る必要があるのではないかと考える。このため回答としては②を選択した。

29. (一社) 電子出版制作・流通協議会

3. その他

(1) ダウンロード違法化について：

1. 基本的な考え方について

(2) (i) で回答した通り、電子出版の制作および流通に関わる団体として、海賊版が撲滅され、正規版コンテンツの流通が増加することを強く望んでいる。このため侵害コンテンツのダウンロードが正当な行為ではないということを知らせることは必要と考えるが、依然としてどのようなものをダウンロードした際に違法となるかなど、細部に関しては慎重な議論が必要と考える。

このため1. の「基本的な考え方」では、②「どちらかという賛成」とした。今後さらにどのような行為が違法となるかに関して幅広い議論が行われ、「海賊版被害への実行的な対策」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」の両立ができるような仕組み作りが必要と考える。

2. 懸念事項及び要件設定について

(i) コンテンツの合法・違法に関する判断の難しさに関して

正規版サイト事業組合が認定し、弊協議会が管理運営する、著者や出版社が正規版と認定したコンテンツのみを取り扱っていることを示す「ABJマーク」は、それを掲載している電子書店であれば、正規版を扱っていることが分かるようなホワイトマークの役割を担っている。ただし、マークの掲出は義務ではないため、正規版を配信しているすべての電子書店が同マークを掲出しているわけではなく、ABJマークだけでそのサイトが合法であるか違法であるかを完全に区別することができないことも事実である。このため一定の範囲での懸念が残ると考え、回答は②とした。

(ii) スクリーンショットに違法画像等が入り込むことが違法になることへの懸念について

条文や概要解説資料によると、違法となるのは「私的利用」の前提のもと、特定侵害複製物であることを知りながら行う場合とされているが、SNSのアイコン等が明らかに本人の著作物ではない有名なキャラクターなどの場合に、そこに発信された内容の精査のためにダウンロードした、ないしは転送したことなどが違法となる懸念は払拭できないと考えるため、回答は①とした。

(iii) ごく一部の軽微なダウンロードが違法となる懸念について

SNSの発達に伴い、一般の消費者のSNS上で著作物に関する発言が当該コンテンツの販売に好影響を与える事例も出てきている。その場合、有償で販売されているコンテンツの多くの部分を掲載することは、実際の販売に悪影響を及ぼすと考えるが、コンテンツのファンが表紙やごく一部の画像をSNSに掲載するような行為を萎縮させるようなことは避けるべきと考える。このため回答は①とした。

(次頁に続く) 93

29. (一社) 電子出版制作・流通協議会

3. その他

(1) ダウンロード違法化について：

(前頁からの続き)

(v) 違法にアップロードされた無料コンテンツのダウンロードが違法となる懸念

無料でコンテンツが提供されている場合には、無料コンテンツに広告などを表示して収入を得る場合と、有料コンテンツの購買の導線として提供する場合が考えられる。違法にアップロードされたコンテンツが上記の広告収入で収益を上げているコンテンツだった場合にはそのダウンロードの違法化は問題ないとするが、無料コンテンツを購買導線として利用している場合には、それをコピーして拡散されることは導線を多くすることにもつながるため、一概に違法化すべきとは言えないと考える。このため回答は②とした。

(vi) 権利者がアップロードを黙認しているコンテンツのダウンロードが違法となる懸念

著作権侵害は権利者の親告罪と認識しており、権利者が黙認している場合には、もともと違法にはならないと認識している。このため回答は④とした。

vii) 権利者の濫用的な権利行使や刑事罰規定の運用の不当な拡大への懸念

権利者はもともと著作権を保有しており、それを行使することは基本的には濫用には当たらないと考える。但し、(ii) で回答したスクリーンショットなどの例のように、当初案では刑事罰規定の運用を拡大される懸念もないとは言えないと考えるため、回答は②とした。

(2) リーチサイト対策について：

リーチサイト規制に関しても、権利者の正当な権利を侵害して不利益をもたらしているものに関しては、正規の電子出版流通に大きな悪影響を及ぼしており、何等かの規制は必要と考える。

但し、違法となるリーチサイトやリーチアプリの定義などについては、さらに一層の議論が必要と考える。侵害コンテンツをアップロードしたサイトに意図的にリンクしているサイトやアプリは規制対象とする必要があると考えるが、大半が侵害コンテンツを掲載していないサイトへのリンクであり、たまたまいくつかのリンク先の概要を精査しなかったため侵害コンテンツを掲載したサイトへリンクしてしまった場合、それを即座に違法として刑事罰を問うことが妥当かどうかは、さらに検討していく必要があると考える。意図のあるなしを判断する基準（例えば数回警告してもリンクを提供しているなど）や違法となるケースの精査を行う必要はあると考える。

(3) 海賊版対策全般について：

電子出版の制作や流通に関わる団体として、海賊版に対する実効的な対策の早期実施には大いに期待している。但し電子出版でも様々なビジネスモデルが出てきており、その中には複雑な構造で成り立っているものもある。このため法規制に関しては、慎重で丁寧な議論をする必要があると考える。

30. (一社) テレコムサービス協会

1. 基本的な考え方：回答なし

2. (1) 懸念事項

- | | | | |
|-----------------|-------------|----------------|-------------|
| (i) 適法・違法の判断が困難 | : ①とても懸念される | (v) 無料提供のコンテンツ | : ①とても懸念される |
| (ii) スクリーンショット | : ①とても懸念される | (vi) 権利者が黙認の場合 | : ①とても懸念される |
| (iii) 軽微なダウンロード | : ①とても懸念される | (vii) 濫用的な権利行使 | : ①とても懸念される |
| (iv) 二次創作・パロディ | : ①とても懸念される | (viii) その他 | : 以下に記載 |

(viii) その他

本パブリックコメント 1. 基本的考え方(1)の問いについては、質問の趣旨が理解できないため空欄としております。

今回の改定案では、侵害コンテンツのダウンロードに対する実効的な対策になっているかどうかには拘らず、侵害コンテンツのダウンロード行為そのものを違法としている点で少なからず懸念を持たざるを得ません。インターネットそのものと言っていいウェブサービスは、誰もがインターネット端末を操作する度にその存在を意識しないほど身近なものになっています。そのウェブサービスに関わる問題であって、インターネットサービス自体の特徴として挙げられる、簡単に興味あるサイトに移動できること、簡単なクリック操作でダウンロード等が始まってしまうこと、情報と情報の間に直接関連性はないものの利用者の気を引かせる別情報を表示すること、といったものは広い利便性がある一方で、ある種の誘導的な操作を導く要因が様々なところに埋め込まれて存在するという事実を念頭において考えていく必要があると認識しています。

また、刑事罰の規定の運用を行うにあたっては、その運用が不当に拡大される可能性の他、同様の事例が発生したにも拘らず案件ごとに適用に差ができ、個別案件ごとに不公平感が発生する等の問題についても懸念を持ちます。さらには、「著作権者=原作者」という一般に想像される権利関係のみならず、著作権の売買等により権利者が本来の原作者ではなくなって転々と移動した場合、又は複数の権利者でその権利を共有されている場合等、権利関係が一般的に通常想定されるものとは異なる複雑なものである場合があります。多くについては「寛容的な利用」を認めている著作権者が問題視していなかったケースにも拘らず、ビジネスとして権利を管理する法人等に権利が移転した場合、「寛容的な利用」を超えて侵害コンテンツのダウンロードを行った利用者に対し、新しい権利者が対応を迫ることが考えられます。その際、真の権利者が誰なのかという不透明な問題と併せて、黙認されなくなった状況の中で刑事罰が適用される可能性が発生してしまうことについて懸念を持っています。

30. (一社) テレコムサービス協会

2. (2) 要件設定

(i) 文化庁当初案について：②違法となる対策が広い（文化庁当初案よりも違法化の対象を絞りこむべき）

(iii) 理由

違法となる場合の対象が極めて広すぎるうえ、且つその内容が曖昧であると考えます。

インターネットに関わる技術は今後益々発展していくと共に、インターネットを媒介とした多彩なサービスが数多く提供されていくものと期待されています。この流れを摘むことなく、権利者の保護を図っていくことが社会的にも必要であると考えます。

そのためには、侵害コンテンツのダウンロードという行為そのものを違法とし大きな網をかけるのではなく、明らかに著作権者の権利を侵害し結果的にその権利者に損害を与えた場合のみを違法とすることが望ましいと思います。

さらには、過剰な規制によって生ずる利用者の委縮効果を考えると、初期の目的を達成するための必要最小限度である海賊版サイトからのデッドपीに係るダウンロードに限定することも有力な案ではないかと考えます。

何がなんでも、侵害コンテンツのダウンロードにより権利者の権利を侵害したものを単純に違法と位置づけて刑事罰を与えることは、ある意味権利者の保護という一面的な視点に偏った対応であり、インターネット利用者が様々な分野で広く活用していき社会的にも経済的にも今後益々活性化していくだろう将来を見据えると、国民全体の利益で考えた場合の損失は想像できないほど大きなものと考えます。

3. その他

(1) ダウンロード違法化について：

一度法規制を行ってしまえば、侵害コンテンツのダウンロードという一つの行為のみに着目した視点での解釈となり、今後リリースされるであろう新しいサービスを開発する法人又は個人に対しても委縮効果は大きく働くものと考えられます。

インターネットの利用者が、現在どのような情報に対しどのような方法でどのような利用の仕方をしているのか、を十分に調査しているのかに対して疑問を持ちます。

今回、海賊版サイトからの侵害コンテンツのダウンロード問題に取り組む一方策として法制化を行うものと思われませんが、そのために将来のまだ判らないサービスや技術等に対しても網が被せられてしまうことになる可能性について、少なからず危機感を持ちます。

(次頁に続く)

30. (一社) テレコムサービス協会

3. その他

(1) ダウンロード違法化について：

(前頁からの続き)

また、インターネットは多くの文化を産み、また今までにない習慣をも産み、新しい技術をも産んできました。この育まれてきた文化・習慣・技術等は、成長して初めて良し悪しが判断される場合が多く、その結果として問題が顕著となった場合、過去の事例でいえばセキュリティの対策強化、ウィルス等から防衛する対策ソフトの導入、データ破壊等の不測の事態を防御するための自衛的バックアップ行為等、自己防衛策が多々取られてきました。これらの対策は、今では日常的に行われていることであり、その防衛対策自身も多くは新たに産み出されてきたインターネットの賜物です。

制度的な違法化に進むのも選択肢の一つではあると思いますが、一方技術的な対策をはじめとした自衛対策も同時に必要であると考えます。過度に法制度化に偏るのではなく、様々なところで複数の対策を実施することにより、バランスを保ちつつ共存していく方向性で解決策を考えていく必要性を強く感じます。

そのような背景から、今回の侵害コンテンツのダウンロード違法化については、法制化を急ぎ過ぎるのではないかと危惧しております。

(2) リーチサイト対策について：

「深刻な海賊版被害への対策としてリーチサイト規制を行う」という総論については、必要性があることには理解していますが、リーチサイト及びリーチアプリの運営に関して非親告罪（社会的法益の侵害）とされている点を懸念しています。法案が施行した後、運用を担う警察は、被害届がない場合（実際に被害者がいない場合も含みます）にも摘発を行うことができるということは、「深刻な海賊版被害への対策」という目的に照らして考えた時、必要以上の過剰な規制となる恐れがあるように感じます。

また、リンク先のコンテンツが侵害コンテンツであることについて、過失があった場合にも侵害行為とみなされる点についても大きな懸念を持っています。例えば、開設時には問題がなかったリンク先のサイトが、相当期間にわたって放置された結果、当該リンク先が侵害コンテンツになってしまうといったケースも十分考えられ得るものと思いますが、そうした場合においても違法であるとされており、当該リンク先サイトを現に運営しているホスティング事業者等に警察の差押え等が及んでしまう可能性があるとするれば、その管理者であるホスティング事業者等に過度な負担を強いるものに他ならないと考えます。

(次頁に続く) 97

30. (一社) テレコムサービス協会

3. その他

(2) リーチサイト対策について：

(前頁からの続き)

本リーチサイト対策については、著作権を保有する権利者、サイトの運営者及び管理者、情報を活用している利用者等、各関係者を集めた十分な議論が行われ意見が出尽くしたという印象はあまりなく、慎重な法制化を望むところ です。

なお、リーチサイト規制に関する法改正が仮に行われた場合は、当該法改正が通信事業者に関連する他の既存法令 (プロバイダ責任制限法や同法に関する業界団体が定める著作権関係ガイドライン等) の運用に少なからず影響が出る場合が考えられるため、その場合には通信事業者の現行の運営に混乱が生じないように、関係者間で事前に十分な議論が行われることが必要であり、関係各省庁においては積極的なリーダーシップを発揮されること切に望みます。

(3) 海賊版対策全般について：

そもそも海賊版対策の問題では、違法アップロードの取り締まりを強化すべき問題であって、侵害コンテンツのダウンロードを行う利用者に対して違法と位置づけ罪に問うことは、取り締まりの不十分さを理由に利用者に対して不安や不便さを共有するものであると疑問視されても仕方がないものと思います。違法コンテンツのアップロードは現時点でも明らかに違法であり、また悪意である場合がほとんどであると認識しており、侵害コンテンツのダウンロード違法化以前にアップロード行為者に対し罰則の強化を検討しても良いのではないかと考えます。

半面、利用者に対してはよほどの悪意がない限り罰に問うのではなく、利用者が侵害コンテンツのダウンロードを行ったと思われる大きな原因として考えられているリテラシーの未熟さ (特に若年層の利用者) に影響しているものと想像されることから、その対策を推進することを望みます。ネットリテラシーを向上させることは今後のインターネットのさらなる成長を考えると、最優先課題であると考え、サービスを利用している利用者、サービスを提供している事業者、その保護者及び教育者等の関係者全体の共通の課題として、今後成果には時間は掛かるとは思いますが早急に手を打っていくべきものと考えます。

仮に侵害コンテンツのダウンロード違法化が認定されたとしても、法制化後は文化庁から手を離れ警察等の運用側に委ねられることとなりますが、その運用が恣意的運用に広がっていく懸念は大きいため、緻密な法制化を求めるものであります。

30. (一社) テレコムサービス協会

3. その他

(3) 海賊版対策全般について：

(前頁からの続き)

今後のインターネットの技術的发展、利用机会の拡大等に影响しないような最小限の违法化认定であっていただくことを希望すると共に、適用の公平性の問題として詳細且つ具体的な判断基準を国民の前に明确にさせていただきたいと考えます。

3 1. (一社) 情報法制研究所 著作権と情報法制研究タスクフォース

1. 基本的な考え方 : 回答なし

2. (1) 懸念事項

- | | | | |
|-----------------|-------------|----------------|-------------|
| (i) 適法・違法の判断が困難 | : ①とても懸念される | (v) 無料提供のコンテンツ | : ①とても懸念される |
| (ii) スクリーンショット | : ①とても懸念される | (vi) 権利者が黙認の場合 | : ①とても懸念される |
| (iii) 軽微なダウンロード | : ①とても懸念される | (vii) 濫用的な権利行使 | : ①とても懸念される |
| (iv) 二次創作・パロディ | : ①とても懸念される | (viii) その他 | : 回答なし |

2. (2) 要件設定

- (i) 文化庁当初案について : ②違法となる対象となる範囲が広い (文化庁当初案よりも違法化の対象を絞り込むべき)
- (iii) 理由 :

ダウンロードの違法化・犯罪化は、「漫画村」等の提起した海賊版サイトの問題について、大して実効性のある対策ではない。ダウンロード型のほかに閲覧型の海賊版サイトも存在するからである。現に、既に同様の措置の執られている音楽や動画についても実効性があがっていない。とりわけ、犯罪化については、果敢な法執行が行われた場合の萎縮効果が多大である一方、実際にはほとんど法執行がなされないことが、現実に予想される。法執行のなされない刑事罰の導入は、ユーザーからの著作権に対する反発を招き、漫画を含む著作権産業の長期的な衰退の要因となるだけでなく、国民一般の遵法意識の低下を招くものであって、基本的に好ましくないものである。強いてダウンロードの違法化・犯罪化に意義があると言うならば、ダウンロードした海賊版がさらにアップロードされるなど、さらなるデジタル方式による複製 (劣化しない複製) が作られることの抑止にある。このことは平成21年改正が「デジタル方式の録音・録画」を対象としたことの原因であった。この観点から、ダウンロードを違法化するのであれば、劣化しないさらなる複製が問題となる範囲に限定するべきであり、そのために、少なくとも、①「原作のまま」、②「権利者の利益を不当に害する」を加えるとの要件を加えることが必要である。また、犯罪化については、その保護法益を、劣化しないさらなる複製の抑止と捉え、③「自動公衆送信の用に供する目的で」といった要件を加えて、目的犯とするべきである。

3 1. (一社) 情報法制研究所 著作権と情報法制研究タスクフォース

3. その他

(1) ダウンロード違法化について：

冒頭の設問1。(1)については、合致する選択肢がないため、空欄とした。先に2。(2)(iii)において述べた通り、ダウンロードの違法化・犯罪化は、今般の問題に対しては限られた効果しか有しないものであるから、「2つの要請を両立させた形で」との前提が成立し得ないと考えるからである。

(2) リーチサイト対策について：

リーチサイト規制に関しては、前回のパブリックコメントにおいては条文案が明らかとなっていなかったため、我々はその問題がないものと推認し、コメントを行わなかった。しかしながら、文化庁案として明らかになった条文案においては、二次創作の場合しか対象から除外されていないことから、ダウンロード違法化・犯罪化と同様に対象が広すぎる問題があることが判明した。したがって、我々は、先に2。(2)(iii)において述べたのと同様に、少なくとも、①「原作のまま」、②「権利者の利益を不当に害する」との要件を加えることが必要だと考える。なお、我々は2月の提言において、「論文の剽窃(著作権侵害)を指摘・告発するために当該論文を保存する行為や、研究者が海賊版に関する研究を行うために著作権侵害とされた著作物を収集する行為なども、違法となってしまうのではないかと指摘していたが、文化庁は今回このことについて、「御指摘のような善意に基づく行為を、著作権者(剽窃された者・被害者)が問題視することは想定しづらいと考えていました(著作権者に連絡して許諾を得ることなども可能かと思われま)

す)」と釈明している。しかし、リーチサイト規制においても剽窃論文へのリンク集などが同様にこの問題を孕むところ、文化庁の「著作権者が問題視することは想定しづらい」とする釈明は、非親告罪の罰則を設けようとするリーチサイト規制については意味をなさない。したがって上記①②のような限定が必須である。もし、文化庁の条文案で、剽窃論文へのリンク集などがリーチサイト規制の対象とならないというのであれば、どの文をどのように解釈すれば対象とならないのかが明らかにされる必要がある。

3 1. (一社) 情報法制研究所 著作権と情報法制研究タスクフォース

3. その他

(3) 海賊版対策全般について：

先に2. (2) (iii)において述べた通り、ダウンロードの違法化・犯罪化は、今般の問題については限られた効果しか有しないものである。ダウンロード違法化に効果が薄いとなれば、海賊版被害の実情に対してブロッキングを実施すべきであるとする流れも想定されるが、「緊急避難」などという法治国原理に反する理由づけを用いた行政府主導の措置によることは許されない。ブロッキングが避けられないのであれば、少なくとも、立法により要件と効果を明確に定めた上での著作権行使の一環として司法機関により判断されるブロッキングを法制度として確立させてからにしなければならない。

③違法となる対象が狭い（文化庁当初案よりも違法化の対象を広げるべき）と回答した団体等

3 2. (一社) 日本映像ソフト協会

1. 基本的な考え方：①賛成

2. (1) 懸念事項

- | | | | |
|-----------------|--------------|----------------|--------------|
| (i) 適法・違法の判断が困難 | : ③あまり懸念されない | (v) 無料提供のコンテンツ | : ④全く懸念されない |
| (ii) スクリーンショット | : ③あまり懸念されない | (vi) 権利者が黙認の場合 | : ④全く懸念されない |
| (iii) 軽微なダウンロード | : ③あまり懸念されない | (vii) 濫用的な権利行使 | : ③あまり懸念されない |
| (iv) 二次創作・パロディ | : ③あまり懸念されない | (viii) その他 | : 回答なし |

2. (2) 要件設定

- (i) 文化庁当初案について：③違法となる対象が狭い（文化庁当初案よりも違法化の対象を広げるべき）
- (iv) 理由：

1. 侵害コンテンツのダウンロードを違法とする必要性

当協会は、ビデオソフトの制作・販売等を業とする事業者を正会員とする団体であり、侵害コンテンツのダウンロードはすでに著作権法30条1項の権利制限の対象から除外されています。2007年11月に実施された「文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会平成19年度・中間まとめ」に関する意見募集に際し提出した意見<<http://www.jv-net.or.jp/news/rec.pdf>>で述べたとおり、侵害コンテンツのダウンロードは「第30条の適用範囲から除外する旨明記すべき」と考えます。

「侵害コンテンツのダウンロードは違法ではない」「適法である」となりますと侵害コンテンツのダウンロードを推奨するかのような誤解を与えるのではないかと懸念致します。

著作物の表現は、著作権者等の権利者に正当な対価を支払って享受すべきであり、正当な対価の支払いを逃れて享受することに正当性はありません。

著作物を公衆に提示し又は提供する出版等の自由は、多様な表現を社会に提供することにより、表現の自由市場を形成する重要な役割を果たしています。そして、出版等を行うためには多額の費用が必要です。著作権等の著作物に対する財産権は、その費用を産み出すために必要な権利であり、著作権者等の権利者の正当な利益を蔑ろにすることは、創造のサイクルを阻害して表現の自由市場を危うくしかねません。

(次頁に続く) 104

3 2. (一社) 日本映像ソフト協会

2. (2) 要件設定

(iv) 理由:

(前頁からの続き)

公衆送信権を侵害する行為に関与することも公衆送信権侵害行為と一体となって法益侵害を惹起する行為ですから、決して奨励されるべき行為ではありません。それゆえ、権利者が、侵害コンテンツのダウンロードは権利侵害であり行ってはならないと求めることができることを明確にすることが必要であると考えます。

2. 侵害コンテンツのダウンロード行為の違法性

侵害コンテンツがダウンロード可能な状態に置かれているときは、著作権者等の送信可能化権が侵害されて、コンテンツが権利者を排して公衆に拡散される法益侵害の危険が生じている状態であるといえます。それをダウンロードすることは、法益侵害の危険を現実化して法益侵害の結果を生じさせる行為です。

すなわち、侵害コンテンツをダウンロードする行為は、公衆送信権侵害の必要的関与行為で公衆送信権侵害を惹起する行為です。違法性は、客観的な法益侵害を要素とするものですから、侵害コンテンツのダウンロードは違法性の実質を備えています。

3. 犯罪構成要件が設けられていない必要的関与行為の違法性

もっとも、現行法では公衆送信権侵害の必要的関与行為である侵害コンテンツの受信行為について、著作権侵害に関する犯罪構成要件は設けられていません。この場合、刑法総則の共犯規定を適用しないのが立法者意思だと解されます(最判昭和43・12・24刑集22巻13号1625頁)。

しかし、それが違法性を欠くためであると解されるのは、必要的関与行為者が被害者である場合であると思われ(※1)。

ところが、公衆送信権侵害の被害者は著作権者等の権利者ですから、侵害コンテンツの受信行為について犯罪構成要件が設けられていないのは、違法性を欠くためであるとはいえません。しかも、侵害コンテンツのダウンロードによって権利者を排して著作物の表現を享受しているのですから、加害的でもあります。それゆえ、必要的関与行為について犯罪構成要件が設けられていないことをもって「違法ではない」ということはできないし、まして適法だということとはできません。

著作権法30条1項1号に該当する行為が刑事罰の対象とされていないのは、「可罰的違法性があるとはいえないこと」「権利の及ぶ範囲の拡大に伴う罰則の適用は(中略)慎重を期する必要があること」(※2)等、違法性の軽微性や立法政策的配慮によるものと考えられます。

(次頁に続く)105

3 2. (一社) 日本映像ソフト協会

2. (2) 要件設定

(iv) 理由:

(前頁からの続き)

そうであるならば、侵害コンテンツを自動公衆送信させる行為も、同様に、典型的に軽微ではあるものの違法性は否定できないと考えます。

ある行為が違法かどうかとその行為について法的責任を負わせるべきかとは峻別して考える必要があり、法益侵害を惹起する必要的関与行為は行ってはならないということを明らかにすることを要望いたします。

(*1) 平野竜一『刑法総論II』(有斐閣、1975) 379頁、山口厚『刑法総論』(有斐閣、第3版、平成28年) 358頁、井田良『講義刑法学・総論』(有斐閣、第2版、2018) 539-540頁

(*2) 加戸守行『著作権法逐条講義』(著作権情報センター、六訂新版、平成25年) 817頁

4. 侵害コンテンツを自動公衆送信させることの違法性

民法709条は不法行為による損害賠償請求権を定めており、不法行為は民事上の違法行為であると解されます。不法行為は、(1)故意過失、(2)他人の権利又は法益侵害、(3)因果関係の存在、(4)損害の発生、を成立要件としています。伝統的な相関関係説によれば物権的権利の侵害は不法行為となると解されます。

前述したように、自動公衆送信をさせる行為は、自動公衆送信権侵害という権利侵害を惹起する行為ですので、不法行為となりうる行為だと考えます。

コンテンツの表現の享受は、権利者又は権利者の許諾を得て供給される正規品によるべきであり、それを侵害コンテンツで賄うというのは、自由競争の原理を逸脱するもので、適法とはいいがたいと思われれます。

侵害コンテンツのダウンロードは、侵害コンテンツを自動公衆送信させて複製する行為で、自由競争の原理から逸脱する行為です。したがって、これを権利制限の対象とすることは相当ではなく、違法であることを明確にすることを要望いたします。

5. 国民の正当な情報収集等の萎縮について

国民の正当な情報収集等の萎縮については、以下のように考えます。

民事上の不法行為は、権利侵害又は法益侵害のほかに、損害の発生が成立要件となっています。損害が軽微な事案について不法行為損害賠償請求権が行使される可能性は少ないと考えられます。わが国の不法行為制度は懲罰的損害賠償を認めてはいませんので、仮に損害賠償を請求されたとしても賠償額は使用料相当額ですから、著作物の表現を享受したことに見合う額に留まります。しかも、違法であっても故意過失がなければ損害賠償責任は生じません。

したがって、著作権法で配慮しなくても一般法で国民の正当な行為への配慮がなされています。(次頁に続く)

3 2. (一社) 日本映像ソフト協会

2. (2) 要件設定

(iv) 理由 :

(前頁からの続き)

もともと、現行著作権法は、侵害コンテンツのデジタル録音及び録画について、侵害コンテンツであることを知らないという過失については、文理上権利制限の対象から除外していません。

これは、侵害コンテンツのダウンロードが、典型的に権利侵害と損害の程度が軽微で違法性の程度が軽微であることと国民の情報アクセスへの萎縮への配慮によるものと思われます。侵害コンテンツであることを知らないという過失については、過去の行為についての法的責任である不法行為責任を免責することとは関連性があるかもしれませんが、将来の権利侵害の予防のための差止請求権とは関連性があるとは思われません。

本来、故意過失がないことは差止請求権を否定する理由とはならないのですから、侵害コンテンツであることを知らない場合にも差止請求権を否定しない制度設計と法解釈を要望いたします。

3. その他

(1) ダウンロード違法化について :

1. デジタル録画による侵害コンテンツのダウンロードについて

デジタル録音録画については、すでに侵害コンテンツのダウンロードが違法であることが明確化されています。そして、侵害コンテンツのダウンロードが違法であることを明定する法改正は2009年に行われましたが、それから10年を経過して特段問題は生じていません。

侵害コンテンツのダウンロード違法化をデジタル録音録画以外にも拡大するにあたっては、デジタル録画については、違法とされる要件を加重することがないように要望いたします。

2. 著作権法30条1項柱書について

著作権法30条1項は、数次の改正が行われていますが、それでも法改正の必要性が指摘されています。私的使用目的と使用する者が複製することという2要件で複製権を制限するのでは権利制限の範囲が過大であることは明らかだと考えます。

著作権法35条のように、必要な限度であること、著作物の通常の利用を妨げないこと、権利者等の正当な利益を不当に害さないこと等の要件を著作権法30条1項柱書に加えることを要望いたします。 (次頁に続く)

3 2. (一社) 日本映像ソフト協会

3. その他

(1) ダウンロード違法化について：

(前頁からの続き)

3. 著作権法30条1項2号及び3号の主観的要件について

著作権法30条1項2号及び3号の「その事実を知らず」は、故意の要素であり、責任要素と解すべきだと考えます。この要件は、民事上の不法行為責任を免責するために設けられたものと解されますが、そうであるならば、著作権法114条の後ろに置くほうが適切であるように思われます。

それによって、将来の権利侵害を予防する差止請求権があることを明確化することが必要であると考えます。

(2) リーチサイト対策について：

リーチサイト等について、一定の範囲でみなし侵害として差止請求権を付与するとともに刑事罰の対象とすることを要望いたします。

以下、理由を申し述べます。

1. 著作権等の保護と表現の自由について

著作権等の著作物に対する権利は、その客体が表現物であり、表現者のそれに対する財産的権利を保障するものです。憲法訴訟論の違憲審査基準に関し、精神的自由権は優越的人権と称されることがあります。

これは、表現の自由等の精神的自由が侵害された場合には政治過程において回復することが困難であるという脆弱性等によるもので、著作権等の財産権が価値的に表現の自由等の精神的自由に劣後するという意味ではありません(芦部信喜=高橋和之『憲法』(岩波書店、第六版、2015)194頁参照)。

憲法21条1項は「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」と規定し、集会、結社及び言論とともに出版を例示列挙して表現の自由を定めています。著作物を公衆に提示し又は提供する出版等の自由は、多様な表現を社会に提供することにより、表現の自由市場を形成する重要な役割を果たしています。そして、出版等を行うためには多額の費用が必要です。著作権等の著作物に対する財産権は、その費用を産み出すために必要な権利であり、表現の自由を支える基盤となる権利です。

したがって、表現の自由と著作権等の財産権は、ともに表現の自由市場に不可欠の権利であると解されます。

ところで、海賊版等の著作権等の権利を侵害する行為は、出版等の著作物を公衆に提供又は提示する営みを、自由競争を逸脱する行為によって疲弊させるものです。それゆえ、著作権等の侵害行為を放置することは、表現の自由の基盤を疲弊させ、表現の自由の実質的保障を危うくしかねません。

(次頁に続く) 108

3 2. (一社) 日本映像ソフト協会

3. その他

(2) リーチサイト対策について：

(前頁からの続き)

したがって、著作権等の侵害行為を規制することは、表現の自由を実質的に保障するためにも必要だと考えます。リーチ (leech) サイトやリーチ (leech) アプリは、著作権侵害行為に寄生して、著作権侵害行為による法益侵害を拡散させるもので、著作権等を直接侵害する行為と同様、自由競争を逸脱する行為です。昨今、リーチ (leech) アプリを組み込んで侵害コンテンツを視聴することをその機能とする機器 (以下「リーチ (leech) 装置」といいます。) も出現しています。「リーチ (leech) 装置」は、日本の放送番組を違法にアップロードしたサイトに接続して、外国からでも有料放送を含めてほとんどの番組を視聴できるものもあります。「リーチ (leech) 装置」の譲渡等も、自由競争を逸脱する行為によって、著作権者等の権利を侵害するものと考えます。

2019年2月付「文化審議会著作権分科会報告書」(以下「本報告書」という。) 17頁に「違法にアップロードされた動画等自体のURLを提供する行為の規制は伝統的な著作権法の枠組みの範囲内での規制と実質的に同視できるため、「厳格な基準」に基づく利益衡量を持ち出すまでもなく、直ちに憲法上の問題は生じない。」とする憲法学者の見解が示されています。当協会は、リーチサイト及びリーチアプリだけでなく、「リーチ (leech) 装置」を規制することも伝統的な著作権法の枠組みの範囲内での規制と同視できると考えます。

また、「ハイパーリンクは情報通信の基幹技術」(2017年6月30日付「リーチサイト規制への考え方」一般社団法人インターネットユーザー協会) だとの指摘もありますが、他人の正当な権利を侵害する手段として用いたり、他人の正当な権利の侵害を拡散するために用いたりすることが許容されるものではありません。

本来、表現の自由と著作権等の権利の適切な保護は相対立するものではなく、伝統的著作権侵害と同視できる「リーチサイト等」を規制することは、表現の自由と対立するものではないと考えます。

2. 差止請求権について

「リーチサイト等」については、「一定の条件の下で差止請求権の対象とすること」(「本報告書24頁)を要望します。その際、「リーチ (leech) 装置」が差止請求権の対象から除外されることが無いよう、要望します。

著作権等の侵害行為による法益侵害に対しては、速やかにその拡大を防止することが重要で、違法にアップロードしている者に対する差止請求だけでなく、それに寄生している「リーチサイト等」への差止請求が可能となる必要があるからです。

(次頁に続く)

3 2. (一社) 日本映像ソフト協会

3. その他

(2) リーチサイト対策について：

(前頁からの続き)

3. 対象著作物について

対象著作物については有償著作物に限定しないことを要望します。

「本報告書」29頁で指摘されているように、無料放送等が対象とならなければ権利保護が不十分であるからです。

4. 刑事について

「リーチ (leech) 装置」を含む「リーチサイト等」は、現行法上も自動公衆送信権侵害の共犯として刑事罰の対象になりうると考えられます。それに加えて、悪質性の高い「リーチサイト等」は、それ自体を正犯として処罰する罰則を定めることを要望します。

(3) 海賊版対策全般について：回答なし

**④具体的な要件の適否は分からないが、
バランスのとれた内容とすべき（政府に
おける検討に委ねる）と回答した団体等**

3 3. (一社) 日本新聞協会

1. 基本的な考え方：①賛成

2. (1) 懸念事項

- | | | | |
|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|
| (i) 適法・違法の判断が困難 | : ②どちらかという懸念される | (v) 無料提供のコンテンツ | : ③あまり懸念されない |
| (ii) スクリーンショット | : ③あまり懸念されない | (vi) 権利者が黙認の場合 | : ③あまり懸念されない |
| (iii) 軽微なダウンロード | : ③あまり懸念されない | (vii) 濫用的な権利行使 | : ②どちらかという懸念される |
| (iv) 二次創作・パロディ | : ③あまり懸念されない | (viii) その他 | : 以下に記載 |

(viii) その他

侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象を「それが違法にアップロードされたことが事実だと知りながら、ダウンロードする行為」に限定した、いわゆる主観要件については、法の実効性を問う意見もあるが、もともと私的に行われる複製行為は捕捉が難しい。原案は私的領域における著作物のダウンロード全般に係る規範を示すものであり、啓発的、抑止的な効果を期待するものと解する。それでもなお、理解が十分でない一般ユーザーの利用に過度な萎縮、心理的な負担が生じる懸念はあり、一層、丁寧な説明を尽くす必要があるだろう。

また刑事罰規定について、警察による捜査権の濫用を招くのではないかと懸念について文化庁は「音楽・映像のダウンロード刑事罰化から6年が経過し、そのような事例は生じていない」としているが、音楽・映像よりもはるかに日常的に行われているであろう静止画やテキスト等の違法ダウンロードを、別件捜査の端緒として当局がどのように見るかは推し量りがたい要素もある。刑事当局に対しては、より一層、慎重な配慮を求めていく必要がある。

なお、文化庁の添付資料「文化庁当初案の考え方に関する資料」の「2. 侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象範囲」の⑤「権利者が問題ないものとして黙認している場合」のなかに「自身のインタビューが掲載された新聞記事をSNSにアップロードする行為」という記述がある。また「4. 侵害コンテンツのダウンロード違法化に関するQ&A」の問12の答えにおいて、「まず多くの場合、そのような新聞記事等をアップロードすることについて、著作権者が問題視することは考えづらい」とあるが、こうした利用を許容するか否かは新聞社が個別に判断することであり、一概に「問題視することは考えづらい」とは言えない。

とりわけ昨今は、キュレーションサイトや投稿サイトなど多様なプラットフォーム系サービスのなかで、新聞記事が安易に無断でアップロードされ、拡散される傾向にある。インタビュー記事に限らず、新聞記事のアップロードが広く容認されるといった誤解が生じないように、配慮を求めたい。

33. (一社) 日本新聞協会

2. (2) 要件設定

(i) 文化庁当初案について：④具体的な要件の適否は分からないが、バランスの取れた内容とすべき（政府の検討に委ねる）

(V) 理由：

侵害コンテンツのダウンロード違法化に係る著作権法改正について、文化庁は本パブコメのほか、2000人規模の国民アンケートを実施し、結果をまとめたうえで、あらたに設ける有識者検討会において議論するとしている。ダウンロード違法化の具体的な要件の適否については、これら幅広い関係者の声に耳を傾けつつ、慎重に検討されるものと承知しており、当協会としては、これらの議論を注意深く見守ることとしたい。

そのうえで若干のコメントを加える。

違法化の要件として「海賊版・デッドコピー」に限定することには賛成できない。著作権者にとっては、作品の一部であってもそれが相応の経済的価値を有することは十分にあり得るうえ、海賊版業者が作品のごく一部を改変したうえでアップロードしてしまえば、違法と知ってユーザーが行うダウンロードが法の網の目をくぐり抜けてしまい、条文として十分に機能しない。

民事措置について、刑事罰と同様に「有償著作物のダウンロード」に対象を限定することについても賛成できない。今般、インターネット上の著作物は多様な収益モデルのもとで提供されている。事業者のサービス設計上、著作物の利用それ自体は無償であっても広告モデルで収益化しているものや、サブスクリプション契約のなかで一定の無料枠を設けて視聴させるといった運用もあり得るなど、なにをもって「有償」とするかは線引きは容易でない。そもそも創作に多大な労力が費やされている著作物の価値は、もとよりその外形的な有償性によって決まるものではない。

こうした点も含めて広く関係団体や国民の声を聴きながら、当初案に固執することなく、深刻な海賊版被害への実効的な対策と国民の正当な情報収集等を萎縮させないことの両方に十分に目配りをした、適切な要件設定がなされることを望みたい。

33. (一社) 日本新聞協会

3. その他

(1) ダウンロード違法化について：回答なし

(2) リーチサイト対策について：

著作権分科会法制・基本問題小委員会の中間まとめ（2018年12月）において、リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為を一定の要件のもとで法的に規制する枠組みが盛り込まれ、当協会としては基本的にこれを評価する意見書を提出している。これまで悪質な海賊版サイトの摘発過程で明らかになっている通り、リーチサイト等がかねて、多くの侵害コンテンツにユーザーを誘導する仕組みとして介在し、それ自体は直接の侵害行為を行っていないという評価があり得るとしても、結果的に違法な自動公衆送信を助長するうえで重要な役割を担っていたと言える。

リーチサイト等による侵害コンテンツの拡散力が非常に大きく著作権者の被る被害が甚大となりがちなこと、また運営者の探索・特定が往々にして難しく多くの時間や手間を要することなど、権利者側が強いられる負担を考えると、リーチサイト等を規制するための早期の法制化は避けられないと考える。ただ、海外サーバーが運営するリーチサイトに日本法を適用できるかどうか、できるとしても証拠集めや執行の点で難題は多い。国境を越えた追跡のための連携も求められる。

インターネット社会においてリンク行為それ自体は情報の自由な流通を支える根幹の技術であり、一般論としてリンク情報の提供は、ある種の表現行為として憲法第21条第1項により保護され得ることは言うまでもない。規制対象とするリーチサイト等については、もっぱら侵害コンテンツの拡散を企図しているような悪質なものに限定し、とりわけ一般ユーザーが行うリンク行為などに過度な萎縮が生じないように、制度の十分な周知と運用面での配慮を求めたい。

また一方で、一口にリンクといっても多様なものがある。近年、キュレーションサイト等で目立つのは、「直リンク」などと呼ばれる、リンク先の記事や画像をプレビュー表示する類型のもので、著作権者の利益を害する可能性がかねて指摘されている。リーチサイト等の議論との関連で、リンク先のコンテンツの見え方、見せ方、提供方法など、リンク技術の進歩に伴う機能や実態の変化にも十分注意を払っていく必要があることを重ねて付言したい。

33. (一社) 日本新聞協会

3. その他

(3) 海賊版対策全般について：

著作権者に甚大な被害をもたらす海賊版対策については、まずは止血が必要な喫緊の課題だとして今年春にかけて議論が急がれたものの、結局、幅広い国民の不安を払拭しきれていないとして、準備された著作権法改正案の国会提出が見送られた。前回は必ずしも意見の聴取が十分でなかったとされる漫画家の声を反映したり国民アンケートを実施したりするなど、より丁寧に関係者の意見を聴きながら、あらためて海賊版対策を仕切り直すことは前向きに評価したい。知的財産戦略本部・構想委員会がまとめた「インターネット上の海賊版対策について」に示された工程表に沿った着実な取り組みを求めたい。

とりわけ工程表にもある通り、著作権教育の重要性を強調したい。若い世代を中心にインターネットが日常的な情報流通インフラとなっている現在、著作権を踏まえた正しい使い方を学び、実践していく場は欠かせない。学校現場を巻き込んだ継続的な教育・啓発の進捗を見守りたい。

これと表裏の問題として、これほどのダウンロード規制が必要となる根本的な原因である「違法アップロードされた悪質な侵害コンテンツ」への対応策強化をさらに求めたい。新聞記事の場合、ダウンロードされて読まれるというケースは通常、想定しにくいだが、それよりも一般ユーザーによって違法にアップロードされた記事や写真、図表等が投稿サイトや掲示板サイトなど様々なプラットフォームで複製、拡散、流通し、閲読されてしまうことで、正規版の情報価値、収益機会が損なわれてしまうという被害が恒常化している。

そのような事態をプラットフォーム側が誘発していないか、違法アップロードの蔓延がフェイクニュースを生み出す要因になっていないか、など様々な問題提起がされており、欧州議会が今年3月に採択した「デジタル単一市場におけるEU著作権指令」は、プラットフォームにおけるそうした侵害コンテンツ対策にかなり踏み込んだ内容を含んでいる。日本国内でも、新たに発足したデジタル市場競争会議の議論、プラットフォーム関連の新法、既存のプロバイダ責任制限法の見直しなども含め、様々な会議体や法体系を動員して、適法で健全な著作物の流通に向けた体制整備を急いでほしい。

3 4. 東京都行政書士会中央支部

1. 基本的な考え方：①賛成

2. (1) 懸念事項

- | | | | |
|-----------------|--------------|----------------|-------------|
| (i) 適法・違法の判断が困難 | : ①とても懸念される | (v) 無料提供のコンテンツ | : ④全く懸念されない |
| (ii) スクリーンショット | : ③あまり懸念されない | (vi) 権利者が黙認の場合 | : ①とても懸念される |
| (iii) 軽微なダウンロード | : ③あまり懸念されない | (vii) 濫用的な権利行使 | : ①とても懸念される |
| (iv) 二次創作・パロディ | : ④全く懸念されない | (viii) その他 | : 以下に記載 |

(viii) その他

「違法」という言葉だけがクローズアップされている。一般の利用者の中には、「寛容的利用」であろうと、何もかもが処罰の対象になるという誤解すらある。

2. (2) 要件設定

- (i) 文化庁当初案について：④具体的な要件の適否は分からないが、バランスの取れた内容とすべき（政府における検討に委ねる）
- (v) 理由：

権利者と利用者のバランスをとるために、「寛容的利用」についてより明確になることが望ましい。自分の利用方法が違法となるのかどうか、利用者側の判断材料が増えるとよいのではないか。

3. その他

- (1) ダウンロード違法化について：

自分の利用方法が違法になるのかどうかなど、利用者が相談できる機関の設置が望まれる。

3 4. 東京都行政書士会中央支部

3. その他

(2) リーチサイト対策について：

情報はタダではない。広告収入が見込めるサイトを閲覧する場合、そのことは意識されない。違法なサイトへの広告の掲出について規制が設けられれば、リーチサイトは成り立たなくなるはず。

(3) 海賊版対策全般について：

違法サイトの運営ができてしまうことまたは違法サイトを速やかに取り締まれないことが問題であった。今般のリーチサイト対策に期待しつつ、権利者が速やかに権利行使のできる、さらなる仕組み作りが望まれる。

35. (一社) 日本知的財産協会次世代コンテンツ政策プロジェクト

1. 基本的な考え方：①賛成

2. (1) 懸念事項

- | | | | |
|-----------------|--------|----------------|--------|
| (i) 適法・違法の判断が困難 | : 回答なし | (v) 無料提供のコンテンツ | : 回答なし |
| (ii) スクリーンショット | : 回答なし | (vi) 権利者が黙認の場合 | : 回答なし |
| (iii) 軽微なダウンロード | : 回答なし | (vii) 濫用的な権利行使 | : 回答なし |
| (iv) 二次創作・パロディ | : 回答なし | (viii) その他 | : 回答なし |

2. (2) 要件設定

- (i) 文化庁当初案について：回答なし
- (ii) 理由：回答なし

3. その他

- (1) ダウンロード違法化について：

当協会としては、「文化審議会著作権分科会 法制・基本問題小委員会「中間まとめ」に対する意見」（2018年12月28日）（以下「昨年12月当協会意見」において意見表明した通り、違法にアップロードされた出版物がダウンロードされることによって生じている被害への対策として、一定の範囲でダウンロードを違法化することに賛成する。その際、侵害出版物以外の全ての著作物に違法対象を拡大することの要否、違法とされる行為類型の限定の要否、著作物の提供形態の変化を踏まえた、既存の刑事罰規定を当然の前提としない形での刑事罰規定の見直し、違法ダウンロードの対象拡大が権利者の利益をかえって損ねることにならないような制度的配慮等の検討がなされることが望ましいことも、昨年12月当協会意見において既に述べたとおりである。（次頁に続く）

35. (一社) 日本知的財産協会 次世代コンテンツ政策プロジェクト

3. その他

(1) ダウンロード違法化について：

(前頁からの続き)

そのうえで、当協会としては、文化庁に対し、上記の意見も踏まえつつ、設問1(1)で示された、「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」という2つの要請に応えた形の制度設計を望むものである。また、国民の正当な情報収集等に萎縮を起こさせないためには、制度案の検討の過程やその後の法改正審議・改正法施行等の過程において、文化庁から国民に対し制度の趣旨を分かりやすく周知し、国民が感じる疑問や懸念について丁寧に答えていくことが重要であると考えている。

このように、当協会は、当事者間の十分な議論や文化庁の制度説明や周知が適切になされることを前提条件として、議論の結果を尊重したいと考えている(なお、このような当協会の立場は、質問2(1)(i)の「④具体的な要件の適否は分からないが、バランスのとれた内容とすべき」と近い立場であるが、上記のような前提条件の実現を政府に求めるものであり、「政府における検討に委ねる」ものではないため、当該質問は該当する選択肢がないとして無回答としている。)

すでに政府は、「インターネット上の海賊版に関する工程表」において、「『深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること』と『国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと』という2つの課題を両立すべく、国民の皆様の声をより丁寧に伺いながら引き続き法案提出に向けた準備を進める。」旨表明しており、本パブコメの実施に当たっても、文化庁著作権課が「本パブリックコメントの結果を十分に踏まえつつ、様々な関係者・有識者を含めた検討の場を設置し、具体的な制度設計等について検討を丁寧に進めていきたい」旨述べているところであり、当協会としては政府のこのような姿勢に賛成する。

(2) リーチサイト対策について：

リーチサイト対策については、昨年12月当協会意見において、侵害コンテンツの拡散を助長する蓋然性が高い悪質なものに限定して規制することに賛成する旨を表明したところであり、文化庁が提示した当初案を基礎に、速やかに法改正していただきたいと考える。

(次頁に続く)

35. (一社) 日本知的財産協会 次世代コンテンツ政策プロジェクト

3. その他

(2) リーチサイト対策について：

(前頁からの続き)

なお、昨年12月当協会意見においては、「場・手段」を限定する方法について、「主として違法な自動公衆送信を助長する機能を担っているウェブサイト等」のみを要件とするのは疑問であるとし、例えば絞り込みの要件として、「サイトの開設の意図・目的」を据えたり、客観的要件として、不正な主観的意図の存在を推認できる事情（例えばリーチサイトにおける侵害コンテンツへのリンクが占める割合など）を明記したりすること等を提言したところである。この点、文化庁当初案では、一定の手当がなされていると評価できる（※1）。しかし、特に、投稿型サイト設置者については、サイト設置者が積極的な関与をしていない場合（例：故意ではなく過失により侵害コンテンツの利用が助長されている場合）においても、侵害責任発生リスクがある（※2）ところ、そのようなリスクをきらって（本来自由な）投稿型サイトの設置自体が忌避される等、正当な表現行為が萎縮するおそれもあるため、例えば「主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるものであると認められる」とは、誘導型と同程度の悪質性を伴って侵害コンテンツの利用を助長している場合が想定されていることを、解釈で明確にすること等により、そのような正当な表現行為の萎縮が起こらないようにしていただくことを望むものである。

（※1）文化庁当初案では、サイト運営者が、侵害コンテンツへの誘導のためにデザインや表示内容等を作りこんでいる場合には、「公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するものであると認められる」ことを要件としており、サイト開設の意図・目的が要件に組み込まれた制度設計となっている。また、掲示板などの投稿型サイトについては、リーチサイトに占める侵害著作物へのリンクが占める割合やサイト内で行われたリンクの分類・整理の状況等を踏まえ、当該サイトが公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるものであるかを判断する仕組みになっている。

（※2）統合型サイト設置者の意図・目的は、「（違法リンクの）利用に資する分類又は整理の状況」という形で考慮要素の一つとはされているものの、仮に投稿型サイト設置者が積極的な関与をしていない場合でも、諸状況に照らし当該サイトが「主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるものであると認められる」と評価された場合には、たとえそれが故意ではなく過失によるものであっても設置者が侵害責任のリスクを負うことになる。

(3) 海賊版対策全般について：回答なし

36. (一社) 日本レコード協会

1. 基本的な考え方：①賛成

2. (1) 懸念事項

- | | | | |
|-----------------|--------------|----------------|--------------|
| (i) 適法・違法の判断が困難 | : ③あまり懸念されない | (v) 無料提供のコンテンツ | : ③あまり懸念されない |
| (ii) スクリーンショット | : ③あまり懸念されない | (vi) 権利者が黙認の場合 | : ④全く懸念されない |
| (iii) 軽微なダウンロード | : ③あまり懸念されない | (vii) 濫用的な権利行使 | : ④全く懸念されない |
| (iv) 二次創作・パロディ | : ③あまり懸念されない | (viii) その他 | : 回答なし |

2. (2) 要件設定

- (i) 文化庁当初案について：④具体的な要件の適否は分からないが、バランスの取れた内容とすべき（政府の検討に委ねる）
- (ii) 理由：

違法にアップロードされている漫画等からのダウンロード被害実態に鑑みれば、「録音・録画」以外のダウンロードも権利制限規定（著作権法30条1項）の適用範囲から除外することが適当であり、法整備に当たっては、ダウンロードされる著作物の性質・利用実態等を踏まえながら適切に違法化の要件設定を行う必要がある。

音楽・映像コンテンツのダウンロードについては、平成21年度の著作権法改正により民事上違法とされ、その後、平成24年度の著作権法改正によって刑事罰が導入されたが、官民連携のユーザー啓発活動が広く行われており、平成24年改正に関する文化庁委託調査（新日本有限責任監査法人「改正著作権法の施行状況等に関する調査研究報告書」）においても、違法ダウンロードに一定の抑止効果があったとの評価がなされている。そのことに徴すれば、音楽・映像に関するダウンロード違法化の枠組みが静止画等に拡張した場合の違法ダウンロード抑止効果も相当程度期待される。もっとも、確定的な違法性の認識を明示的に求めるとなると、違法ダウンロード抑止効果が弱化し、法規範の実効性が損なわれる事態が懸念されるため、文化庁当初案にある主観要件の解釈規定創設は控えるのが適当と思料する。

他方、漫画等のコンテンツについて、音楽・映像コンテンツとは異なる性質・利用実態が見られ、「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせない」という要請を満たすために特別な配慮が必要ということであれば、音楽・映像に係る既存の枠組みとは切り離して制度設計を行うことが望ましい。

36. (一社) 日本レコード協会

2. (2) 要件設定

(ii) 理由:

(前頁からの続き)

もっとも、「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせない」という要請については、音楽・映像コンテンツの違法ダウンロードにおいても刑事罰は録音録画有償著作物等に限りに、親告罪として謙抑的に導入されている他、今期の文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会では、写り込みなどに関する権利制限規定の拡充・創設の検討が行われている。そうした事情の下、「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせない」という要請に偏重するあまり、海賊版対策の実効性が損なわれることのないよう留意すべきである。

3. その他

(1) ダウンロード違法化について: 回答なし

(2) リーチサイト対策について:

本年2月の文化審議会著作権分科会報告書に則し、リーチサイト・リーチアプリに関する著作権法改正の早急な実現を要望する。

リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導に関しては、「知的財産推進計画2016」を受け、平成28年度以降、3年間に亘り著作権分科会法制・基本問題小委員会で対応方策が検討され、リーチサイト等を通じた被害実態が拡大する中、差し当たりの制度的対応として、特に悪質なリーチサイト・リーチアプリを対象を絞り込んで民事・刑事上の責任を著作権法に明記する方向性が取り纏められた。著作権法の改正法案(平成31年2月22日付の条文審査資料)においても、制度整備の対象とするリーチサイト・リーチアプリは「公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するものであると認められる」もの又は「主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるものであると認められる」ものに限定されているほか、刑事罰についても、リンク提供行為については親告罪にとどめ、リーチサイト運営・リーチアプリ提供行為に限り非親告罪とするなど、肌理細かな制度設計となっている。

スマートフォンで音楽を聴取する際に10代の31%が人気無許諾リーチアプリを利用しているとのLINE株式会社による調査結果(参考:後掲のスライド)からも、無許諾リーチサイト・リーチアプリを通じたユーザーの音楽聴取によってクリエイターの得るべき正当な利益が大きく損なわれていることは明白であり、健全かつ公正な音楽市場の形成に資する法制度を一刻も早く整備されたい。

(次頁に続く) 122

36. (一社) 日本レコード協会

3. その他

(2) リーチサイト対策について：

(前頁からの続き)

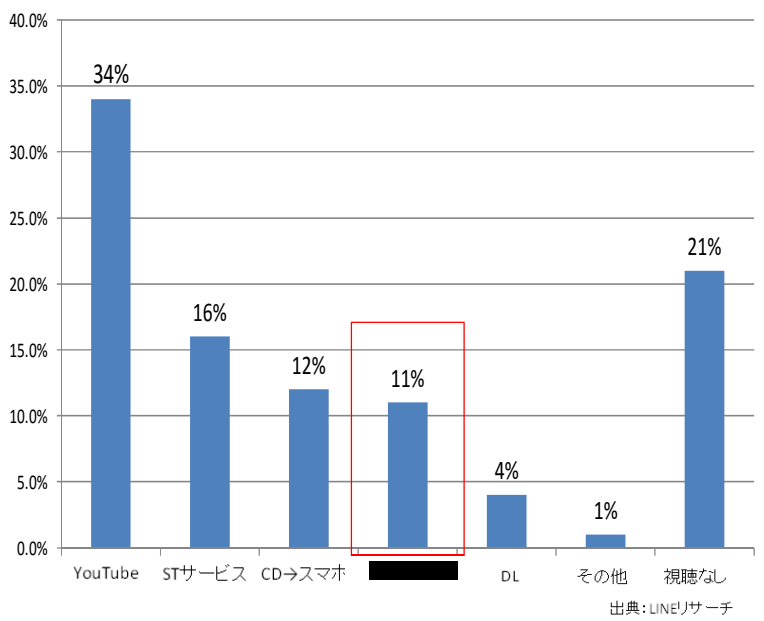
参考: LINEリサーチ アンケート ①

■スマホでの音楽視聴手段: メイン手段(ひとつだけ選択)

Q: いまスマホで音楽を楽しむとき、最もよく使っているものは？

調査主体: LINE株式会社
調査方法: 「LINEリサーチ」を利用したスマホ調査
調査対象者: 全国15~59歳男女
有効回答数: 228,613名
調査時期: 2018年10月7日(日)~10月9日(火)

【年齢構成】
・10代: 61,289名
・20代: 30,225名
・30代: 27,142名
・40代: 75,384名
・50代: 34,573名

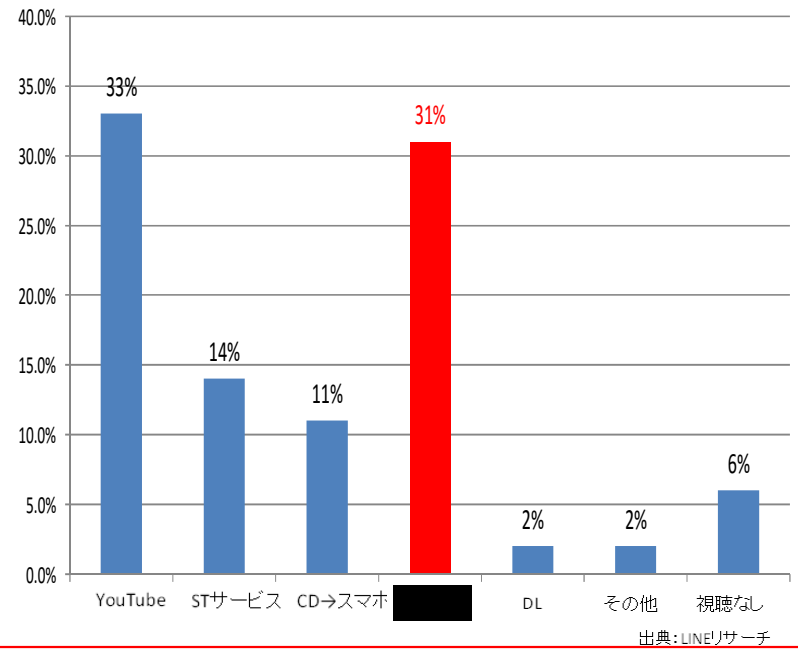


参考: LINEリサーチ アンケート ②

■スマホでの音楽視聴手段: メイン手段(ひとつだけ選択)

Q: いまスマホで音楽を楽しむとき、最もよく使っているものは？

【10代】(回答数: 61,289人)



10代全体では31%が ■ のアプリを最もよく使うアプリとして選択

(3) 海賊版対策全般について: 回答なし

⑤要件にかかわらず、侵害コンテンツのダウンロード違法化自体を行うべきでない」と回答した団体等

37. 京都弁護士会

1. 基本的な考え方：④反対

2. (1) 懸念事項

- (i) 適法・違法の判断が困難：①とても懸念される
- (ii) スクリーンショット：①とても懸念される
- (iii) 軽微なダウンロード：①とても懸念される
- (iv) 二次創作・パロディ：①とても懸念される
- (v) 無料提供のコンテンツ：①とても懸念される
- (vi) 権利者が黙認の場合：①とても懸念される
- (vii) 濫用的な権利行使：①とても懸念される
- (viii) その他：以下に記載

(viii) その他：

インターネット上には著作者に無許諾でアップロードされた情報が数多く存在しているが、許諾の有無は容易には判別できない。インターネットの利用者が日常的に行っているような行為、例えば、たまたま目にした資料を検討のためにダウンロードしたり、気に入った画像のスクリーンショットを撮ったりしたりする行為であっても、これらの行為が違法とされ、刑罰の対象となりうることとなる。そうすると、インターネット利用者に対する情報収集の萎縮効果が過度に大きいものとなることも十分に予想され、インターネットを利用した研究活動や二次創作活動が不当に抑制されるおそれがある。

2. (2) 要件設定

- (i) 文化庁当初案について：⑤要件にかかわらず、侵害コンテンツのダウンロード違法化自体を行うべきではない
- (vi) 理由：

今回のパブリックコメントの「質問事項及び回答様式」の「1. 基本的な考え方」(1)では、「『深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること』と『国民の正当な情報収集に萎縮を生じさせないこと』という2つの要請を両立をさせた形で侵害コンテンツのダウンロード違法化を行うことについて、どのように考えますか。」との質問がなされている。
(次頁に続く)

37. 京都弁護士会

2. (2) 要件設定

(vi) 理由 :

(前頁からの続き)

しかし、海賊版サイトの多くは、現状、プログレッシブ・ダウンロード（ストリーミング）の形式をとっている。今般の文化庁当初案においても、この形式による著作権侵害物へのアクセスは、違法な「ダウンロード」にはあたらないと明記されている。そうすると、侵害コンテンツのダウンロード違法化をしたとしても、海賊版サイト対策としての実際的な効果はほとんど期待できず、「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」の要請を満たすことができない。

これが当会が今回のパブリックコメントの「質問事項及び回答様式」の「1. 基本的な考え方」(1)において、「④反対」と回答した一番の理由である。

一方、ダウンロード違法化の範囲拡大は、インターネット利用者による情報収集を萎縮させる弊害が大きい。これは、上記「懸念事項及び要件設定」の(1)(i)～(viii)で回答したとおりである。

結局のところ、ダウンロード違法化の範囲拡大は、海賊版サイトへの対策としての有効性が乏しいにもかかわらず、刑罰対象の拡大により、インターネット利用者の情報収集に対するいたずらな萎縮効果を不可避的に伴う。この萎縮効果により、インターネット上の情報受信を始めとする様々な活動が不当に阻害されるおそれが高く、憲法21条はもとより、他の憲法規定との関係でも重大な問題が生じうる。

したがって、ダウンロード違法化の範囲拡大そのものが、「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」の要請を満たすことができないため、その必要性にそもそも疑問があることから、(2)(i)において「⑤要件にかかわらず、侵害コンテンツのダウンロード違法化自体を行うべきではない。」と回答するものである。

3. その他

(1) ダウンロード違法化について :

今回のパブリックコメントの「質問事項及び回答様式」の「1. 基本的な考え方」(1)では、「『深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること』と『国民の正当な情報収集に萎縮を生じさせないこと』という2つの要請を両立をさせた形で侵害コンテンツのダウンロード違法化を行うことについて、どのように考えますか。」との質問がなされている。

(次頁に続く)

37. 京都弁護士会

3. その他

(1) ダウンロード違法化について：

(前頁からの続き)

これは、これらの要請が両立可能であることを当然の前提とする質問であって、当会のように、これらの要請を満たすことが困難または不可能であるとする立場からの回答が非常に困難である。

御庁においては、質問の仕方について、より広い意見の募集が可能なものとするよう配慮されたい。

(2) リーチサイト対策について：

リーチサイト対策については一定の意義があると認められるが、規制対象となる侵害著作物等の範囲が広範に過ぎ、ダウンロード違法化範囲の拡大と同様の問題を孕むものである。

したがって、侵害著作物の定義において、「原作のまま」および「権利者の利益を不当に侵害するもの」という限定要件を付すべきである。

(3) 海賊版対策全般について：

海賊版サイト対策が必要であることは言うまでもない。しかし、インターネットは、現代における情報流通の重要な基盤であって、個人の知的・文化的活動を支えるとともに、社会における経済活動、政治活動の基礎となっている。このようなインターネット上での情報発信と受信の自由は、現代においては、憲法21条の保障が及ぶ基本的な権利というべきであり、海賊版サイト対策を検討する場合においても、同条に抵触する方法を採ることは許されない。

そもそもインターネットは、情報が発信され、それを受信した利用者が受信した情報を踏まえて新たな情報を発信するという点で双方向性を有しており、かつ、そうした双方向性のある情報流通が連鎖的になされるという特徴がある。そうすると、情報の発信・受信がその一部でも阻害されれば、インターネット上の情報流通の双方向性と連鎖性が遮断され、インターネット上の情報流通全体に悪影響を与えてしまうことになる。

従って、海賊版サイト対策として、インターネットにおける情報の発信・受信を阻害する方法を導入することには極めて慎重であるべきであり、その合憲性が厳格に吟味・検討されなければならない。

当会は、政府に対し、海賊版サイト対策としては、ブロッキングやダウンロード違法化ではなく、まずはより謙抑的な方法（たとえば、プロバイダ責任制限法を改正し、著作権者による事後的な救済を容易にする方法等）について、個別具体的な検証を十分に行うよう求めるものである。

(次頁に続く) 127

37. 京都弁護士会

3. その他

(3) 海賊版対策全般について：

(前頁からの続き)

以上については、当会は、2019年（令和元年）8月21日付で「海賊版サイト対策のためにブロッキングの導入及びダウンロード違法化の範囲拡大をすることに反対する意見書」を発出しているので、参照されたい。

https://www.kyotoben.or.jp/pages_kobetu.cfm?id=10000035&s=ikensyo

38. エンターテインメント表現の自由の会

1. 基本的な考え方：回答なし

2. (1) 懸念事項

- | | | | |
|-----------------|-------------|----------------|-------------|
| (i) 適法・違法の判断が困難 | : ①とても懸念される | (v) 無料提供のコンテンツ | : ①とても懸念される |
| (ii) スクリーンショット | : ①とても懸念される | (vi) 権利者が黙認の場合 | : ①とても懸念される |
| (iii) 軽微なダウンロード | : ①とても懸念される | (vii) 濫用的な権利行使 | : ①とても懸念される |
| (iv) 二次創作・パロディ | : ①とても懸念される | (viii) その他 | : 以下に記載 |

(viii) その他

■2(1)(i)について

仮に、故意のみを違法とする規定を置いたとしても、「著作物の寛容的利用*」により現在の著作物の利用において暫定的均衡が保たれているとの前提に立つのであれば、前回の著作権法の改正案はその均衡を破ることになる。このことは、実際に処罰される、されないではなく、著作物の利用の萎縮に対する影響が非常に大きい。

ここで、「著作物の寛容的利用」とは、実際には権利者が権利行使しないことを利用者が信じている状況で、利用者がある程度公正な範囲内で利用することができることを指している。

■2(1)(ii)について

DL違法化の範囲から除外すべきであり、「原作をそのまま」「まるごと」といった要件を付与すべきである。

■2(1)(iii)について

DL違法化の範囲から除外すべきであり、「原本をそのまま」「まるごと」といった要件を付与すべきである。

■2(1)(iv)について

二次創作やパロディのダウンロードについては、前回の法案上除外されているという認識であるが、引き続き本件については、国民に分かり易く告知すべきである。その際、あたかも二次創作やパロディが現行の著作権法上違法であるという前提での説明は避けるべきである

■2(1)(v)について

有償・無償の区別ではなく「権利者の利益を不当に害しない」などの要件とし、特に権利者が権利を主張しないものについては、その対象外とするべきである。そもそも、権利者の利益を不当に害しない行為を罰すること自体が、保護すべき法益に照らし、規制を掛けることに十分な理由がないと考える。

(次頁に続く)

38. エンターテインメント表現の自由の会

2. (1) 懸念事項

(前頁からの続き)

■2(1)(vi)について

「権利者の利益を不当に害しない」などを要件とし、特に権利者が権利を主張しないものについては、その対象外とするべきである。そもそも、権利者の利益を不当に害しない行為を罰すること自体が、保護すべき法益に照らし、規制を掛けることに十分な理由がないと考える。

■2(1)(vii)について

主観要件で要件を限定する手法は、「一般的に日本において、刑事事件上、故意は認められやすい」などの主張もあり、主観要件で限定する場合は、確定的故意または、ダウンロードによって再度販売や拡散するといった目的にする目的犯に限定するなどが必要である。また、主観要件で限定した場合には、当該ダウンロード対象の一部に違法なものが含まれていた場合、全部のダウンロードを諦めなければならないということも忘れてはならない。

「違法とはするが、運用上実際には罪に問わない」というような、萎縮を目的としたシグナリングを求めて立法することは、後の世において警察権力がそれを「法文通りに」適用することで、万人を恣意的に逮捕・処罰することを可能にする。このような未来の危険は現在において「そのような危険はない」と断じることができない。何が違法であり何がそうでないかを詳細に法文として定めないことは罪刑法定主義に違反する。

2. (2) 要件設定

(i) 文化庁当初案について：⑤要件にかかわらず、侵害コンテンツのダウンロード違法化自体を行うべきではない

(vi) 理由：

現に海賊版の公衆送信（送信可能化）が行われている（行われていた）サイト「漫画村」「AniTube」「MioMio」等において、マンガをダウンロードさせているサイトはほとんど存在しない。また、サイバーロッカーを用いたマンガのダウンロードについてもその被害が報告されているが、その実態はまだ解明されたとは言いがたい。つまり、今回のダウンロード違法化範囲拡大は実効性が極めて乏しいと言え、立法事実がないと言わざるを得ない。少なくとも、今回議論を再開するに当たっては、再度、立法事実となる数字（マンガだけでなく、論文やプログラムについての対象と含めるのであればそれも）をきちんと検証することからはじめるべきである。さらに、既に述べたように、警察権力による大衆への恣意的な捜査が可能になり、誤ったシグナルを与えるなど一般のインターネットの利用を極めて萎縮させる効果大きい。そのため、要件にかかわらず、侵害コンテンツのダウンロード違法化は行うべきでない。¹³⁰

38. エンターテインメント表現の自由の会

3. その他

(1) ダウンロード違法化について：

仮に著作権法を改正するにしても以下のような要件による限定をするべきである（再掲もあり、以下は予備的な主張であることに留意）

- ・対象を著作物全体ではなく、マンガに限定すべき
- ・刑事的な手続きをはじめめる前に、事前の警告を与えるなどしてもなお、反復して行為が行われる場合に刑事手続きを進めるべき（途中でやめた場合も、当然、民事的な責任を免れる訳ではない）
- ・当初の映画／音楽と同様に刑事罰を付加しないようにすべき
- ・研究目的や裁判上の証拠収集など正当な理由があった場合は、違法化の対象から排除すべき

シグナリング効果を目的として立法することは、警察による恣意的な捜査が行われるようになるばかりか、一般的に「運が悪い」「たまたま」といったメッセージを伝えることにもなりかねず、同目的での立法は行うべきでない。

(2) リーチサイト対策について：

前回のパブコメでも記載の通り、ハイパーリンクはインターネットにおける根幹技術であり、その発展を支えてきたことは言うまでもない。また、まだ見ぬ新たな技術発展に必要な技術となり得る可能性がある。そのリンク行為について、一部違法化を行うことは、表現の自由の侵害であり、インターネットの発展を阻害する。

リーチサイト「はるか夢の址」の運営者に実刑判決がなされるなど、現行法で共同正犯やほう助の位置づけで捜査や起訴が行われている。仮に、「現行法で対処出来ていない」という主張があるとすれば、法的な整備の問題よりも、警察による捜査の力量など他の問題に依存する可能性が大きい。また、海外にあるサーバーに対して実効性がないとの指摘もあり、この点、文化庁は立法の前に、さらに調査を進めるべきである。

仮に著作権法を改正するにしても以下のような要件による限定をするべきである（再掲もあり、以下は予備的な主張であることに留意）。

- ・客体による制限／リーチサイトの定義が曖昧であるため、客体を「原本をそのまま」「まるごと」掲載して「原作者の利益を不当に制限する」マンガ・アニメに限定するべきである（113条第2項第1号の規定では十分ではないと考える）
- ・刑事的な手続きをはじめめる前に、事前の警告を与えるなどしてもなお、反復して行為が行われる場合に刑事手続きを進めるべき（途中でやめた場合も、当然、民事的な責任を免れる訳ではない）

38. エンターテインメント表現の自由の会

3. その他

(2) リーチサイト対策について：

(前頁からの続き)

・サイト運営について、非親告罪ではなく、親告罪とするべき

特に非親告罪とされるサイト運営者・アプリ提供者への規制については、いかなる社会的な法益を守るためのものであるかが明示されておらず、文化庁はその点を明示するべきである。

(3) 海賊版対策全般について：

■1(1)を未回答とした理由

本来は、「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」という2つの要請を両立させることは必要である。しかしながら、今回の著作権法の改正は実効的な対策でないことから、未回答とした。

現に海賊版の公衆送信（送信可能化）が行われている（行われていた）サイトにおいて、マンガをダウンロードさせているサイトはほとんど存在しない。文化庁はダウンロードを違法化するのであれば、ダウンロードが海賊版被害を拡大しているとの立法事実を提示するべきである。既に審議会で提示された被害額についても算出根拠が曖昧で、ストーリーミングを含んだ数字であることにも留意が必要である。

また、リーチサイトも海外にあるサーバーの場合の実効性については疑問が残ることから、ダウンロード違法化およびリーチサイト規制による海賊版対策への実効性は乏しいと判断する。

付言すれば、本問が本パブコメの最初に提示されることで、②を選択せざるを得ないことによって、あたかも本法案（ダウンロード違法化およびリーチサイト規制）の推進が、パブコメの全体結果への賛成と取られかねないような統計処理が行われることを危惧する。

■全体

「漫画村」の運営者が逮捕されるなど、実際に現行法で捜査や起訴が行われている。反作用が大きいダウンロード違法化を議論する前に、まず現行法に基づく対策努力を時間をかけて行うべきである。特に今回の対策はダウンロード側の規制に偏っており、アップロード側を罰するやり方を先に模索するべきである。 (次頁に続く)

38. エンターテイメント表現の自由の会

3. その他

(3) 海賊版対策全般について：

(前頁からの続き)

海賊版サイトの対策は、著作権法改正だけでなく、国際的な協調やその他の対策（匿名訴訟の実現、プロバイダ責任制限法改正によるアップロード者の特定簡素化、ドメインやホスト・CDN利用時の実名登録の厳格化、防弾ホスティング対策、アドネットワークに対する働きかけ、正規マンガ版の流通のサポート、捜査機関の高度化等）を行うべきであり、著作権法改正のみを先行して行うのではなく、総合的な対策を検討した上で、著作権法で改正すべき範囲を議論すべきである。

また、著作権法に限定して言えば、かりにフェアユースが導入されていた場合、今回のダウンロード違法化やリーチサイト規制についても、フェアユースの範囲内での利用が認められていれば、このような社会的な反対運動にならないことも想定された。併せて、フェアユースの検討も行うべきである。

今回の著作権法改正については、民間視点では、今春の著作権法の改正反対の民意が無視されたように映るものであり、まずは、文化庁自身が今春の著作権法改正についての振り返りを行い、公表することが、最低限、この議論を進めていく上でのスタートラインであると考え。特に、前回報告書で「積極的な意見」として7つ、「慎重な意見」として3つの意見を挙げたが、実際は、全面拡大に積極的だった委員は2人だけで、違法化の範囲を限定すべきなど、消極的な意見も含めて述べた委員が9人と大勢とだったこと

(<https://www.itmedia.co.jp/news/articles/1903/04/news069.html>) については、国民が不信感を抱いている点であることを指摘しておく。

39. コンテンツ文化研究会

1. 基本的な考え方：④反対

2. (1) 懸念事項

- | | | | |
|-----------------|-------------|----------------|-------------|
| (i) 適法・違法の判断が困難 | : ①とても懸念される | (v) 無料提供のコンテンツ | : ①とても懸念される |
| (ii) スクリーンショット | : ①とても懸念される | (vi) 権利者が黙認の場合 | : ①とても懸念される |
| (iii) 軽微なダウンロード | : ①とても懸念される | (vii) 濫用的な権利行使 | : ①とても懸念される |
| (iv) 二次創作・パロディ | : ①とても懸念される | (viii) その他 | : 以下に記載 |

(viii) その他

上記の質問および回答の設定自体が極めて誘導的なものであり、不適切なものと言わざるを得ない。曖昧な前提条件をもって、賛否を迫る方法に危惧の念を抱く。

2. (2) 要件設定

- (i) 文化庁当初案について：⑤要件にかかわらず、侵害コンテンツのダウンロード違法化自体を行うべきではない
- (vi) 理由：

過去のパブリックコメントでも述べたが、海賊版サイトの撲滅には広告収入の遮断と運営者の摘発こそが本筋である。ダウンロード違法化の拡大はそれに結びついているものではない。

今日では、発端となった特に悪質とされる3つの海賊版サイト全てに司法・行政・捜査の手が及んでいる。サイト運営者の検挙は困難という主張は、もはや通用するものではない。処分が不十分であるのは国際的な取り組みや協力体制の不備に根本的な原因がある。また、一般の利用者に配慮しようとした結果、改正案が非常に複雑なものになってしまっている点も看過できない。

主観要件である「違法にアップロードされたものだと知りながら」は、「違法だと知らなかった」と「適法・違法の評価を誤った」との違いをどのように判断するかが困難と言える。一方で、客観的な事実のみ（違法ダウンロードしたという事実だけ）を要件とした場合、違法行為を行う気のなかった一般の利用者の多くが含まれる事が想定され、対象範囲を拡大する事自体に無理が生じている。

そもそも、ダウンロード違法化の拡大が本当に必要なのか？といったところから、議論を見直す必要があると考える。

39. コンテンツ文化研究会

3. その他

(1) ダウンロード違法化について：

「海賊版を根絶し、製作者に正当な利益をもたらす」という本来であれば、反対意見が出ようのない政策がここまで拗れてしまった原因は何だったのか？

多くの識者・報道が指摘しているが、結論ありきとしか取れない議論の進め方ではなかったのか？

今回の質問のどこにその反省が生かされているのか、強く問いたい。

ユーザーとクリエイターの団体であり、双方のバランスを考えてきた当会が、このような回答をせざるを得なかったのは極めて遺憾である。

(2) リーチサイト対策について：

以下の2点に反対する。

・第113条第4項

(インターネットを利用した情報の閲覧用に供される電磁的記録で文部科学省令で定めるものをいう)の部分に反対する。

国会での審議を経ずに発せられる省令では適応範囲の拡大が極めて容易になると懸念する。条文に明記すべきである。

・第119条第2項第4号・第5号

サイト運営・アプリ提供行為の「非親告罪化」に関して反対する。

非親告罪の場合、著作権者が問題としていないサイト・アプリであっても、警察・検察側の判断での摘発が可能になってしまう。これはインターネットの発展に深刻な害をもたらす可能性がある。親告罪とすべきである。

(3) 海賊版対策全般について：

現在の著作権法自体がインターネット時代に適応できていない事を強く感じる。

創作の敷居が下がったインターネット時代においては、誰しも著作物の権利者にも利用者にもなり得る。

条文を可能な限り、シンプルに分かりやすいものに変更し、フェアユース規定を導入するなど、インターネット時代に合わせた新しい著作権法が必要なのではないか。

40. 国公立大学図書館協会委員会

1. 基本的な考え方：④反対

2. (1) 懸念事項

(i) ~ (vii) : 回答なし (viii) その他 : 以下に記載

(viii) その他 :

当委員会が本件に反対の理由は、いたずらに違法の範囲、さらには刑事罰を科す範囲を広げるべきではないと考えているからであって、(i) から (vii) の設問と、その選択肢には違和感を覚えます。

既に音楽・映像に関しては、違法にアップロードされたものと知りながらダウンロードした場合、違法化、さらに刑事罰が科されることとなっていますが、それらが違法化、さらに刑事罰が科されることとなったことによるダウンロード数の減少等の効果に関する証左の1つとして、添付3「文化庁当初案の考え方に関する資料（侵害コンテンツのダウンロード違法化）」のスライド16「5. 補足資料① 音楽・映像分野における違法ダウンロード刑事罰化による抑止効果」の中で、貴庁委託調査である「改正著作権法の施行状況等に関する調査研究報告書」（平成25年12月 新日本有限責任監査法人）が挙げられていますが、同報告書では違法化によりダウンロードが減少したとの調査結果が示されている一方、正規コンテンツの流通への影響については明確にされていません（143～144ページ）。当委員会は図書館の団体であり、著作者を含めた出版業界が盛況となることは望ましいと考えていますが、違法化の範囲を静止画や文字情報に拡大することが、著作者を含めた出版業界の盛況につながる事が明らかでない以上、いたずらに違法となる範囲、さらには刑事罰を科す範囲を広げることについては賛成しかねます。

また、我が国の著作権に関する裁判においては「利用主体拡張法理」により、実際に複製等の行為を行った者ではなく、複製等の行為を行える環境を提供した者を権利の侵害者とする例が多くみられます。大学には、学生等が自由に使えるコンピュータ端末が多数設置されていますが、大学の構成員が違法にアップロードされたものと知りながらダウンロードを行うといった事案が発生した場合、「利用主体拡張法理」が適用されれば、大学が権利の侵害者となってしまいかねないことについて、強い危惧を持っています。大学においても著作権の尊重を構成員に呼びかけてはいますが、コンピュータ端末の利用について、全ての構成員の行動を管理することは不可能であり、このような、複製等の行為を行える環境を提供する者への免責されることが明らかではない点においても、この違法化については賛成しかねます。

40. 国公立大学図書館協会委員会

2. (2) 要件設定

(i) 文化庁当初案について：⑤要件にかかわらず、侵害コンテンツのダウンロード違法化自体を行うべきではない

(vi) 理由

2の(1)の(viii)でも述べたように、当委員会は図書館の団体であり、著作者を含めた出版業界が盛況となることは望ましいと考えていますが、違法化の範囲を静止画や文字情報に拡大することが、著作者を含めた出版業界の盛況につながる事が明らかでない以上、いたずらに違法となる範囲、さらには刑事罰を科す範囲を広げることに賛成しかねます。

違法となる範囲が広い、あるいは狭い、また、違法となる要件が適正かといった問題は、その後の問題と考えます。

3. その他

(1) ダウンロード違法化について：

重ねて記述しているように、いたずらに違法となる範囲を広げるべきではないと考えます。

音楽や映像に限らず、著作権者の許諾なく第三者が著作物をインターネット上にアップロードすることは現行規定でも違法であるが、今回、そのような形でアップロードされたものについてのダウンロードを違法とすることが検討されている静止画や文字情報等に関して、その権利者が現行規定の範囲内で、どのような対策を講じているのか明らかでなく、これまで講じられてきた対策の内容や件数等について、先に侵害コンテンツのダウンロードが違法化されている音楽や映像の関係者が違法化前に講じてきた対応との比較等について、広く理解できる形で評価される必要があると考えます。

添付1「著作権法及びプログラムの著作物に係る特例に関する法律の一部を改正する法律案 概要説明資料」のスライド14「(参考) ダウンロード違法化に関する諸外国の取扱い」で欧米諸国の法律でのダウンロード違法化に関する規定の有無について触れられていますが、単に諸外国が規定を持つというだけでなく、それら諸国における、法令にとどまらない習慣などを含めた著作物流通の仕組みが併せて示されるべきと考えます。

40. 国公立大学図書館協会委員会

3. その他

(2) リーチサイト対策について：

重ねての記述になりますが、当委員会は図書館の団体であり、著作者を含めた出版業界が盛況となることは望ましいと考えており、著作者を含めた出版業界等にとって海賊版の流通は忌々しき問題であることは理解します。

しかし、添付1「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案 概要説明資料」のスライド1に「海賊版被害の実態及び早急な法整備の必要性について」で被害額の推計が示されていますが、正確な額の算出は困難であるとはいえ、推計額、それも権利者団体側のみの数値のみが示され「必要性」とされている点については、視点に偏りを感じざるを得ません。

2の(1)の(viii)と記載が重複しますが、仮に、侵害コンテンツのダウンロード違法化と同様、リーチサイト規制によりダウンロード数の減少等の効果があるとしても、添付3「文化庁当初案の考え方に関する資料（侵害コンテンツのダウンロード違法化）」のスライド16「5. 補足資料① 音楽・映像分野における違法ダウンロード刑事罰化による抑止効果」で掲げられている、貴庁委託調査である「改正著作権法の施行状況等に関する調査研究報告書」（平成25年12月 新日本有限責任監査法人）のように、正規コンテンツの流通への（正への）影響については明確ではありません（144ページ）。

すなわち、リーチサイト規制を行ったとしても、権利者団体による推計（損害）額が必ずしも売上額とはならない可能性があり、いたずらに、違法となる範囲を広げるべきではないと考えます。

(3) 海賊版対策全版について：

例えば、添付3「文化庁当初案の考え方に関する資料（侵害コンテンツのダウンロード違法化）」のスライド10以降にある「侵害コンテンツのダウンロード違法化に関するQ&A」の「（問11）マンガなどの二次創作（二次的著作物）のダウンロードも違法となるのか。」に対して「…権利者（原作者）が二次創作（二次的著作物）を問題視していない場合には、アップロード・ダウンロードとも問題とならないところ、二次創作については、そのような場合が多いものと考えていました。」や、「（問12）自身のインタビューが掲載された新聞記事等をアップロードしている場合に、それをダウンロードした者が犯罪者となってしまうのではないか。」に対して「…多くの場合、そのような新聞記事等をアップロードすることについて、著作権者が問題視することは考えづらいため、アップロード・ダウンロードともに、特段問題にはならない場合が多いと考えられます。」は、厳密には違法ではあるが訴えられたりする可能性が低いので問題ないと言っているに等しく、無責任に感じます。

（次頁に続く）¹³⁸

40. 国公立大学図書館協会委員会

3. その他

(3) 海賊版対策全版について：

(前頁からの続き)

仮に、倫理面その他で許容される行為であっても、現行規定で違法となる以上、教育機関等では抑制的な指導をせざるを得ません。我が国の著作権法は、著作権者の権利を制限する場合、限定的に列挙する方法をとっており、倫理面その他から許容されるべき行為であって、かつ、著作権者からも異論がないような行為は権利制限規定を設けるなど、明示的に適法とすべきと考えます。

4 1. (一社) 日本インターネットプロバイダー協会

1. 基本的な考え方：④反対

2. (1) 懸念事項

- | | | | |
|-----------------|-------------|----------------|-------------|
| (i) 適法・違法の判断が困難 | : ①とても懸念される | (v) 無料提供のコンテンツ | : ①とても懸念される |
| (ii) スクリーンショット | : ①とても懸念される | (vi) 権利者が黙認の場合 | : ①とても懸念される |
| (iii) 軽微なダウンロード | : ①とても懸念される | (vii) 濫用的な権利行使 | : ①とても懸念される |
| (iv) 二次創作・パロディ | : ①とても懸念される | (viii) その他 | : 以下に記載 |

(viii) その他

海賊版サイトの被害は深刻で緊急の対策が必要であることは理解しますが、ダウンロード違法化・刑事罰化は個人の私的領域内での活動の自由を制限し、社会や文化の発展を阻害するものであり導入に反対します。

著作権法はもともと、個人の私的な利用であれば著作権者の許諾なしでも複製を認めてきました。それは、権利者の被害が小さいという理由だけではなく、個人の私的領域内での活動の自由を保障するという目的もあるためであります。個人が多く著作物に手軽に触れることができるからこそ自らを豊かにし、社会や文化を発展させることができます。ダウンロード規制は著作権者の権利とユーザーの知る権利のバランスを崩し、かえって立法目的である「文化の発展」を阻害するものと思われます。

また、コンテンツが違法かどうかは結局ダウンロードするまでわからない場合も多く、インターネットの利用行為そのものへの委縮効果をもたらすおそれがあります。ダウンロード違法化が著作権法第30条（私的利用の権利制限）の例外だとすれば、他の権利制限（学術利用や、最近の改正では第30条の4（著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用）など）を根拠にダウンロードしたとしても、捜査の段階では外形的に区別がつきようがないため、本来権利が働かない利用まで刑事罰の対象となるおそれを懸念して、検索サービスやAIによるデータ解析のための自動収集（クローリング）、そのための技術開発まで萎縮するというおそれがあるように思われます。

4 1. (一社) 日本インターネットプロバイダー協会

2. (2) 要件設定

(i) 文化庁当初案について：⑤ 要件にかかわらず、侵害コンテンツのダウンロード違法化自体を行うべきではない

(vi) 理由：

第一に、海賊版サイト対策として、ダウンロード違法化・刑事罰化の効果は限定的であると考えられます。規制導入によって国民や社会が被る影響の深刻さと比べて、効果があまりに小さいと思われれます。2018年10月、知的財産戦略本部の「検証・評価・企画委員会」に、「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」の座長報告として提出された中間まとめ案の中でも、「海賊版対策として一定の効果がある可能性はある」としながらも、「漫画村」など近年問題とされている主要な海賊版サイトは、ダウンロードを伴わないストリーミング方式を採用しており、ダウンロードを違法化したとしても、これらの海賊版サイトへの直接の対策にはならない」「違法にアップロードされた音楽・映像のダウンロードは既に違法化されており、これにより、ダウンロード自体は減少したものの、ストリーミング方式の「Anitube」や「Miomio」等の利用は引き続き広く行われていたことから、海賊版サイトの視聴行為への間接的な抑止効果も限定的である可能性がある」などと指摘しているところです。

第二に、対象を海賊版サイトに限定した場合、何を対象とするかの定義や判定が難しいことがあげられます。仮に、「明らかに違法で、権利者に与える損害額が大きい」という要件を設けたとしても、それを誰が判断するのでしょうか。恣意的に運用され、表現の自由や知る権利を侵害される恐れも排除できないと考えます。

第三に、既にダウンロードが違法化、刑事罰化されている音楽や映像について法律施行後7年以上経つにも関わらず、実際に摘発された例を聞かないことから、法の実効性が疑われることもあります。3. 侵害コンテンツのダウンロード違法化に関するQ & A (2) (問4)には「実際の権利行使・摘発には至らずとも、抑止効果は期待できるものであり、現に、音楽・映像のダウンロード刑事罰化によって相当程度の効果が確認されています(補足資料①参照)。」とありますが、法改正が行われた直後の平成24、5年はともかく、2018年6月にネットエージェント株式会社が報道発表した「2018年P2P利用状況調査結果」を見ると、2018年の現在でも著作物の違法な共有は活発に行われているとみられ、Winnyに至ってはゴールデンウィーク期間(4月26日～5月8日)の利用者数が2016年からやや増加していることが分かっています。5. 補足資料① 音楽・映像分野における違法ダウンロード刑事罰化による抑止効果にある「ファイル共有ソフト(Winny)での「有償著作物等」のファイル数の推移」のような調査は、施行直後だけでなく、その後も継続的に行う必要があると考えます。施行直後は刑事罰の懸念から一時的に利用者は減るとしても、その後何年も刑事罰が実際に適用された事例がないことが分かれば、徐々に利用者は増えてくると考えられます。刑事罰があるにも関わらず適用されないということが分かれば、法の權威を損なうのみならず、国民の法に対する信頼性を揺るがしかねないと思います。 141

4 1. (一社) 日本インターネットプロバイダー協会

3. その他

(1) ダウンロード違法化について：

(1) (vi) で述べたとおり、音楽・映像（録音・録画）ダウンロード違法化により一人も摘発者が出ていないと見受けられ、また、既に音楽・映像においては、ストリーミング方式での視聴が一般的になりつつあります。このことから、ダウンロード違法化は実効性が乏しい、またはその実効性に疑いがあることは明白です。

(2) さらに、「漫画・雑誌のほか、音楽、アニメ・映画、写真集・文芸書・専門書、ビジネスソフト、ゲーム、学術論文など、著作物の分野・種類を問わず、被害が発生。」（資料「添付1」P1_「海賊版被害の実態及び早急な法整備の必要性について」_2つ目矢印）とされていますが、これらの著作物の創作には、様々な第三者の著作物を参考にすることがあり得ることは当然かつ周知の事実であり、これを包括的に規制することにより、何よりも漫画家、作家、ゲームクリエイター、研究者等の新たな、および多様な創作、創作活動の障害となりうるということが考えられます。よって、ダウンロード違法化に労力をかけたにもかかわらず、実効性のない法律が増え、また、結果として国民の文化活動に対する萎縮効果のみが残る結果になることが予想されます。

(3) また、公開が前提とされている特許権、意匠権等の産業財産権と比べて、公開制度が無く、無方式主義である著作権分野においては、既存の著作物に対するアクセスが制限された場合、クリエイターは既存の創作物を確認した上で、創作活動を行えなければ却って著作権侵害紛争に増加に繋がる恐れがあります。

以上により、少なくとも、

①ダウンロード違法化については漫画家、学術論文制作者、ゲーム制作者等と直接的に議論を尽くすべきものと考えます。

②2012年10月1日から実施されている音楽・映像ダウンロード違法化の効果につき、逮捕に至るような事例があり、効果を実証されているのか、また、保護の対象となった音楽・映像産業関係者およびクリエイターが本来望んだ結果がもたらされたのかどうか、直接的に議論を尽くすべきもので、また、具体的な検証を行うべきものです。なお、パブリックコメント実施時点において、少なくとも音楽・映像産業に「回復困難な損害が生じ」たとは聞かれないと思います。

よって、きちんとした検証を尽くさないまま安易に諸外国の制度を導入することは適当でなく、「諸外国でやるから」我が国でも導入するという手法は安易に過ぎるものと思われます。多様なコンテンツ事業者・個人がコンテンツ産業にかかわる日本の文化的事情、背景を適切に踏まえた議論を尽くすべきであり、性急なダウンロード違法化自体、行うべきではないものと考えます。

4 1. (一社) 日本インターネットプロバイダー協会

3. その他

(2) リーチサイト対策について：

リーチサイト対策については少なくとも2010年ころまでにはその問題を認識されたいにもかかわらず、今まで制度的に十分な対策が行われてきませんでした。サイトブロッキングに関する議論も含め、海賊版対策全体の中ではリーチサイト対策を優先してしっかり進めるべきものであると考えます。

ただ、リーチサイトが非親告罪とされている点を懸念しています。運用すべき警察が被害届なしに捜査を行うことができるということは、「深刻な海賊版被害への対策」という目的に照らせば、必要以上の規制がかかる可能性があります。

また、リンク先のコンテンツが侵害コンテンツであることについて過失があった場合にも侵害行為とみなされる点についても、大きな懸念があります。リンク先サイトが置かれているホスティング事業者等に警察の差押え等が行われるとすれば、事業者等に過度な負担を強いるものになります。

(3) 海賊版対策全般について：

海賊版対策で第一に行うべきは、海賊版被害を生じさせているアップロード者に対する権利行使である。第二が正規版コンテンツの流通促進である。関係者が様々な努力と工夫を始めたことは理解しているが、まずはそれらの結果を検証する必要がある。一般国民の権利に大きな制限を加えることを検討するのは、その後ではないか。もちろん、それらだけで完全に海賊版サイト被害がなくなるとは思わないし、ダウンロード違法化などの措置が全く効果がないとも言わないが、海賊版サイト対策に一滴の水も漏らさないような完全なものはありません。一連の議論の中で、権利者の被害についての主張に対し、一般国民や社会が長期的に被るであろう損失を主張する声は十分くみとられていないと感じる。

4 2. EdiNet株式会社

1. 基本的な考え方：④反対

2. (1) 懸念事項

- | | | | |
|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|
| (i) 適法・違法の判断が困難 | : ①とても懸念される | (v) 無料提供のコンテンツ | : ②どちらかという懸念される |
| (ii) スクリーンショット | : ②どちらかという懸念される | (vi) 権利者が黙認の場合 | : ②どちらかという懸念される |
| (iii) 軽微なダウンロード | : ②どちらかという懸念される | (vii) 濫用的な権利行使 | : ①とても懸念される |
| (iv) 二次創作・パロディ | : ②どちらかという懸念される | (viii) その他 | : 以下に記載 |

(viii) その他：

海賊版サイトへの対策が必要であることは理解しますが、ダウンロード違法化、刑事罰化は、そもそも著作権法が個人の私的利用について権利制限を規定している趣旨を大きく逸脱する一方、そのメリットが少ないものです。著作権法が私的複製についての権利制限を規定している理由は、個人の零細な利用についてまで権利を働かせることによる弊害（個人の私的領域での活動への過度な介入など）に配慮したものと理解していますが、ダウンロード違法化・刑事罰化により、違法にアップロードされたコンテンツのダウンロードが、形式的には捜査の対象になりうることとなります。「コンテンツをダウンロードしたのは誰か」という捜査は必然的に通信の秘密を暴く必要があるため、きわめてセンシティブな領域への介入が大規模で生じる結果となります。

そもそも海賊版サイトは、1人かせいぜい数人が違法にアップロードしたコンテンツを、おびただしい数の者がダウンロードをすることで初めて成立する社会問題といえます。海賊版をダウンロードすることは良くないに決まっていますが、現実問題としてダウンロードを違法化して全員を公平に検挙することは不可能であり、その前にアップロード者をきちんと検挙して、ダウンロードを不可能にする方策を検討すべきです。ダウンロードした者を検挙するためには、webサイトへのアクセスログが証拠として必要になるでしょうが、それはサイト管理者が管理していることから、特にサイト運営者が自分でサーバも管理しているような状況では、正確な証拠の収集は困難を極めるうえ、アクセスログを差し押さえられるだけの状況ならば、通常はアップロードした犯人にたどりつけるでしょう。

(次頁に続く)

4 2. EdiNet株式会社

2. (1) 懸念事項

(viii) その他：以下に記載

(前頁からの続き)

文化庁案では、反復継続性を犯罪成立の要件にしているようですが、一般的なサービスではIPアドレスが頻繁に変わり（これは、同じ人が使うIPアドレスが変わることと、IPアドレスを使っている人が変わることを意味します）、さらには複数の利用者が同一のIPアドレスを共用している場合があります。そうすると、違法コンテンツをダウンロードしたIPアドレスとタイムスタンプのリストをもとに網羅的にプロバイダに対して搜索差押えを行い、その中から反復継続性のあるダウンロード者を名寄せするという作業が必要になり、その過程で犯罪不成立のダウンロード者の住所氏名等も捜査機関が取得することになります。法を執行しようとする局面での弊害も極めて大きく、無理のある政策と言わざるを得ません。

また、ダウンロード違法化が30条（私的複製の権利制限）の例外であるならば、他の権利制限（学術利用や30条の4による利用など）を根拠にダウンロードしたとしても、ダウンロードの目的を外形的に判断することはできないため、本来権利の働きようがない利用まで捜査機関の介入が生じるおそれを懸念して、インターネットの利用自体が萎縮するおそれがあります。AIによるデータ解析、検索サービスなどはクロウリングの技術によって支えられていますが、そのための技術開発にとっても萎縮が働くおそれがあります。情報をダウンロードすることに萎縮が働けば、かえって著作権法の究極目的である「文化の発展」を阻害する結果になります。

2. (2) 要件設定

(i) 文化庁当初案について：⑤要件にかかわらず、侵害コンテンツのダウンロード違法化自体を行うべきではない

(vi) 理由：

そもそも海賊版対策の手段として、ダウンロード側を取り締まる発想自体に、相当な無理があると考えます。海賊版サイト問題は1人かせいぜい数人が違法にアップロードしたコンテンツを、膨大な人数がダウンロードすることで成立する社会問題です。捜査の流れを考えても、情報を発信している側への捜査は比較的ハードルが低い（捜査によってプライバシーや通信の秘密などが侵害されるのは、発信している本人に概ね限定される）のに対して、ダウンロード側への捜査は先述の通り、発信者に近い場所で収集したアクセスログをもとに、網羅的に通信の秘密を侵害して行うことになります。このような捜査が現実的に容易とは思えず、結果として効果は期待できません。あくまでも発信者側の検挙を確実に行うことに力を入れるべきです。

4 2. EdiNet株式会社

3. その他

- (1) ダウンロード違法化について：回答なし
- (2) リーチサイト対策について：回答なし
- (3) 海賊版対策全般について：

コンテンツの違法アップロードを行う者を迅速に検挙し、処罰するようお願いします。刑事では捜査共助などの点が問題になると思いますし、民事でもCDNを利用している場合の発信者情報開示請求を行う場合の課題点など、法的に検討しなければならない問題はあると思いますので、違法アップロードの逃げ得を許さないことを第一に考えていただきたいものです。

本件パブリックコメントにいわゆる「Excel方眼紙」への記載を必須とすることや、「団体の意思決定レベル」などの団体の内部自治にかかわる問題を詮索することなどで、パブリックコメントの提出が萎縮し、国民の意見を政策に反映させるという目的を損ねることが懸念されますので、ご配慮いただきたいと思います。

4 3. (一社) インターネットユーザー協会

1. 基本的な考え方：④反対

2. (1) 懸念事項

- | | | | |
|-----------------|-------------|----------------|-------------|
| (i) 適法・違法の判断が困難 | : ①とても懸念される | (v) 無料提供のコンテンツ | : ①とても懸念される |
| (ii) スクリーンショット | : ①とても懸念される | (vi) 権利者が黙認の場合 | : ①とても懸念される |
| (iii) 軽微なダウンロード | : ①とても懸念される | (vii) 濫用的な権利行使 | : ①とても懸念される |
| (iv) 二次創作・パロディ | : ①とても懸念される | (viii) その他 | : 以下に記載 |

(viii) その他：

(i)について、例えば著作権者から許諾を得ずに行ったゲームのプレイ中の動画（いわゆる実況動画）をスマートフォンのスクリーンショットや動画キャプチャ機能を使って自身の端末に保存した場合はどのような取り扱いになるか。またそのゲームのプレイ自体は無料だが、有料アイテムや追加課金で楽しめるコンテンツがある場合、このゲームは「正規版が有償で」提供されていることになるのか。

(ii)について、なぜ「重要な情報」と選択肢に著作物の価値を限定させる文言を入れたのか。重要でない情報とはなにか。条文案には情報の質によって判断を変えるようなものが見当たらなかったが、このような文言がパブリックコメントの懸念事項の具体的なケースとして上げられていることに懸念を感じる。

(iii)について、「ごく一部の軽微な複製」との文言があるが、複製量の多寡によって判断が変わるようなことはあるのか。

(v)について、当初無料で公開されていた記事が、その創作者や媒体社の都合で非公開となってしまう、その記事を参照・記録したいとき、ウェブ上に残されたアーカイブデータやキャッシュデータしかソースがない場合が考えられる。その時、この記事のデータのダウンロードやスクリーンショット保存は違法となるか。

「業務としてのダウンロード」としてそもそもこれまでも自由利用でなかったとされる利用形態について、同人漫画家やアマチュア芸術家、アマチュア研究者などの場合、業務か私的利用かは極めて曖昧であろう。そのような領域においてダウンロード違法化が行われることは、創作活動や研究活動の裾野を細らせ、文化振興に顕著にマイナスの影響を与える懸念がある。

(次頁に続く) 147

4 3. (一社) インターネットユーザー協会

2. (1) 懸念事項

(viii) その他 :

(前頁からの続き)

著作権、あるいはいわゆる「疑似著作権」に基づく振り込め詐欺などの新たな犯罪行為が発生する可能性がある。例えば、ウェブブラウザで画像を表示させ「あなたは以下の画像をダウンロードしました。違法な利用なので使用料金15,000円を期日までに振りこむこと。振り込みがない場合は訴える」と要求するような犯罪の類型である。また振り込みがなされなかったとしても、相談窓口と称した電話番号やメールアドレスに連絡させ、騙されやすい消費者リストとしてまとめられてしまい、新たな詐欺に巻き込まれる可能性もある。現状の振り込め詐欺の被害の深刻さや、マンガ・アニメ・ゲームなどの大きな市場性を鑑みれば、違法ダウンロード詐欺とでも言うべき詐欺行為が新たな反社会的勢力の犯罪の温床になることも大いに予想される。

2. (2) 要件設定

(i) 文化庁当初案について : ⑤要件にかかわらず、侵害コンテンツのダウンロード違法化自体を行うべきではない

(vi) 理由 :

文化庁当初案は違法化の対象が広汎に過ぎると考えるが、加えて我々は2010年に導入され、2012年に刑事罰が加わった、動画・音楽のダウンロード違法化そのものについても、ユーザーの情報利用の自由を萎縮させるものとして反対を続けている。(1)での懸念事項についての質問事項についてもおよそ全ての懸念を列挙できているとは言い難く、どのように違法化対象を絞り込んでも、侵害コンテンツのダウンロード化は「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」を実現できないと考える。「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」は、何よりもまず、現行法令の範囲で権利者が海賊版提供サイトを迅速にテイクダウンするための方法を行わせること、そして警察・検察が適切に被害届・告訴状を受理し海賊版提供者の捜査を行うことによって行われるべきである。テイクダウンや犯罪捜査に関してボトルネックがあれば、憲法に違反しない範囲で法制度を整備し、その部分を解消・改善していくのが正攻法である。

4 3. (一社) インターネットユーザー協会

3. その他

(1) ダウンロード違法化について：

(本節は1[viii]から再掲) 著作権、あるいはいわゆる「疑似著作権」に基づく振り込め詐欺などの新たな犯罪行為が発生する可能性がある。例えば、ウェブブラウザで画像を表示させ「あなたは以下の画像をダウンロードしました。違法な利用なので使用料金15,000円を期日までに振りこむこと。振り込みがない場合は訴える」と要求するような犯罪の類型である。また振り込みがなされなかったとしても、相談窓口と称した電話番号やメールアドレスに連絡させ、騙されやすい消費者リストとしてまとめられてしまい、新たな詐欺に巻き込まれる可能性もある。現状の振り込め詐欺の被害の深刻さや、マンガ・アニメ・ゲームなどの大きな市場性を鑑みれば、違法ダウンロード詐欺とでも言うべき詐欺行為が新たな反社会的勢力の犯罪の温床になることも大いに予想される。

意図しないダウンロード行為などに違法性がないことや適切な権利行使であるか疑念のある行為についての毅然とした対応への普及啓発活動は、現在の振り込め詐欺対策などと同等のレベルで広く社会に注意喚起する必要はこれまで以上に喫緊の課題となる。

当会は2007年にスタートしたいわゆる「ダウンロード違法化」に係る議論のスタートにより、ダウンロード違法化によって情報環境における自由が制限されることに危機感を感じ立ち上がった団体である。当時もダウンロード違法化に対するユーザーの反対の声が大きかったが、2010年にダウンロード違法化を含んだ著作権法改正は行われ、2012年には2010年当時はなかった刑事罰が追加された。当会はそれまでに行われたパブリックコメントや知的財産推進計画への意見募集などでダウンロード違法化に関して「ユーザーの情報利用の自由」の観点からの懸念を提出してきたが、そのような懸念点について別途議論もされず、法的な手当もされないまま、ダウンロード違法化の範囲が拡大されようとしていることは大変遺憾だ。

ダウンロード違法化拡大にはこれまでに延べてきたような山積しており、実施すべきではない。そして著作権の拡大がずるずると行われ続けていることにも大変な恐ろしさを感じている。今回の条文案が抑制的な制度となるような考慮が全くなされていないとは言わないが、問題は法改正の議論がなされた当時の「抑制のタガ」が次々と外されていることだ。これまでユーザー目線での情報利用の拡大に関する著作権制度の変化は見送られてきた。それが今回のダウンロード違法化の範囲拡大に関するユーザーの懸念につながり、ダウンロード違法化の範囲拡大によってその懸念はさらに拡大する。ユーザーが行うことのできる著作物の利活用への手当なく、拡大し続ける著作権の拡大という視点からも、今回の「侵害コンテンツのダウンロード違法化」に反対する。

43. (一社) インターネットユーザー協会

3. その他

(2) リーチサイト対策について：

リーチサイト規制は約10年前から議論が続き、その規制範囲の大きさは常に懸念対象となってきた。ハイパーリンクは情報環境を支える技術の根幹であり、そのハイパーリンクを貼ることのできる場を一般に向けて提供することはウェブサービスなどの開発・提供に必須のものだ。検索エンジンやサイトの全文検索機能、第三者も可能なタギングの機能などがリーチサイト同様の機能と見做されることが起こり得る今回の対策案には反対する。

ユーザーに書き込みをさせ、あるいは閲覧者がコメントができるようにするようなサイトは、書き込んだ者とサイト運営者、あるいはプラットフォームが異なっていることはままある。その際の権利行使として書き込みの削除ないしサイトそのものの削除に応じないサイトをリーチサイトとして違法化するような案となっているが、その書き込みの性質によっては削除すべきでないものもある。例えばある言論に対して、それとは異なる意見を主張するために根拠となるテレビ番組などの映像にコメントとしてリンクを張り、「こちらの動画を見てください」という行為はリーチサイトとして規制されてはならない。あるいは自分とは異なる主張を削除させるために侵害コンテンツへのリンクを張り、別口でそのサイトをリーチサイトとして告発し、削除させることもできる。第113条第2項第1号の案では、イ号として分類されるサイトにはURLの数の制限はないため、1つのURLでもそのようなことは起こり得るし、米国のDMCAがそのような言論封殺のために用いられている現状から鑑みれば、これは決して大げさな懸念ではない。

(3) 海賊版対策全般について：

ユーザーのリテラシーを求めるわりには、現行著作権法及び今回コメントを求められている改正案は明らかに難読文だ。例えば113条2項1号の難解さは、文化庁の説明資料においても異常なほど豊富な注釈がついていることからしても明らかであろう。難解な法文は誤解を招く可能性があり、それは例えば権利制限について、私的領域で違法性が疑問視されるような場合であっても違法になると誤読する可能性や、あるいは30条の2や4に該当する範囲を狭く誤解する可能性などが考えられる。私的使用の例外で違法になるケースを強調するばかりではなく、私的使用の正当性や、著作物に表現された思想又は感情の享受を直接的な目的としない利用の公正性について啓発啓蒙を重ね、著作権法第1条が謳う、著作権制度の正しい理解を促進しなければならない。

(次頁に続く)

4 3. (一社) インターネットユーザー協会

3. その他

(3) 海賊版対策全般について：

(前頁からの続き)

また3-(1)で述べたように、著作権保護期間の延長や著作権侵害の非親告罪化、アクセスコントロール回避規制など、著作権は拡大するばかりで、ユーザーの著作物の利用が制限され続けている現状がある。情報環境の変化に合わせて、ユーザーの著作物利用の態様も大きく変化しており、それに合わせた著作物の利用を担保するような制度導入も待ったなしの状況だ。現代の著作権政策に求められるのは、ユーザーが自身で情報をアーカイブ・活用・検証・改善し、ユーザー発信の教育やエンタテインメントなどのコンテンツ制作・発信が自由に行え、現代の言論の自由を担保するようなものだ。著作権の保護と利用のバランスを取り戻すためには米国型フェアユースの3要件をベースにした柔軟な権利制限規定の導入が必須だ。当会は違法コンテンツのダウンロード違法化、そしてリーチサイト規制については反対の立場だが、米国型フェアユースの導入は、それらの懸念点を大きく低減する。活動自粛を防ぎ、流通促進をはかるセーフガードとしてのフェアユース規定の導入が求められる。

そして著作権制度の議論の進め方にも大きな問題があり、その解消が求められている。年々とユーザーの情報利用と密接になりつつける現代においては、著作権政策に関する議論にはユーザーの目が必要だ。しかし知的財産推進本部での議論ではチャタムハウスルースの導入が提案されるなど、その議論を閉じようとしている動きもある。そのような議論において出てきた法案には納得感もないし、正統性も信じられない。ユーザーのインターネット利用に大きな影響を与える規制に関しては、インターネットガバナンスの議論としてマルチステークホルダーによる議論が必要である。傍聴を認めるだけでない、オープンに発言が認められる会議体で議論を進めるべきだ。

4 4. クリエイティブ・コモンズ・ジャパン

1. 基本的な考え方：④反対

2. (1) 懸念事項

- | | | | |
|-----------------|-------------|----------------|-------------|
| (i) 適法・違法の判断が困難 | : ①とても懸念される | (v) 無料提供のコンテンツ | : ①とても懸念される |
| (ii) スクリーンショット | : ①とても懸念される | (vi) 権利者が黙認の場合 | : ①とても懸念される |
| (iii) 軽微なダウンロード | : ①とても懸念される | (vii) 濫用的な権利行使 | : ①とても懸念される |
| (iv) 二次創作・パロディ | : ①とても懸念される | (viii) その他 | : 回答なし |

2. (2) 要件設定

- (i) 文化庁当初案について：⑤要件にかかわらず、侵害コンテンツのダウンロード違法化自体を行うべきではない
- (vi) 理由

そもそも、現状の海賊版の被害状況、それに対するダウンロード違法化やリーチサイト規制が効果的であるのか等に対する調査および立法事実が定かではない。

3. その他

- (1) ダウンロード違法化について：回答なし
- (2) リーチサイト対策について：回答なし
- (3) 海賊版対策全般について：回答なし

⑥その他の団体等

4 5. (公社) 日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター

1. 基本的な考え方：⑤分らない

2. (1) 懸念事項

(i) 適法・違法の判断が困難：回答なし

(v) 無料提供のコンテンツ：回答なし

(ii) スクリーンショット：回答なし

(vi) 権利者が黙認の場合：回答なし

(iii) 軽微なダウンロード：回答なし

(vii) 濫用的な権利行使：回答なし

(iv) 二次創作・パロディ：回答なし

(viii) その他：回答なし

2. (2) 要件設定

(i) 文化庁当初案について：回答なし

(ii) 理由：回答なし

3. その他

(1) ダウンロード違法化について：

侵害コンテンツのダウンロード違法化については、これまで2009（平成21）年の著作権法改正（以下「09年改正」という）及び2012（平成24）年の著作権法改正（以下「12年改正」という）がありました。対象は、音楽及び映像の「違法コンテンツ（私的使用目的であっても、ネット上に違法にアップロードされたコンテンツ）」に限られていました。

09年改正の背景には、当時の音楽ソフト市場が違法配信及び私的複製の影響を受け、6,000億円超（1998年）規模の市場が、3,600億円程度（2008年）にまで減少したこと、また、若者の間では音楽を無料で取得することがクールであり、金を払って正規に音楽を取得するのは野暮、ダサいという風潮が蔓延していたこともありました。侵害コンテンツをダウンロードして私的複製することは違法ではないという状況を改善し、そして、侵害行為を抑制する効果への期待もあって、音楽及び映像については違法コンテンツのダウンロードが違法化されたのでした。そういう意味では、コンテンツを大切にす、著作権の普及啓蒙活動の点からは、非常に有効であったと思います。ただ、この時点での違法化というのは、あくまでも民事上の違法化だけでした。

（次頁に続く）154

4 5. (公社) 日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター

3. その他

(1) ダウンロード違法化について：

(前頁からの続き)

それから3年後、音楽ソフト市場では状況の好転は一向にみられず、日本レコード協会が実施した調査(2011年)では、違法ファイルのダウンロード数が正規のダウンロード数の10倍近くあり、被害総額も6,683億円に上ると報告されました。当時の正規のネット配信の売上が860億円程度ですから、その10倍近くの違法コンテンツのダウンロードがあったと見られていました。このような深刻な被害を食い止めなければならないという危機感から、まずは議員立法の形で音楽及び映像の違法ダウンロードの罰則化が実現しました。この12年改正による音楽及び映像の違法ダウンロードの罰則化の導入に対しては、反対の意見あるいは権利者を批判する声も多々あり、また、状況を見極めたうえで検討すべきだとする慎重な意見もあったところです。

今回の侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象範囲の拡大を検討するにあたっては、まず上述の二つの法改正の趣旨と成立の経緯をよく理解する必要があります。また、法の執行により(期待されていた)侵害行為を抑制する効果は果たしてどの程度なのか、そして海賊版対策の実行手段としてはどれだけ有効かどうかを、ある程度検証したうえで、とりあえず民事上の違法化にとどめて、刑罰化に関してはもう少し様子を見ながら、柔軟で説得力のある対応があってもいいのではないかと考えています。

(2) リーチサイト対策について：

速やかに対策を実施すべきだと思います。

(3) 海賊版対策全般について：

海賊版対策は、もはや待ったなしの状況にあり、喫緊の課題と言えます。そもそも海賊版が広まることによって、どのような問題が生じるのか、また、違法ダウンロード自体を取り締まることが法の目的ではないことを、国民をはじめ、報道機関やインターネット関係者にも丁寧に説明し、正確に認識し、理解してもらうことが肝要であろうと思われれます。文化庁には手続きを速やかに進めて欲しいと思います。ただし、権利者のための制度だという一方的な形で進められるのではなく、利用者の立場にも立って制度全体を見つめ、柔軟に対策を考える必要があるでしょう。クリエイターの保護と文化的所産の公正な利用は、バランスよく実現されなければなりません。この礎をなくしては文化の発展はあり得ないと思われれます。

46. (一社) 日本民間放送連盟

1. 基本的な考え方：回答なし

2. (1) 懸念事項

- (i) 適法・違法の判断が困難：回答なし
- (ii) スクリーンショット：回答なし
- (iii) 軽微なダウンロード：回答なし
- (iv) 二次創作・パロディ：回答なし

- (v) 無料提供のコンテンツ：回答なし
- (vi) 権利者が黙認の場合：回答なし
- (vii) 濫用的な権利行使：回答なし
- (viii) その他：回答なし

2. (2) 要件設定

- (i) 文化庁当初案について：回答なし
- (ii) 理由：回答なし

3. その他

- (1) ダウンロード違法化について：回答なし
- (2) リーチサイト対策について：

リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為の規制については、昨年度の著作権分科会において、被害実態を踏まえつつ、表現の自由、利用者の過度な委縮への配慮等について議論されたうえで十分なとりまとめが行われていると評価する。

仮に今後の検討のなかで、規制範囲をさらに限定する場合、対象コンテンツについては、有償、無償という提供方法やビジネスモデルの違いによって保護の要否を判断することがないよう強く要望する。

今回、法改正を想定している他の項目の検討がまとまらない場合も、リーチサイトへの対応については、先行して法制化していただきたい。

46. (一社) 日本民間放送連盟

3. その他

(3) 海賊版対策全般について：

放送コンテンツに限らず、コンテンツの違法配信対策を実効的に進めるうえでは、(ア)プロバイダ、サイト運営者を始めとするインターネット関連の事業者や、その他関係者の積極的な協力、(イ)被害者である権利者側の過度の人的・経済的負担の軽減と解消、(ウ)コンテンツの利用者や国民の理解の醸成、が欠かせない。

特に(ウ)については、「広告放送など、無料で提供するビジネスモデルのコンテンツは、有償で提供するコンテンツよりも海賊行為による不利益は小さく、保護のレベルは低くてもよい」といった誤った理解を促進しないよう、丁寧に対応いただきたい。

47. (一社) 全国消費者団体連絡会

1. 基本的な考え方：⑤分からない

2. (1) 懸念事項

- | | | | |
|-----------------|-------------|----------------|-------------|
| (i) 適法・違法の判断が困難 | : ①とても懸念される | (v) 無料提供のコンテンツ | : ①とても懸念される |
| (ii) スクリーンショット | : ①とても懸念される | (vi) 権利者が黙認の場合 | : ①とても懸念される |
| (iii) 軽微なダウンロード | : ①とても懸念される | (vii) 濫用的な権利行使 | : ①とても懸念される |
| (iv) 二次創作・パロディ | : ①とても懸念される | (viii) その他 | : 以下に記載 |

(viii) その他

「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」という2つの要請を両立させた形でダウンロード違法化を行うことについては、違法化の具体的な要件を確認しないと、上記事項については懸念を抱かざるを得ません。

2. (2) 要件設定

- (i) 文化庁当初案について：回答なし
- (ii) 理由：回答なし

3. その他

(1) 侵害コンテンツのダウンロード違法化について

海賊版サイト対策としては、著作権侵害になるようなサイトを開設した者や運営している者を摘発し検挙するなど取り締まりを強化し、海賊版サイトを失くしていくことが基本であり、ユーザー（消費者）の通信の秘密に抵触するような施策の導入は避けるべきであるべきと考えます。静止画のダウンロード違法化については、文化庁文化審議会著作権分科会報告書で規制の対象範囲を著作物全般に拡大する提言がされていますが、ストリーミング方式の海賊版に対しては効果がないなど手法としても疑問の声が出されていることに加え、拡大することにより国民が私的に情報収集することに対する萎縮効果が懸念されます。

(次頁に続く)158

47. (一社) 全国消費者団体連絡会

3. その他

(1) 侵害コンテンツのダウンロード違法化について：

(前頁からの続き)

仮にダウンロード違法化の要件を設定する場合は、以下のような内容にすべきと考えます。

○「公衆を侵害コンテンツにことさらに誘導するものであると認められる」サイト・プログラムから、違法にアップロードされたものであると知りながら、著作物を一定のまとまりとして、原作をそのままダウンロードする場合

(2) リーチサイト対策について：回答なし

(3) 海賊版対策全般について：

インターネットにおける海賊版サイトの問題に関しては、本年4月23日に公表した当会意見書「『インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー（案）』についての意見」でも述べている通り、著作権者の権利が侵害され多額の被害が生じているということから、一般ユーザー（消費者）としても被害防止は喫緊の課題と認識していますが、対策を講ずるにあたって表現の自由や通信の秘密が侵害されることになるのは問題であると考えます。

そもそも海賊版サイト対策として、違法行為を取り締まるためには、違法行為者の検挙及びリーチサイト対策を即刻実施すべきです。違法行為を行う者を抑制するために、ユーザー（消費者）のダウンロード行為の違法化をはじめ、ユーザー（消費者）の通信の秘密に抵触するような施策を導入することは本末転倒であり、避けるべきです。

ダウンロード違法化については、違法化の具体的な要件を確認しないと、本パブリックコメントの質問事項については懸念を抱かざるを得ません。また、「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー」のブロッキングについては、表現の自由、通信の秘密という憲法上の国民の権利や電気通信事業法に抵触する恐れがあり、法制度整備に反対します。

4 8. BSA|ザ・ソフトウェア・アライアンス

1. 基本的な考え方：回答なし

2. (1) 懸念事項：回答なし

2. (2) 要件設定：回答なし

3. その他

(1) ダウンロード違法化について：回答なし

(2) リーチサイト対策について：回答なし

(3) 海賊版対策全般について

BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス*は先般改正された不正競争防止法を踏まえ、著作権法においても同様の改正を行おうとする文化庁の方向性に賛同します。改正不正競争防止法は、ユーザーがオンラインでダウンロードによりソフトウェアを入手することを可能としているソフトウェア業界の現状を反映しています。ソフトウェア企業は、ユーザーが適法に入手したソフトウェアを使用していることを確認するために、ライセンス認証の仕組みを取り入れています。ライセンス認証は、技術的な手段によって、ソフトウェアへのアクセス及び利用の権限を有する正規のライセンシーであるか否かの確認を行う仕組みです。正規ライセンスをオンライン上で入手することが標準的な慣行になるにつれ、オークションサイト等のオンライン・プラットフォームを通じたクラックプログラム（認証の仕組みを回避（クラック）するソフトウェア）や、不正または正規に生成されたシリアルコード等符号の許諾なき提供によるソフトウェアの不正利用が主流となっています。

文化庁が著作権法における技術的保護手段/技術的利用制限手段の定義を改正し、コンテンツの不正利用を防ぐアクセスコントロールに係るライセンス認証の仕組みを含んだことを私どもは高く評価します。同様に、そのようなアクセスコントロールを回避する不正なシリアルコードの提供を禁止とする提案に賛同します。（次頁に続く）

4 8 . BSA | ザ ・ ソフトウェア ・ アライアンス

(3) 海賊版対策全般について

(前頁からの続き)

また、本年1月に提出した意見書**で触れたように、不正に生成されたシリアルコードの提供のみならず、適法に生成されたシリアルコードを不正に入手し提供する行為を禁ずることの重要性についても改めて言及します。改正不正競争法ではソフトウェアに適用された技術的制限手段を不正に回避するためにシリアルコードや暗号解除キーをユーザーに提供する事例が多くみられることから、不正に生成されたシリアルコードだけでなく、適法に生成されたシリアルコードを不正に入手し、提供することも「不正競争」と位置付けました(逐条解説 不正競争防止法 平成30年11月29日施行版 経済産業省 知的財産政策室編 105頁乃至106頁)。

改正著作権法において、また、少なくとも改正著作権法に係る解説においては、不正に生成されたシリアルコードの提供に加え、シリアルコードは適正に生成されたが不正に入手されて提供されたものも規制の対象となっていることを明確化すべきと考えます。

* BSA | The Software Alliance (BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス) は、政府やグローバル市場において、世界のソフトウェア産業を代表する主唱者です。

BSAの活動には、Adobe, Akamai, Amazon Web Services, Apple, Autodesk, AVEVA, Bentley Systems, Box, Cadence, Cisco, CNC/Mastercam, DataStax, DocuSign, IBM, Informatca, Intel, MathWorks, Microsoft, Okta, Oracle, PTC, Salesforce, ServiceNow, Siemens Industry Software Inc., Sitecore, Slack, Splunk, Symantec, Synopsys, Trend Micro, Trimble Solutions Corporation, Twilio, and Workdayが加盟企業として参加しています。詳しくはウェブサイト (<http://bsa.or.jp>) をご覧ください。

**[https://www.bsa.org/sites/default/files/2019-](https://www.bsa.org/sites/default/files/2019-03/01052019BSACommentonInterimReportissuedbyBunkachoLegislative_jp.pdf)

[03/01052019BSACommentonInterimReportissuedbyBunkachoLegislative_jp.pdf](https://www.bsa.org/sites/default/files/2019-03/01052019BSACommentonInterimReportissuedbyBunkachoLegislative_jp.pdf)

4 9. Asia Internet Coalition Japan

1. 基本的な考え方 : 回答なし

2. (1) 懸念事項 : 回答なし

2. (2) 要件設定 : 回答なし

3. その他

(1) ダウンロード違法化について : 回答なし

(2) リーチサイト対策について :

リーチサイト規制についての意見

1. 意見の概要

本改正において、念頭に置かれているのは、自身のウェブサイトにはコンテンツを掲載せず、他のウェブサイトに掲載された著作権侵害コンテンツへのリンク情報等を提供して利用者を侵害コンテンツへ誘導するためのウェブサイト（いわゆるリーチサイト）の規制であるとの理解である。したがって、審議会等で議論されていた「リーチサイト」とは、典型的には、他のウェブサイトへのリンク情報等を提供することで利用者を侵害コンテンツに誘導するためのウェブサイト（リーチサイト）やこれと同様の機能を有するアプリ（リーチアプリ）が念頭におかれており（例えば漫画村等）、侵害著作物等利用容易化を図ることを主たる目的としないプラットフォーム・サービス（検索サービス、コンテンツ配信サービス、UGCメディア・サービス（User Generated Contentの略。ユーザ自身が小説やイラスト、コミック、写真などのコンテンツを創作・投稿し、公開することができ、かつ他のユーザがそれらを読覧・利用することができるメディア・サービス）、ECモール、ネットオークション、フリマサービス、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）、クラウドサービス等、以下「非侵害プラットフォーム」）については、今回の改正法案は適用されないことが前提で議論されていた。

しかしながら、上記の審議会の議論を踏まえて提案されているリーチサイト規制にかかる改正法条文案においては、非侵害プラットフォームには適用されないことは、次項で述べる通り、条文上明確ではない。デジタル・プラットフォーム上で展開されているコンテンツの全てをデジタル・プラットフォーム事業者が把握することは困難であるところ、条文上、リーチサイト規制について非侵害プラットフォーム事業者もその対象となるように読める場合、刑事罰も課される以上、非侵害プラットフォーム事業者は保守的に自らのプラットフォーム上のコンテンツを幅広く削除せざるを得なくなることが想定される。その結果、削除されることを懸念して、プラットフォーム上で展開される、正当な表現行為の制約又は萎縮効果を招くおそれがある。

（次頁に続く）162

49. Asia Internet Coalition Japan

3. その他

(2) リーチサイト対策について：

(前頁からの続き)

したがって、正当な表現行為を保護する観点からも、非侵害プラットフォーム事業者をリーチサイト規制の対象から条文上明確に除外すべきである。

2. 具体的な懸念事項

改正案第113条第3項における「侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等に該当するウェブサイト等の『公衆への提示』を行っている者又は侵害著作物等利用容易化プログラムに該当するプログラムの『公衆への提供又は提示』を行っている者」が、具体的にどのような当事者を指すのかも条文上不明確であり、非侵害プラットフォーム事業者にも適用があるように読みうる。

例えば、「公衆への提供または提示」を行う主体に関しては、一般に公開されているプラットフォームのサービスが悪用され、いちユーザーにそのサービスのごく一部分がリーチサイトとして使用された場合（例えば、いちユーザーが、一般に公開されているブログサービスを使用して、リーチサイトに該当するようなサイトを運営した場合）、原則として、「公衆への提示」を行っている者とは、当該リーチサイトを直接運営する者を想定しており、一般に対して当該ブログサービスを公開している非侵害プラットフォーム事業者は、本項における「公衆への提示」を行っている主体には直接には該当しないという理解でよいか、条文上明らかにしていただきたい。同様にリーチアプリにおいても、当該アプリを配信しているアプリの開発者が公衆への提供を行っており、アプリ配信のためのプラットフォームを運営する者は、そのプラットフォーム全体がリーチサイトに該当する場合を除き、「公衆への提供」を行っている者には該当しないことを明らかにしていただきたい。

(3) 海賊版対策全般について：回答なし

50. (公社) 日本図書館協会

1. 基本的な考え方：回答なし

2. (1) 懸念事項

- | | | | |
|-----------------|--------|----------------|--------|
| (i) 適法・違法の判断が困難 | : 回答なし | (v) 無料提供のコンテンツ | : 回答なし |
| (ii) スクリーンショット | : 回答なし | (vi) 権利者が黙認の場合 | : 回答なし |
| (iii) 軽微なダウンロード | : 回答なし | (vii) 濫用的な権利行使 | : 回答なし |
| (iv) 二次創作・パロディ | : 回答なし | (viii) その他 | : 回答なし |

2. (2) 要件設定

- (i) 文化庁当初案について：回答なし
- (ii) 理由：回答なし

3. その他

(1) ダウンロード違法化について：

侵害コンテンツのダウンロード違法化等に関して この欄のみ記載し、次のとおり意見を提出させていただきます。図書館は、表現の自由と表裏一体の権利である国民の知る自由を保障する機関です。そのために知的自由が保障される基盤を求める立場から意見を提出します。

新たな創作を阻害する行為として海賊版等への対策は重要であり、効果的な方法を検討実施されることについては、賛同するところですが、一方、さまざまな行為を違法とすること、また、処罰をもって規制することは、逆に新たな創作を阻害することにつながり、慎重な検討が必要と考えます。

図書館は、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年12月19日文科科学省告示第172号）において、“図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする”（第一 総則 五 著作権等の権利の保護）とされており、著作権制度の理解を利用者に伝えることが期待されています。創作者と著作物に敬意を払い、適切な利用を促す取組みを国として、計画的、組織的に行うことが海賊版等への対策となると考えます。

- (2) リーチサイト対策について：回答なし
- (3) 海賊版対策全般について：回答なし

5 1. 日本経済団体連合会知的財産委員会企画部会

○侵害コンテンツのダウンロード違法化への意見（文化庁が用意した様式での回答ではない）

現在、悪質な海賊版による被害が深刻化している。これを踏まえ、総合的な海賊版対策として、侵害コンテンツの違法ダウンロードの対象を全ての種類の著作物に拡大することを含めた著作権法改正案の、第198回通常国会への提出が目指されたが、国民の正当な情報収集等に委縮を生じさせる懸念があるという指摘がなされ、著作権法改正案の提出が見送りとなった。

しかし依然としてインターネット上での著作権侵害による権利者の経済的損失は重大であり、我が国におけるコンテンツの創造及び消費に対する脅威となっているため、悪質な海賊版への対策を行うことは不可欠である。

その際には、現在インターネット上で通常行われる行為が違法行為となることにより、国民の正当な情報収集等に委縮を生じさせたり表現の自由が脅かされたりすることのないよう、諸外国の制度との比較検討を行いつつ、①違法となる行為についてより適切な要件設定を行うこと、②制度改正の内容を広く周知し、併せて啓発活動を行うこと、③必要に応じ権利制限規定の拡充を図ること等の適切な対策を講じるべきである。